

官報

号外

昭和四十九年十二月二十五日

○第七十四回 参議院會議録第六号

昭和四十九年十二月二十五日(水曜日)

午後零時四十二分開議

○議事日程 第六号

昭和四十九年十二月二十五日

午前十時開議

第一 千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会内閣提出、第七十四回国会衆議院送付)

第二 千九百六十七年七月十四日にブラッセルで、千九百六十七年十一月六日にワシントンで、千九百六十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会内閣提出、第七十四回国会衆議院送付)

第三 千九百六十七年六月二日にワシントンで、千九百六十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤謬を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマ

ドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会内閣提出、第七十四回国会衆議院送付)

第四 千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年三月二十日にベルヌで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され及び千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会内閣提出、第七十四回国会衆議院送付)

第五 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 雇用保険法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 文化功労者年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 公団家賃のいつせいで値上げ反対等に関する請願(三件)

第一二 公営住宅入居資格の収入基準改善に関する請願

第一三 国土利用計画法の施行と運用に関する請願(二十九件)

第一四 地方建設業者の保護育成に関する請願(二件)

第一五 国鉄湖西線の輸送力増強等に関する請願

第一六 国鉄車両のし尿処理設備の改良に関する請願(二件)

第一七 榛ノ井線複線化早期完成に関する請願(二件)

第一八 国鉄大阪外環状線建設促進に関する請願

第一九 精神薄弱者に対する運賃割引制度の創設に関する請願

第二〇 有線放送電話制度に関する請願(二件)

第二一 食肉価格の補償に関する請願

第二二 飼料の安定供給確保に関する請願

第二三 農畜産物の価格安定に関する請願

第二四 蚕糸価格の低迷に伴う養蚕農家の危機打開に関する請願

第二五 牛肉の価格安定対策に関する請願(二件)

第二六 外国産生糸の輸入規制及び中間買入数量の限度拡大に関する請願(二件)

第二七 農林年金制度に必要な国庫及び県費補助予算の確保に関する請願

第二八 肉牛生産農家の経営安定のための緊急対策に関する請願

第三〇 大幅な私学助成等に関する請願(四十件)

第三一 病虚弱養護学校の校地取得等に関する請願

第三二 女子教職員の育児休暇立法に関する請願

第三三 大幅な私学助成に関する請願

第三四 公立高校建設のための用地取得に対する国の補助に関する請願(二件)

第三五 義務教育就学児童生徒の通学のための交通(足)の確保等に関する請願(四件)

第三六 私立学校に対する国庫補助金の大幅増額等に関する請願(二件)

第三七 給食費の父母負担、地方自治体負担の軽減のため国の補助の大幅増額に関する請願(二件)

第三八 学校災害補償法制定に関する請願(二件)

第三九 大学院生に対する育英会奨学金等の大幅改善に関する請願

第四〇 私立学校振興助成法(仮称)の制定に関する請願(二件)

第四一 高等学校施設整備に係る財政措置に関する請願(二件)

第四二 学校法人立幼稚園補助金等に関する請願

第四三 大学院生、研究生に対する育英会奨学金等の大幅改善に関する請願

第四四 給食費の父母負担、地方自治体負担軽減のため国の補助の大幅増額に関する請願

第四五 私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(二件)

第四六 私立小・中・高等学校に対する国庫補助金等に関する請願

第四七 私立大学に対する国の助成の大幅増額等に関する請願

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号

○本日の會議に付した案件

- 一、日程一より第一〇まで
- 一、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程一より第四七まで
- 一、国の公署行政の抜本的改善に関する請願外千七百七件の請願
- 一、委員会の審査を閉会中も継続するの件

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。日程第一ないし第四の千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めます。

外三件の条約

(いずれも第七十二回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長二本謙吾君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるとの件
第七十二回国会及び第七十三回国会において本院で継続審査をした右の件を承認することを議決したからこれを送付する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるとの件外三件 一一〇

条約の締結について承認を求めるとの件

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めます。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約

締結国は、

各国の主権及び平等の尊重を基礎として、相互の利益のため、諸国間のよりよき理解及び協力に貢献することを希望し、創作活動を助長するため、全世界にわたつて知的所有権の保護を促進することを希望し、工業所有権の保護並びに文学的及び美術的著作物の保護の分野において設立された各同盟の独立性を十分に尊重しつつ、これらの同盟の管理を近代化しかつ一層効果的なものとすることを希望して、

次のとおり協定する。

第一条 機関の設立

この条約により世界知的所有権機関を設立する。

第二条 定義

この条約の適用上、

(i) 「機関」とは、世界知的所有権機関(WIPO)をいう。

(ii) 「国際事務局」とは、知的所有権国際事務局をいう。

(iii) 「パリ条約」とは、千八百八十二年三月二十日に署名された工業所有権の保護に関する条約及びその改正条約をいう。

(iv) 「ベルヌ条約」とは、千八百八十六年九月九日に署名された文学的及び美術的著作物の保護に関する条約及びその改正条約をいう。

(v) 「パリ同盟」とは、パリ条約によつて設立された国際同盟をいう。

(vi) 「ベルヌ同盟」とは、ベルヌ条約によつて設立された国際同盟をいう。

(vii) 「同盟」とは、パリ同盟、パリ同盟に関連して作られた特別の同盟及び協定、ベルヌ同盟並びに知的所有権の保護の促進を目的とする他の国際協定であつて機関が第四条(ii)の規定に基づきその管理を引き受けるものをいう。

(viii) 「知的所有権」とは、

文芸、美術及び学術の著作物

実演家の実演、レコード及び放送

人間の活動のすべての分野における発明

科学的発見

意匠

商標、サービス・マーク及び商号その他の商業上の表示

不正競争に対する保護

に関する権利並びに産業、学術、文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利をいう。

第三条 機関の目的

機関の目的は、次のとおりとする。

(i) 諸国間の協力により、及び適当な場合には他の国際機関との協力により、全世界にわたつて知的所有権の保護を促進すること。

(ii) 管理に関する同盟間の協力を確保すること。

第四条 任務

前条に定める目的を達成するため、機関は、その適当な内部機関を通じて、各同盟の権限を侵すことなく、

(i) 全世界にわたつて知的所有権の保護を改善すること及びこの分野における各国の国内法令を調和させることを目的とする措置の採用を促進する。

(ii) パリ同盟、パリ同盟に関連して設立された特別の同盟及びベルヌ同盟の管理業務を行う。

(iii) 知的所有権の保護を促進することを目的と

する他の国際協定の管理を引き受けること又はその管理に参加することに同意することが出来る。

(iv) 知的所有権の保護を促進することを目的とする国際協定の締結を奨励する。

(v) 知的所有権の分野において法律に関する技術援助を要請する国に協力する。

(vi) 知的所有権の保護に関して情報を収集し及び広報活動を行い、並びにその研究の成果を公表する。

(vii) 知的所有権の国際的保護を容易にするための役務を提供し、また、適当な場合には、この分野における登録業務を行い及びその登録に係る事項を公表する。

(viii) その他すべての適当な措置をとる。

第五条 加盟国の地位

(1) 機関の加盟国の地位は、第二条(vii)に定義する同盟のいずれかに属する国に対して開放される。

(2) 機関の加盟国の地位は、いずれの同盟にも属しない国に対しても、次のいずれかのことを条件として開放される。

(i) その国が、国際連合、国際連合と連携関係を有する専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国であること又は国際司法裁判所規程の当事国であること。

(ii) その国が、一般総会によりこの条約の締約国となるよう招請された国であること。

第六条 一般総会

(1) (a) いずれかの同盟に属するこの条約の締約国で構成する一般総会を設置する。

(b) 各国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

一般総会は、次のことを行う。

(2)

- (i) 調整委員会の指名に基づいて事務局長を任命すること。
- (ii) 事務局長の機関に関する報告を検討し及び承認し、並びに事務局長に対しすべての必要な指示を与えること。
- (iii) 調整委員会の報告及び活動を検討し及び承認し、並びに調整委員会に対し指示を与えること。
- (iv) 同盟共通経費の三年予算を採択すること。
- (v) 第四条(ii)に規定する国際協定の管理に関して事務局長が提案する措置を承認すること。
- (vi) 機関の財政規則を採択すること。
- (vii) 国際連合の慣行を考慮して事務局の業務用語を決定すること。
- (viii) 前条(ii)の国に対しこの条約の締約国となるよう招請すること。
- (ix) 機関の加盟国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で一般総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。
- (x) その他この条約に基づく必要な任務を遂行すること。
- (xi) 各国は、一の同盟に属するか二以上の同盟に属するかを問わず、一般総会において一の票を有する。
- (xii) 一般総会の構成国の二分の一をもつて定足数とする。
- (xiii) 一般総会は、(b)の規定にかかわらず、いずれの会期においても、代表を出した国の数が一般総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、一般総会の

- 手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかつた一般総会の構成国に対し、その決定を通知し、その通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、その決定は、効力を生ずる。
- (d) (e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、一般総会は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で決定を行う。
- (e) 第四条(ii)に規定する国際協定の管理に関する措置の承認には、投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。
- (f) 国際連合憲章第五十七条及び第六十三条の規定に基づく国際連合との協定の承認には、投じられた票の十分の九以上の多数による議決を必要とする。
- (g) 事務局長の任命(ii)、国際協定の管理に關して事務局長が提案する措置の承認(ii)及び本部の移転第十条については、一般総会においてのみでなく、パリ同盟の総会及びベルヌ同盟の総会においても、それぞれ必要とされる多数の賛成が得られなければならない。
- (h) 棄権は、投票とみなさない。
- (i) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。
- (j) 一般総会は、事務局長の招集により、三年

- ごとに一回、通常会期として会合する。
- (b) 一般総会は、調整委員会の要請又は一般総会の構成国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (c) 会合は、機関の本部において開催する。
- (d) いずれの同盟にも属しないこの条約の締約国は、一般総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。
- (e) 一般総会は、その手続規則を採択する。
- (f) 第七条 締約国会議
 - (1) (a) この条約の締約国(いずれかの同盟に属するかどうかを問わない)で構成する締約国会議を設置する。
 - (b) 各国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
 - (c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。
 - (2) 締約国会議は、次のことを行う。
 - (i) 同盟の権限及び自主性を尊重しつつ、知的所有権の分野における一般的な事項について討議し及びそのような事項に關して勧告を採択すること。
 - (ii) 締約国会議の三年予算を採択すること。
 - (iii) 締約国会議の予算の範囲内で、法律に關する技術援助の三年計画を定めること。
 - (iv) 第十七条に定めるところに従い、この条約の改正を採択すること。

- (v) 機関の加盟国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。
- (vi) その他この条約に基づく必要な任務を遂行すること。
- (3) (a) 各加盟国は、締約国会議において一の票を有する。
- (b) 加盟国の三分の一をもつて定足数とする。
- (c) 第十七条の規定が適用される場合を除くほか、締約国会議は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で決定を行う。
- (d) いずれの同盟にも属しないこの条約の締約国の分担金の総額は、投票によつて決定するものとし、その投票には、それらの国の代表のみが参加する権利を有する。
- (e) 棄権は、投票とみなさない。
- (f) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。
- (4) (a) 締約国会議は、事務局長の招集により、一般総会と同一期間中に同一の場所において、通常会期として会合する。
- (b) 締約国会議は、加盟国の過半数の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (5) 締約国会議は、その手続規則を採択する。
- 第八条 調整委員会
 - (1) (a) この条約の締約国であつて、パリ同盟の執行委員会若しくはベルヌ同盟の執行委員会の構成国であるもの又は双方の執行委員会の構成国であるものから成る調整委員会を設置す

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件外三件 一一二

- る。ただし、いずれの執行委員会も、その構成国の数がその執行委員会を選出した總會の構成国の数の四分の一を超える場合には、その執行委員会の構成国の中から、調整委員会の構成国となる国を指定するものとし、その数は、前記の四分の一を超えてはならない。この場合において、その領域内に機関の本部が所在する国は、その四分の一の計算に含めない。
- (b) 調整委員会の各構成国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
- (c) 調整委員会が、締約国会議の事業計画、予算若しくは議事日程に直接の関係がある事項又はいずれの同盟にも属しないこの条約の締約国の権利若しくは義務に影響を及ぼすようなこの条約の改正の提案を審議する場合に、いずれの同盟にも属しないこの条約の締約国の四分の一が、調整委員会の構成国と同一の権利をもつて調整委員会の会合に参加する。会合に参加すべき国は、締約国会議が各通常会期において指定する。
- (d) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。
- (2) 機関が管理業務を行つてゐる他の同盟がその同盟として調整委員会において代表されることを希望する場合に、その代表者は、調整委員会の構成国の中から任命しなければならぬ。
- (3) 調整委員会は、次のことを行う。
- (i) 二以上の同盟に又は一若しくは二以上の同盟と機関とに共通の利害関係のあるすべての管理上及び財政上の事項その他の事項について、特に同盟共通経費の予算について、同盟の内部機関、一般總會、締約国会議及び事務局長に助言を与えること。
- (ii) 一般總會の議事日程案を作成すること。
- (iii) 締約国会議の議事日程案、事業計画案及び

- 予算案を作成すること。
- (iv) 同盟共通経費の三年予算及び締約国会議の三年予算並びに法律に関する技術援助の三年計画に基づき、年次予算及び年次計画を定めること。
- (v) 事務局長の任期が満了する際に又は事務局長が欠けた場合に、一般總會による事務局長の任命のため、候補者を指名すること。一般總會がその候補者を任命しなかつた場合には、調整委員会は、別の候補者を指名する。この手続は、一般總會が指名された候補者を任命するまで繰り返す。
- (vi) 一般總會の会期から会期までの間に事務局長が欠けた場合に、新事務局長が就任するまでの間について事務局長臨時代理を任命すること。
- (vii) その他この条約に基づいて調整委員会に与えられる任務を遂行すること。
- (4) (a) 調整委員会は、事務局長の招集により、毎年一回、通常会期として会合する。調整委員会は、通常、機関の本部において会合する。
- (b) 調整委員会は、事務局長の発意により又は調整委員会の議長若しくはその構成国の四分の一以上の要請に基づき、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (5) (a) 各国は、(1)(a)に規定する執行委員会のいずれか一方の構成国であるか双方の構成国であるかを問わず、調整委員会において一の票を有する。
- (b) 調整委員会の構成国の二分の一をもつて定足数とする。
- (c) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することが出来る。
- (6) (a) 調整委員会は、投じられた票の単純多数による議決で、意見を表明し及び決定を行う。棄権は、投票とみなさない。
- (b) 単純多数の賛成が得られた場合にも、調整委員会の構成国は、投票後直ちに、その投票

- について次のような方法で特別再計算を行うよう要請することが出来る。すなわち、二の別個の名簿を作成し、その一方にはパリ同盟の執行委員会の構成国の国名を、他方にはベルヌ同盟の執行委員会の構成国の国名を記載する。各国の票は、その国名を記載した名簿ごとに、その国名に対応して記載する。この特別再計算の結果、それぞれの名簿において単純多数の賛成が得られたことが示されない場合には、その投票に係る提案は、採択されたとみなされない。
- (7) 調整委員会の構成国でない機関の加盟国は、調整委員会の会合にオブザーバーを出席させることができる。オブザーバーは、討議に参加する権利を有するが、投票する権利を有しない。調整委員会は、その手続規則を採択する。
- 第九条 国際事務局
- (1) 国際事務局を機関の事務局とする。
- (2) 国際事務局は、事務局長が指揮するものとし、事務局長は、二人以上の事務局次長の補佐を受ける。
- (3) 事務局長は、一定の任期をもつて任命されるものとし、その任期は、六年以上とする。事務局長は、一定の任期をもつて引き続き任命されることが出来る。当初の任期及びその後の任期並びに任命に関するその他のすべての条件は、一般總會が定める。
- (4) (a) 事務局長は、機関の首脳行政官とする。
- (b) 事務局長は、機関を代表する。
- (c) 事務局長は、機関の内部の及び対外的な問題に關し、一般總會に報告を行い、その指示に従う。
- (5) 事務局長は、事業計画案、予算案及び活動に關する定期報告を作成する。事務局長は、それらに關係する政府並びに同盟及び機関の権限のある内部機関に送付する。
- (6) 事務局長及びその指名する職員は、一般總會、締約国会議、調整委員会その他委員会又は

- 作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する職員は、当然にこれらの内部機関の事務局の職務を行う。
- (7) 事務局長は、国際事務局の任務の効果的な遂行に必要な職員を任命する。事務局長は、調整委員会の承認を得て事務局次長を任命する。雇用条件は、事務局長の提案に基づいて調整委員会が承認する職員規則で定める。職員の採用及び勤務条件の決定に当たつては、最高水準の能力、能力及び誠実を確保することに最大の考慮を払う。できる限り広い地理的基礎に基づいて職員を採用することが重要であることについて、十分な考慮を払う。
- (8) 事務局長及び職員の責任の性質は、専ら国際的なものである。事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たつて、いかなる政府又は機関外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長及び職員は、国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動をも差し控えるものとする。各加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者に対してその任務の遂行について影響を及ぼそうとしないことを約束する。
- 第十条 本部
- (1) 機関の本部をジュネーヴに置く。
- (2) 本部の移転は、第六條(3)(d)及び(5)に定めるところに従つて決定することが出来る。
- 第十一条 財政
- (1) 機関は、同盟共通経費の予算及び締約国会議の予算の二の別個の予算を有する。
- (2) (a) 同盟共通経費の予算には、二以上の同盟に關係する経費を計上する。
- (b) (i) 同盟の分担金は、次のものを財源とする。
- (ii) 同盟の總會が、共通経費からのその同盟の受益の程度を考慮して、決定する。
- (iii) 国際事務局がいずれの同盟とも直接の関

係なく提供する役務について支払われる料
金(国際事務局が法律に關する技術援助の
分野において提供する役務について受領す
るものを除く。)

(iii) 國際事務局の刊行物でいづれの同盟とも
直接の關係がないものの販売代金及びこれ
らの刊行物に係る権利の使用料

(iv) 機關に与えられる贈与、遺贈及び補助金
(3)(b)(iv)に規定するものを除く。)

(v) 機關が受領する賃貸料、利子その他の雑
収入

(3)(a) 締約国会議の予算には、締約国会議の会期
の経費及び法律に關する技術援助計画の費用
を計上する。

(b) (a)の予算は、次のものを財源とする。

(i) いずれの同盟にも属しないこの条約の締
約国の分担金

(ii) (a)の予算に対する同盟の拠出金。各同盟
の拠出金の額は、その同盟の總會が決定す
るものとし、各同盟は、(a)の予算への拠出
を義務づけられない。

(iii) 國際事務局が法律に關する技術援助の分
野において提供する役務について受領する
料金

(iv) (a)の目的のために機關に与えられる贈
与、遺贈及び補助金

(4)(a) いずれの同盟にも属しないこの条約の各締
約国は、締約国会議の予算に対する自国の分
担額の決定上、次のいずれかの等級に属する
ものとし、次に定める単位数に基づいて年次
分担金を支払う。

等級 A 一〇
等級 B 三
等級 C 一

(b) (a)に規定する各国は、第十四条(1)の手続を
行い際に、自国が属することを欲する等級を
指定する。いずれの国も、その等級を変更す
ることができる。一層低い等級を選択する国

は、その旨を締約国会議に對しその通常会期
において表明しなければならない。その変更
は、その会期の年の翌年の初めに効力を生ず
る。

(c) (a)に規定する各国の年次分担金の額は、そ
の額とそれらのすべての国の締約国会議の予
算への分担金の總額との比率が、その国の属
する等級の単位数とそれらのすべての国の單
位数の總数との比率に等しくなるような額と
する。

(d) 分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生
ずる。

(e) 予算が新會計年度の開始前に採択されなか
つた場合には、財政規則の定めるところによ
り、前年度の予算をもつて予算とする。

(5) いずれの同盟にも属しないこの条約の締約国
であつてこの条の規定に基づく分担金の支払が
延滞しているもの及びいづれかの同盟に属する
この条約の締約国であつて当該同盟への分担金
の支払が延滞しているものは、その未払の額が
当該年度に先立つ二年度においてその国につい
て支払の義務の生じた分担金の額以上のものと
なつたときは、機關の内部機關で自国が構成国
であるものにおいて、投票権を行使することが
できない。ただし、その内部機關は、支払の延
滞が例外的なかつ避けることのできない事情に
よるものであると認める限り、その国がその内
部機關において引き続き投票権を行使すること
を許すことができる。

(6) 國際事務局が法律に關する技術援助の分野に
おいて提供する役務について支払われる料金の
額は、事務局長が定めるものとし、事務局長
は、それを調整委員会に報告する。

(7) 機關は、調整委員会の承認を経て、政府、公
私的組織、団体又は個人から直接に贈与、遺贈
及び補助金を受けることができる。

(8)(a) 機關は、同盟及びいづれの同盟にも属しな
いこの条約の各締約国の一回限りの支払金か

ら成る運轉資金を有する。運轉資金は、十分
でなかつた場合には、増額される。

(b) 各同盟の一回限りの支払金の額及び運轉資
金の増額の部分に對する各同盟の分担額は、
その同盟の總會が決定する。

(c) いずれの同盟にも属しないこの条約の各締
約国の一回限りの支払金の額及び運轉資金の
増額の部分に對するその国の分担額は、運轉
資金が設けられ又はその増額が決定された年
のその国の分担金に比例する。その比率及び
支払の条件は、締約国会議が、事務局長の提
案に基づきかつ調整委員会の助言を受けた上
で定める。

(9)(a) その領域内に機關の本部が所在する国との
間で締結される本部協定には、運轉資金が十
分でない場合にその国が立替えをすることを
定める。立替えの額及び条件は、その国と機
關との間の別個の取極によつてその都度定め
る。その国は、立替えの義務を有する限り、
当然に調整委員会に議席を有する。

(b) (a)の国及び機關は、それぞれ、書面による
通告により立替えをする約束を廢棄する權利
を有する。廢棄は、通告が行われた年の終わ
りから三年を経過した時に効力を生ずる。

(c) 會計検査は、財政規則の定めるところによ
り、一若しくは二以上の加盟国又は外部の會計
検査専門家が、これらの加盟国又は會計檢
査専門家は、一般總會がこれらの加盟国又は會
計検査専門家の同意を得て指定する。

第十二条 法律上の能力並びに特權及び
免除

(1) 機關は、各加盟国の領域において、その国の
法令に従い、機關の目的の達成及びその任務の
遂行に必要な法律上の能力を享有する。

(2) 機關は、スイス連邦(後に本部が他の国に置
かれた場合には、その国)との間で本部協定を
締結する。

(3) 機關は、機關、その職員及びすべての加盟国

の代表者が機關の目的の達成及びその任務の遂
行に必要な特權及び免除を享有することができ
る。このために、(2)の国以外の加盟国との間で二者間
協定又は多数者間協定を締結することができる。

(4) 事務局長は、(2)及び(3)に規定する協定を交渉
することができるものとし、また、調整委員会
の承認を得た上で機關のためにそれらの協定を
締結し、署名する。

第十三条 他の機關との關係

(1) 機關は、適當な場合には、他の政府間機關と
の間に業務上の連絡を設け、これと協力す
る。このためにそれらの機關との間で締結され
る一般協定は、事務局長が調整委員会の承認を
得た上で締結する。

(2) 機關は、その権限内の事項に關し、國際的な
非政府機關と、及び關係政府の同意を得て国内
の政府機關又は民間団体と協議し及び協力する
ため、適當な取決めを行うことができる。その
ような取決めは、事務局長が調整委員会の承認
を得た上で行う。

第十四条 この条約の締約国となるため
の手続

(1) 第五条に規定する国は、次のいずれかの手続
により、この条約の締約国となり、機關の加盟
国となることのできる。

(i) 批准を条件としないで署名すること。
(ii) 批准を条件として署名し、その後批准書
を寄託すること。

(ii) 加入書を寄託すること。

(2) パリ条約、ベルヌ条約又はその双方の条約の
締約国は、この条約の他のいかなる規定にもか
かわらず、同時に次のいずれかの条約を批准し
若しくはそれに加入する場合又はそれを批准し
若しくはそれに加入した後においてのみ、この
条約の締約国となることのできる。
パリ条約のストックホルム改正条約(その
全体又はその第二十条(1)(b)(i)に定める制限の

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件外三件

一二四

みを付したものを)

ベルヌ条約のストックホルム改正条約(その全体又はその第二十八条(1)(b)に定める制限のみを付したものを)

(3) 批准書又は加入書は、事務局長に寄託する。

第十五条 この条約の効力発生

(1) この条約は、パリ同盟の十の同盟国及びベルヌ同盟の七の同盟国が前条(1)の手続を行つた後三箇月で効力を生ずる。いずれかの国が双方の同盟に属している場合には、その国は、双方の同盟国数に数えられるものとする。これらの二の同盟のいずれにも属しない国であつて、この条約の効力発生の日の三箇月前までに前条(1)の手続を行つたものについても、この条約は、同じ日に効力を生ずる。

(2) この条約は、その他の国については、その国が前条(1)の手続を行つた日の後三箇月で効力を生ずる。

第十六条 留保

この条約に対するいかなる留保も、認められない。

第十七条 改正

(1) この条約の改正の提案は、加盟国、調整委員会又は事務局長が行うことができる。その提案は、遅くとも締約国会議による審議の六箇月前までに、事務局長が加盟国に送付する。

(2) 改正は、締約国会議が採択する。改正がいずれの同盟にも属しないこの条約の締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものである場合には、それらの国も、投票権を有する。他のすべての改正案については、いずれかの同盟に属するこの条約の締約国のみが投票権を有する。改正は、投じられた票の単純多数による議決で採択される。ただし、締約国会議は、パリ同盟の総会及びベルヌ同盟の総会がそれぞれの条約の管理規定の修正の採択について適用される各自の規則に従つてあらかじめ採択した改正の提案についてのみ投票を行う。

(3) 改正は、締約国会議がその改正を採択した時に(2)の規定に基づき改正の提案について投票権を有していた機関の加盟国の四分の三から、それぞれその憲法上の手続に従つて行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された改正は、その改正が効力を生ずる時に機関の加盟国であるすべての国及びその後機関の加盟国となるすべての国を拘束する。ただし、加盟国の財政上の義務を増大する改正は、その改正の受諾を通告した国のみを拘束する。

第十八条 廃棄

(1) いずれの加盟国も、事務局長にあてた通告により、この条約を廃棄することができる。

(2) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

第十九条 通告

事務局長は、すべての加盟国政府に対し次の事項を通告する。

(i) この条約の効力発生の日
(ii) 署名及び批准書又は加入書の寄託
(iii) この条約の改正の受諾及びその改正が効力を生ずる日

第二十条 最終規定

(1)(a) この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本書一通について署名するものとし、スウェーデン政府に寄託する。

(b) この条約は、千九百六十八年一月十三日まで、ストックホルムにおいて署名のために開放しておく。

(2) 事務局長は、関係政府と協議の上、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語及び締約国会議が指定する他の言語による公定訳文を作成する。

(3) 事務局長は、パリ同盟又はベルヌ同盟の加盟国政府に対し、他の国がこの条約に加入する際

にその国の政府に対し、及び要請があつたときはその他の国の政府に対し、この条約及び締約国会議が採択した改正の認証書二通を送付する。これらの政府に送付されるこの条約の署名本書の贈本は、スウェーデン政府が認証する。

(4) 事務局長は、この条約を国際連合事務局に登録する。

第二十一条 経過規定

(1) 最初の事務局長が就任するまでは、この条約において国際事務局又は事務局長というときは、それぞれ、工業的、文学的及び美術的所有権の保護のための合同国際事務局(知的所有権保護合同国際事務局(BIRPI)とも称する)又はその事務局長をいうものとする。

(2)(a) いずれかの同盟に属する国であつてこの条約の締約国となつていないものは、希望するときは、この条約の効力発生の日から五年間、この条約の締約国となつた場合と同一の権利を行使することができる。それらの権利を行使することを希望する国は、その旨の書面による通告を事務局長に寄託するものとし、その通告は、その受領の日効力を生ずる。それらの国は、その五年の期間が満了するまで、一般総会及び締約国会議の構成国とみなされる。

(b) それらの国は、(a)の五年の期間が満了したときは、一般総会、締約国会議及び調整委員会において投票権を有しない。

(c) それらの国は、この条約の締約国となつたときは、再び投票権を有する。

(3)(a) パリ同盟及びベルヌ同盟のすべての同盟国がこの条約の締約国とならない限り、国際事務局及び事務局長は、それぞれ、工業的、文学的及び美術的所有権の保護のための合同国際事務局及びその事務局長としての任務をも行う。

(b) この条約の効力発生の日に(a)にいう合同国際事務局に雇用されている職員は、(a)の経過

期間中、国際事務局にも雇用されているものとみなす。

(4)(a) パリ同盟のすべての同盟国が機関の加盟国となつたときは、パリ同盟事務局の権利、義務及び財産は、機関の国際事務局が承継する。

(b) ベルヌ同盟のすべての同盟国が機関の加盟国となつたときは、ベルヌ同盟事務局の権利、義務及び財産は、機関の国際事務局が承継する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成した。

アフガニスタンのために

南アフリカのために
(批准を条件として)

T・スクーマン
アルバニアのために

アルジェリアのために
(批准を条件として)

A・ハセーヌ
サウディ・アラビアのために

アルゼンティンのために

オーストラリアのために

オーストリアのために

(批准を条件として)

ゴットフリート・H・ターラー
ドクター・ロベルト・ディットリッヒ

バルパドスのために

ベルギーのために

(批准を条件として)

男爵 F・コゲルス

ビルマのために

ボリヴァアのために

ボツワナのために

ブラジルのために

ブルガリアのために

(批准を条件として)

V・チヴァアロフ

ブルンディのために

カンボディアのために

カメルーンのために

(批准を条件として)

D・エカニ

カナダのために

セイロンのために

チリのために

サイプラスのために

コロンビアのために

コンゴ(ブラザヴィル)のために

コンゴ(民主共和国)のために

(批准を条件として)

G・ムレンダ

コスタ・リカのために

象牙海岸のために

(批准を条件として)

ビル

キューバのために

ダホメのために

デンマークのために

(批准を条件として)

J・バルダン

エル・サルヴァドルのために

エクアドルのために

(批准を条件として)

E・サンチエス

スペインのために

(政府の承認を条件として)

J・F・アルコサエール

エレクト・J・ガルシア・テヘドール

アメリカ合衆国のために

(批准を条件として)

ユージン・M・ブラダーマン

エチオピアのために

フィンランドのために

(批准を条件として)

ポール・グスタフソン

フランスのために

(批准を条件として)

B・ド・マントン

ガボンのために

(批准を条件として)

J・F・オイエ

ガンビアのために

ガーナのために

ギリシャのために

(政府の承認を条件として)

J・A・ドラクリス

グアテマラのために

ギニアのために

ガイアナのために

ハイティのために

上ヴォルタのために

ホンデュラスのために

ハンガリーのために

(批准を条件として)

エステルガーヨシュ

モルディヴのために

インドのために

インドネシアのために

(批准を条件として)

イブラヒム・ヤシン

イラクのために

イランのために

(批准を条件として)

A・ダライ

アイルランドのために

ヴァレンティン・アイアモンガー

アイスランドのために

(批准を条件として)

アルニ・トリグバソン

イスラエルのために

(批准を条件として)

G・ガヴリエリ

Z・シェール

イタリアのために

(批准を条件として)

チツビコ

ジョルジョ・ランツイ

ジャマイカのために

(批准を条件として)

高橋通敏

川出千速

安達健二

ジョルダンのために

ケニアのために

(批准を条件として)

M・K・ムウエンドワ

クウェイトのために

ラオスのために

レソトのために

レバノンのために

リベリアのために

リビアのために

リヒテンシュタインのために

(批准を条件として)

マリアンヌ・マルクサー

ルクセンブルグのために

(批准を条件として)

J・P・ホフマン

マダガスカルのために

(批准を条件として)

昭和四十九年十二月二十五日 参議院会議録第六号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件外三件

一二六

ラトヴィアのために マレイシアのために マラウイのために マリのために マルタのために モロッコのために モリタニアのために メキシコのために モナコのために モンゴルのために ネパールのために ニカラグアのために ニジェールのために ナイジェリアのために ノールウェーのために ニュー・ジージラントのために ウガンダのために	パキスタンのために パナマのために パラグアイのために オランダのために ヘルブランド W・G・ベリンフアンテ ペルーのために フィリピンのために ラウロ・バハ M・カイゼル ポルトガルのために アドリアーノ・デ・カルヴァリ ジョゼ・デ・オリヴェイラ・アセン ルイ・アルヴァロ・コスタ・デ・モラ イス・セロン アラブ連合共和国のために 中央アフリカ共和国のために 大韓民国のために ドミニカ共和国のために ドイツ連邦共和国のために	クルト・ヘルテル オイゲン・ウルマー 白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために マルツェフ タンザニア連合共和国のために ヴィエトナム共和国のために ルーマニアのために C・スタネスク L・マリネット T・ブレダ グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために グッドン・グラント ウィリアム・ウォーレス ルワンダのために サン・マリノのために ヴァチカンのために グナール・シュテルナー 西サモアのために セネガルのために シエラ・レオネのために	シンガポールのために ソマリアのために スーダンのために スウェーデンのために ヘルマン・クリング ハンス・モルフ ジョゼフ・ヴォヤム チャードのために チェコスロヴァキアのために タイのために トーゴのために トリニダード・トバゴのために テニジアのために トルコのために ソヴィエト社会主義共和国連邦のために ウルクグアイのために ヴァネズエラのために ニューギニアのために
---	--	--	--

(批准を条件として)
A・イエリッパ
ザンビアのために

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

千九百一十二年四月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十四年六月二日にロンドンで、千九百一十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求め

るの件
第七十二回国会及び第七十三回国会において本院で継続審査をした右の件を承認することを議決したからこれを送付する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

千九百一十二年四月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十四年六月二日にロンドンで、千九百一十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求め

るの件

千九百一十二年四月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十四年六月二日にロンドンで、千九百一十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百一十二年四月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十四年六月二日にロンドンで、千九百一十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

昭和四十九年十二月二十五日 参議院会議録第六号

千九百一十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求め

百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十四年六月二日にロンドンで、千九百一十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約

第一条

- (1) この条約が適用される国は、工業所有権の保護のための同盟を形成する。
- (2) 工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、商号、原産地表示又は原産地名及び不正競争の防止に関するものとする。
- (3) 工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品(例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉)についても用いられる。
- (4) 特許には、輸入特許、改良特許、追加特許等の同盟国の法令によつて認められる各種の特許が含まれる。

第二条

- (1) 各同盟国の国民は、工業所有権の保護に関し、この条約で特に定める権利を享受することなく、他のすべての同盟国において、当該他の同盟国の法令が内国民に對し現在与えており又は将来与えることがある利益を享受する。すなわち、同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に對し内国民と同一の法律上の救済を与えられる。
- (2) もつとも、各同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、保護が請求される国に住所又は營業所を有することが条件とされることはない。
- (3) 司法上及び行政上の手続並びに裁判管轄権については、並びに工業所有権に関する法令上必須

要とされる住所の選定又は代理人の選任については、各同盟国の法令の定めるところによる。

第三条

同盟に属しない国の国民であつて、いずれかの同盟国の領域内に住所又は現業かつ真正の工業上若しくは商業上の營業所を有するものは、同盟国の国民とみなす。

第四条

- A (1) いずれかの同盟国において正規の特許出願若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国において出願をするに關し、以下に定める期間中優先権を有する。
- (2) 各同盟国の国内法令又は同盟国の間で締結された二国間若しくは多数国間の条約により正規の国内出願とされるすべての出願は、優先権を生じさせるものと認められる。
- (3) 正規の国内出願とは、結果のいかんを問わず、当該国内に出願をした日付を確定するために十分なすべての出願をいう。

B 各同盟国において規定する期間の満了前に他の同盟国においてされた後の出願は、その間に行われた行為、例えば、他の出願、当該発明の公表又は実施、当該意匠に係る物品の販売、当該商標の使用等によつて不利な取扱いを受けないものとす。また、これらの行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権能をも生じさせない。優先権の基礎となる最初の出願の日前に第三者が取得した権利に關しては、各同盟国の国内法令の定めるところによる。

C (1) A (1)に規定する優先期間は、特許及び実用新案については十二箇月、意匠及び商標については六箇月とする。

- (2) 優先期間は、最初の出願の日から開始する。出願の日は、期間に算入しない。
- (3) 優先期間は、その末日が保護の請求される国において法定の休日又は所轄庁が出願を受理するために開いていない日に当たるとき

は、その日の後の最初の就業日まで延長される。

- (4) (2)にいう最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願は、先の出願が、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたこと、及びその先の出願がまだ優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は、優先期間の初日とされる。この場合において、先の出願は、優先権の主張の基礎とすることができない。

D

- (1) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしななければならない。各同盟国は、遅くともいつまでにその申立てをしななければならないかを定める。
- (2) (1)の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物(特に特許及びその明細書に關するもの)に掲載する。
- (3) 同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類(明細書、図面等を含む)の謄本の提出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証をも必要とせず、また、いかなる場合にも、後の出願の日から三箇月の期間内においてはいつでも、無料で提出することができる。その謄本には、その主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文を添付するよう要求することができ

- (4) 出願の際には、優先権の申立てについて他の手続を要求することができない。各同盟国は、この条に定める手続がされなかつた場合の効果定める。ただし、その効果は、優先権の喪失を限度とする。

は、その日の後の最初の就業日まで延長される。

一 二 七

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件外三件 一二八

(5) 出願の後においては、他の証拠書類を要求
することが出来る。

最初の出願に基づいて優先権を主張する者
は、その最初の出願の番号を明示するものと
し、その番号は、(2)に定める方法で公表され
る。

E(1) いずれかの同盟国において実用新案登録出
願に基づく優先権を主張して意匠登録出願を
した場合に、優先期間は、意匠について定
められた優先期間とする。

(2) なお、いずれの同盟国においても、特許出
願に基づく優先権を主張して実用新案登録出
願をすることが出来るものとし、また、実用
新案登録出願に基づく優先権を主張して特許
出願をすることも出来る。

F いずれの同盟国も、特許出願人が二以上の優
先権(二以上の国においてされた出願に基づく
ものを含む)を主張することを理由として、又
は優先権を主張して行つた特許出願が優先権の
主張の基礎となる出願に含まれていなかった構
成部分を含むことを理由として、当該優先権を
否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分
をすることが出来ない。ただし、当該同盟国の
法令上発明の単一性がある場合に限る。

優先権の主張の基礎となる出願に含まれてい
なかつた構成部分については、通常の条件に従
い、後の出願が優先権を生じさせる。

G(1) 審査により特許出願が複合的であることが
明らかになつた場合には、特許出願人は、そ
の特許出願を二以上の出願に分割することが
出来る。この場合において、特許出願人は、
その分割された各出願の日付としてものと出
願の日付を用い、優先権の利益があるとき
は、これを保有する。

(2) 特許出願人は、また、自己の発意により、
特許出願を分割することが出来る。この場合
においても、特許出願人は、その分割された
各出願の日付としてものと出願の日付を用

い、優先権の利益があるときは、これを保有
する。各同盟国は、その分割を認める場合の
条件を定めることが出来る。

H 優先権は、発明の構成部分で当該優先権の主
張に係るものが最初の出願において請求の範囲
内のもので記載されていなければならないこと
を理由として、否認することが出来ない。ただし、最
初の出願に係る出願書類の全体により当該構成
部分が明らかにされている場合に限り、

I(1) 出願人が自己の選択により特許又は発明者
証のいずれの出願をもすることが出来る同盟
国においてされた発明者証の出願は、特許出
願の場合と同一の条件でこの条に定める優先
権を生じさせるものとし、その優先権は、特
許出願の場合と同一の効果をもつ。

(2) 出願人が自己の選択により特許又は発明者
証のいずれの出願をもすることが出来る同盟
国においては、発明者証の出願人は、特許出
願について適用されるこの条の規定に従い、
特許出願、実用新案登録出願又は発明者証の
出願に基づく優先権の利益を享受する。

第四条之二

(1) 同盟国の国民が各同盟国において出願した特
許は、他の国(同盟国であるかどうかを問わな
い)において同一の発明について取得した特許
から独立したものとする。

(2) (1)の規定は、絶対的な意味に、特に、優先期
間中に提出された特許が、無効又は消滅の理由
についても、また、通常の存続期間について
も、独立のものであるという意味に解釈しなけ
ればならない。

(3) (1)の規定は、その効力の発生の際に存するす
べての特許について適用する。

(4) (1)の規定は、新たに加入する国がある場合に
は、その加入の際に加入国又は他の国に存する
特許についても、同様に適用する。

(5) 優先権の利益によつて取得された特許につい
ては、各同盟国において、優先権の利益なしに

特許出願がされ又は特許が与えられた場合に認
められる存続期間と同一の存続期間が認められ
る。

第四条之三

発明者は、特許証に発明者として記載される権
利を有する。

第四条之四

特許の対象である物の販売又は特許の対象であ
る方法によつて生産される物の販売が国内法令上
の制限を受けることを理由として、特許を拒絶
し又は無効とすることが出来ない。

第五条

A(1) 特許は、特許権者がその特許を取得した国
にいずれかの同盟国で製造されたその特許に
係る物を輸入する場合にも、効力を失わな
い。

(2) 各同盟国は、特許に基づく排他的権利の行
使から生ずることがある弊害、例えば、実施
がされないことを防止するため、実施権の強
制的設定について規定する立法措置をとるこ
とが出来る。

(3) (2)に規定する弊害を防止するために実施権
の強制的設定では十分でない場合に限り、特
許の効力を失わせることについて規定するこ
とが出来る。特許権の消滅又は特許の取消し
のための手続は、実施権の最初の強制的設定
の日から二年の期間が満了する前には、する
ことが出来ない。

(4) 実施権の強制的設定は、実施がされず又は
実施が十分でないことを理由としては、特許
出願の日から四年の期間又は特許が与えら
れた日から三年の期間のうちいずれか遅く満
了するものが満了する前には、請求すること
が出来ないものとし、また、特許権者がその
不作為につきそれが正当であることを明らかに
した場合には、拒絶される。強制的に設定
された実施権は、排他的なものであつてはな
らないものとし、また、企業又は営業の構成

部分のうち当該実施権の行使に係るものと
もに移転する場合を除くほか、当該実施権に
基づく実施権の許諾の形式によつても、移転
することが出来ない。

(5) (1)から(4)までの規定は、実用新案に準用す
る。

B 意匠の保護は、当該意匠の実施をしないこと
により又は保護される意匠に係る物品を輸入す
ることによつては、失われぬ。

C(1) 登録商標について使用を義務づけている同
盟国においては、相当の猶予期間が経過して
おり、かつ、当事者がその不作為につきそれ
が正当であることを明らかにしない場合にの
み、当該商標の登録の効力を失わせることが
出来る。

(2) 商標の所有者が一の同盟国において登録さ
れた際の形態における商標の識別性に影響を
与えることなく構成部分に変更を加えてその
商標を使用する場合に、その商標の登録の
効力は、失われず、また、その商標に対して
与えられる保護は、縮減されない。

(3) 保護が要求される国の国内法令により商標
の共有者と認められる二以上の工業上又は商
業上の営業所が同一又は類似の商品について
同一の商標を同時に使用しても、いずれかの
同盟国において、その商標の登録が拒絶され、
又はその商標に対して与えられる保護が縮
減されることはない。ただし、その使用の結
果公衆を誤らせることとならず、かつ、その
使用が公共の利益に反しないことを条件とす
る。

D 権利の存在を認めさせるためには、特許の記
号若しくは表示又は実用新案、商標若しくは意
匠の登録の記号若しくは表示を産品に付するこ
とを要しない。

第五条之二

(1) 工業所有権の存続のために定められる料金の
納付については、少なくとも六箇月の猶予期間

が認められる。ただし、国内法令が割増料金を納付すべきことを定めている場合には、それが納付されることを条件とする。

(2) 同盟国は、料金の不納により効力を失った特許の回復について定めることができる。

第五条の三

次のことは、各同盟国において、特許権者の権利を侵害するものとは認められない。

1 当該同盟国の領水に他の同盟国の船舶が一時的に又は偶発的に入った場合に、その船舶の船体及び機械、船具、装備その他の附属物に関する当該特許権者の特許の対象である発明をその船舶内で専らその船舶の必要のために使用すること。

2 当該同盟国に他の同盟国の航空機又は車両が一時的に又は偶発的に入った場合に、その航空機若しくは車両又はその附属物の構造又は機能に関する当該特許権者の特許の対象である発明を使用すること。

第五条の四

ある物の製造方法について特許が取得されている同盟国にその物が輸入された場合には、特許権者は、輸入国で製造された物に関して当該特許に基づきその国の法令によつて与えられるすべての権利を、その輸入物に関して享有する。

第五条の五

意匠は、すべての同盟国において保護される。

第六条

(1) 商標の登録出願及び登録の条件は、各同盟国において国内法令で定める。

(2) もつとも、同盟国の国民がいずれかの同盟国において登録出願をした商標については、本国において登録出願、登録又は存続期間の更新がされていないことを理由として登録が拒絶され又は無効とされることはない。

(3) いずれかの同盟国において正規に登録された商標は、他の同盟国（本国を含む）において登録された商標から独立したものである。

第六条の二

(1) 同盟国は、一の商標が、他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその同盟国において広く認識されていると認められるある当局が認めるものの複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣若しくは翻訳である場合には、その同盟国の法令が許すときは戦権をもつて、又は利害関係人の請求により、当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし、及びその使用を禁止することを約束する。一の商標の要部が、そのようなく認識されている他の一の商標の複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も、同様とする。

(2) (1)に規定する商標の登録を無効とするこの請求については、登録の日から少なくとも五年の期間を認めなければならない。同盟国は、そのような商標の使用の禁止を請求することができる期間を定めることができる。

(3) 悪意で登録を受け又は使用された商標の登録を無効とし又は使用を禁止することの請求については、期間を定めなければならないとする。

第六条の三

(1) 同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章並びに紋章学上これらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらの商標又はその構成部分として使用することの適当な方法によつて禁止する。

(b) (a)の規定は、一又は二以上の同盟国が加盟している政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についても、同様に適用する。ただし、既に保護を保障するための現行の国際協定の対象となつていない紋章、旗章その他の記章、略称及び名称については、この限りでない。

(c) いずれの同盟国も、この条約がその同盟国において効力を生ずる前に善意で取得した権利の所有者の利益を害して(b)の規定を適用することを要しない。(a)に規定する使用又は登録が、当該国際機関と当該紋章、旗章、記章、略称若しくは名称との間に関係があると公衆に暗示するようなものでない場合又は当該使用者と当該国際機関との間に関係があると公衆に誤つて信じさせるようなものと認められない場合には、同盟国は、(b)の規定を適用することを要しない。

(2) 監督用及び証明用の公の記号及び印章の禁止に関する規定は、当該記号又は印章を含む商標が当該記号又は印章の用いられている商品と同一又は類似の商品について使用されるものである場合に限り、適用する。

(3) (a) (1)及び(2)の規定を適用するため、同盟国は、国の記章並びに監督用及び証明用の公の記号及び印章であつて各国が絶対的に又は一定の限度までこの条の規定に基づく保護の下に置くことを現に求めており又は将来求めることがあるものの一覧表並びにこの一覧表に加えられるその後のすべての変更を、国際事務局を通じて、相互に通知することに同意する。各同盟国は、通知された一覧表を適宜公衆の利用に供する。

もつとも、その通知は、国の旗章に関して義務的でない。

(b) (1)(b)の規定は、政府間国際機関が国際事務局を通じて同盟国に通知した当該国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についてのみ適用する。

(4) 同盟国は、異議がある場合には、(3)の通知を受領した時から十二箇月の期間内においては、その異議を国際事務局を通じて関係国又は関係政府間国際機関に通報することができる。

(5) (1)の規定は、国の旗章に関しては、千九百二十

十五年十一月六日の後に登録される商標についてのみ適用する。

(6) 前記の規定は、同盟国の国の記章（旗章を除く）、公の記号及び印章並びに政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称に関する場合は、(3)の通知を受領した時から二箇月を経過した後に登録される商標についてのみ適用する。

(7) 同盟国は、国の記章、記号又は印章を含む商標で千九百二十五年十一月六日以前に登録されたものについても、その登録出願が悪意でされた場合には、当該登録を無効とすることができる。

(8) 各同盟国の国民であつて自国の国の記章、記号又は印章の使用を許可されたものは、当該記章、記号又は印章が他の同盟国の国の記章、記号又は印章と類似するものである場合にも、それらを使用することができる。

(9) 同盟国は、他の同盟国の国の紋章については、その使用が商品の原産地の誤認を生じさせるようなものである場合には、許可を受けないで取引においてその紋章を使用することを禁止することを約束する。

前記の諸規定は、各同盟国が、国の紋章、旗章その他の記章、同盟国により採用された公の記号及び印章並びに(1)に規定する政府間国際機関の識別記号を許可を受けないで使用している商標につき、第六条の五B3の規定に基づいてその登録を拒絶し又は無効とすることを妨げない。

第六条の四

(1) 商標の譲渡が、同盟国の法令により、その商標が属する企業又は営業の移転と同時に行われるときにのみ有効とされている場合において、商標の譲渡が有効と認められるためには、譲渡された商標を付した商品を当該同盟国において製造し又は販売する排他的権利とともに、企業又は営業の構成部分であつて当該同盟国に存在

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件外三件

一三〇

するものを譲受人に移転すれば足りる。

(2) (1)の規定は、譲受人による商標の使用が、当該商標を付した商品の原産地、性質、品位等について事実上公衆を誤らせるようなものである場合に、その商標の譲渡を有効と認める義務を同盟国に課するものではない。

第六条の五

A (1) 本国において正規に登録された商標は、この条で特に規定する場合を除くほか、他の同盟国においても、そのままその登録を認められかつ保護される。当該他の同盟国は、確定的な登録をする前に、本国における登録の証明書で権限のある当局が交付したものを提出させることができる。その証明書には、いかなる公証をも必要としない。

(2) 本国とは、出願人が同盟国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合にその同盟国を、出願人が同盟国にそのような営業所を有しない場合にはその住所がある同盟国を、出願人が同盟国の国民であつて同盟国に住所を有しない場合にはその国籍がある国をいう。

B この条に規定する商標は、次の場合を除くほか、その登録を拒絶され又は無効とされることはない。もつとも、第十条の二の規定の適用は、妨げられない。

1 当該商標が、保護が要求される国における第三者の既得権を害するようなものである場合

2 当該商標が、識別性を有しないものである場合又は商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくは生産の時期を示すため取引上使用されることがある記号若しくは表示のみをもつて、若しくは保護が要求される国の取引上の通用語において若しくはその国の公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになって記号若しくは表示のみをもつて構成されたものである場合

3 当該商標が、道徳又は公の秩序に反するもの、特に、公衆を欺くようなものである場合。ただし、商標に関する法令の規定(公の秩序に関するものを除く)に適合しないことを唯一の理由として、当該商標を公の秩序に反するものと認めてはならない。

C (1) 商標が保護を受けるに適したものであるかどうかを判断するに当たっては、すべての事情、特に、当該商標が使用されてきた期間を考慮しなければならない。

(2) 本国において保護されている商標の構成部分に変更を加えた商標は、その変更が、本国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えず、かつ、商標の同一性を損なわない場合には、他の同盟国において、その変更を唯一の理由として登録を拒絶されることはない。

D いかなる者も、保護を要求している商標が本国において登録されていない場合には、この条の規定による利益を受けることができない。

E もつとも、いかなる場合にも、本国における商標の登録の更新は、その商標が登録された他の同盟国における登録の更新の義務を生じさせるものではない。

F 第四条に定める優先期間内にされた商標の登録出願は、本国における登録が当該優先期間の満了後にされた場合にも、優先権の利益を失わない。

第六条の六

同盟国は、サービスマークを保護することを約束する。同盟国は、サービスマークの登録について規定を設けることを要しない。

第六条の七

(1) 同盟国において商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の許諾を得ないで、一又は二以上の同盟国においてその商標について自己の名義による登録の出願をした場合には、その商標に係る権

利を有する者は、登録異議の申立てをし、又は登録を無効とすること若しくは、その国の法令が認めるときは、登録を自己に移転することを請求することができる。ただし、その代理人又は代表者がその行為につきそれが正当であることを明らかにしたときは、この限りでない。

(2) 商標に係る権利を有する者は、(1)の規定に従うことを条件として、その許諾を得ないでその代理人又は代表者が商標を使用することを阻止する権利を有する。

(3) 商標に係る権利を有する者がこの条に定める権利を行使することができるときは、国内法令で定めることができる。

第七条

いかなる場合にも、商品の性質は、その商品について使用される商標が登録されることについて妨げとはならない。

第七条の二

(1) 同盟国は、その存在が本国の法令に反しない団体に属する団体商標の登録を認めかつ保護することを約束する。その団体が工業上又は商業上の営業所を有しない場合も、同様とする。

(2) 各同盟国は、団体商標の保護について特別の条件を定めることができるものとし、また、公共の利益に反する団体商標についてその保護を拒絶することができる。

(3) もつとも、その存在が本国の法令に反しない団体に對しては、保護が要求される同盟国において設立されていないこと又は保護が要求される同盟国の法令に適合して構成されていないことを理由として、その団体に属する団体商標の保護を拒絶することができる。

第八条

商号は、商標の一部であるかどうかを問わず、すべての同盟国において保護されるものとし、そのためには、登記の申請又は登記が行われていることを必要としない。

第九条

(1) 不法に商標又は商号を付した産品は、その商標又は商号について法律上の保護を受ける権利が認められている同盟国に輸入される際に差し押さえられる。

(2) 差押えは、また、産品に不法に商標若しくは商号を付する行為が行われた同盟国又はその産品が輸入された同盟国の国内においても行われる。

(3) 差押えは、検察官その他の権限のある当局又は利害関係人(自然人であるか法人であるかを問わない)の請求により、各同盟国の国内法令に従つて行われる。

(4) 当局は、通過の場合には、差押えを行うことを要しない。

(5) 同盟国の法令が輸入の際における差押えを認めていない場合には、その差押えの代わりに、輸入禁止又は国内における差押えが行われる。

(6) 同盟国の法令が輸入の際における差押え、輸入禁止及び国内における差押えを認めていない場合には、その法令が必要な修正を受けるまでの間、これらの措置の代わりに、その同盟国の法令が同様の場合に内国民に保障する訴訟その他の手続が、認められる。

第十条

(1) 前条の規定は、産品の原産地又は生産者、製造者若しくは販売人に關し直接又は間接に虚偽の表示が行われている場合についても適用する。

(2) (1)の産品の生産、製造又は販売に従事する生産者、製造者又は販売人であつて、原産地として偽つて表示されている土地、その土地の所在する地方、原産地として偽つて表示されている国又は原産地の虚偽の表示が行われている国に住所を有するものは、自然人であるか法人であるかを問わず、すべての場合において利害関係人と認められる。

第十條の二

- (1) 各同盟国は、同盟国の国民を不正競争から有効に保護する。
- (2) 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。
- (3) 特に、次の行為、主張及び表示は、禁止される。

- 1 いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為
- 2 競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
- 3 産品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

第十條の三

- (1) 同盟国は、第九條から前条までに規定するすべての行為を有効に防止するための適当な法律上の救済手段を他の同盟国の国民に与えることを約束する。
- (2) 同盟国は、更に、利害関係を有する生産者、製造者又は販売者を代表する組合又は団体でその存在が本国の法令に反しないものが、保護が要求される同盟国の法令により国内の組合又は団体に認められている限度において、第九條から前条までに規定する行為を防止するため司法的手段に訴え又は行政機関に申立てをすることができるとなるように措置を講ずることを約束する。

第十一條

- (1) 同盟国は、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に關し、国内法令に従い、特許を受けることができる発明、実用新案、意匠及び商標に仮保護を与える。
- (2) (1)の仮保護は、第四條に定める優先期間を延長するものではない。後に優先権が主張される

場合には、各同盟国の主管庁は、その産品を博覧会に搬入した日から優先期間を開始するものとすることができる。

(3) 各同盟国は、当該産品が展示された事実及び搬入の日付を証明するために必要と認める証拠書類を要求することができる。

第十二條

- (1) 各同盟国は、工業所有権に関する特別の部局並びに特許、実用新案、意匠及び商標を公衆に知らせるための中央資料館を設置することを約束する。
- (2) (1)の部局は、定期的な公報を発行し、次に掲げるものを規則的に公示する。
- (a) 特許権者の氏名及びその特許発明の簡単な表示
- (b) 登録された商標の複製

第十三條

- (1) (a) 同盟は、この条から第十七条までの規定に拘束される同盟国で構成する總會を有する。
- (b) 各同盟国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
- (c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。
- (2) (a) 總會は、次のことを行う。

- (i) 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。
- (ii) 世界知的所有権機関（以下「機関」という。）を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局（以下「国際事務局」という。）に対し、改正會議の準備に関する指示を与えること。ただし、この条から第十七条までの規定に拘束されない同盟国の意見を十分に考慮するものとする。
- (iii) 機関の事務局長の同盟に関する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに機関の事務局長に対し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。

- (iv) 總會の執行委員会の構成国を選出すること。
- (v) 執行委員会の報告及び活動を検討し及び承認し、並びに執行委員会に対し指示を与えること。
- (vi) 同盟の事業計画を決定し及び三年予算を採択し、並びに決算を承認すること。
- (vii) 同盟の財政規則を採択すること。
- (viii) 同盟の目的を達成するために必要と認められる専門委員会及び作業部会を設置すること。

- (ix) 同盟の構成国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で總會の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。
- (x) この条から第十七条までの規定の修正を採択すること。
- (xi) 同盟の目的を達成するため、他の適当な措置をとること。
- (xii) その他この条約に基づく任務を遂行すること。
- (xiii) 機関を設立する条約によつて總會に与えられる権利（總會が受諾するものに限り）を行使すること。

- (b) 總會は、機関が管理業務を行つて他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。
- (3) (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、代表は、一の国のみを代表することができる。
- (b) 前条に規定する工業所有権に関する各国の特別の部局としての性格を有する共通官庁を設立するための特別の取極に基づいて結果した同盟国は、討議において、それらの国の一国をもつて共同の代表とすることができる。
- (4) (a) 總會の各構成国は、一の票を有する。

- (b) 總會の構成国の二分の一をもつて定足数とする。
- (c) 總會は、(b)の規定にかかわらず、いずれの会期においても、代表を出した国の数が總會の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、總會の手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかつた總會の構成国に対し、その決定を通知し、その通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合においては、その決定は、効力を生ずる。

- (d) 第十七條(2)の規定が適用される場合を除くほか、總會の決定は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で行われる。
- (e) 棄権は、投票とみなさない。
- (5) (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、代表は、一の国の名においてのみ投票することである。
- (b) (3) (b)に規定する同盟国は、原則として、總會の会期に自国の代表を出すように努める。もつとも、例外的な理由のために自国の代表を出すことができない場合には、自国の名において投票する権限を他の(3) (b)に規定する同盟国の代表に与えることができる。この場合において、代理投票は、一の国のためにのみ行うことができる。代理投票の権限は、国の元首又は権限を有する大臣が署名する書面によつて与えられる。

- (6) 總會の構成国でない同盟国は、總會の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。
- (7) (a) 總會は、事務局長の招集により、三年ご

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件外三件

一三二

- とに一回、通常会期として会合するものと
し、例外的な場合を除くほか、機関の一般総
会と同一期間中に同一の場所において会合す
る。
- (b) 総会は、執行委員会の要請又は総会の構
成国の四分の一以上の要請があつたときは、
事務局長の招集により、臨時会期として会合
する。
- (8) 総会は、その手続規則を採択する。
- 第十四条
- (1) 総会は、執行委員会を有する。
- (2) (a) 執行委員会は、総会の構成国の中から総会
によつて選出された国で構成する。更に、そ
の領域内に機関の本部が所在する国は、第十
六条(7)(b)の規定が適用される場合を除くほ
か、当然に執行委員会に議席を有する。
- (b) 執行委員会の各構成国の政府は、一人の代
表によつて代表されるものとし、代表は、代
表代理、顧問及び専門家の補佐を受けること
ができる。
- (c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した
政府が負担する。
- (3) 執行委員会の構成国の数は、総会の構成国の
数の四分の一とする。議席の数の決定に当たつ
ては、四で除した余りの数は、考慮に入れな
い。
- (4) 総会は、執行委員会の構成国の選出に当た
り、衡平な地理的配分を考慮し、また、同盟に
関連して作成される特別の取極の締約国が執行
委員会の構成国となることの必要性を考慮す
る。
- (5) (a) 執行委員会の構成国の任期は、その選出が
行われた総会の会期の終了時から総会の次の
通常会期の終了時までとする。
- (b) 執行委員会の構成国は、最大限その構成国
の三分の二まで再選されることが出来る。
- (c) 総会は、執行委員会の構成国の選出及び再
選に関する規則を定める。
- (6) (a) 執行委員会は、次のことを行う。
- (i) 総会の議事日程案を作成すること。
- (ii) 事務局長が作成した同盟の事業計画案及
び三年予算案について総会に提案すること
と。
- (iii) 事務局長が作成した年次事業計画及び年
次予算につき、事業計画及び三年予算の範
囲内で、決定すること。
- (iv) 事務局長の定期報告及び年次会計検査
報告を、適当な意見を付して、総会に提出
すること。
- (v) 総会の決定に従い、また、総会の通常会
期から通常会期までの間に生ずる事態を考
慮して、事務局長による同盟の事業計画の
実施を確保するためすべての必要な措置を
とること。
- (vi) その他この条約に基づいて執行委員会に
与えられる任務を遂行すること。
- (b) 執行委員会は、機関が管理業務を行つてい
る他の同盟にも利害関係のある事項について
は、機関の調整委員会の助言を受けた上で決
定を行う。
- (7) (a) 執行委員会は、事務局長の招集により、毎
年一回、通常会期として会合するものとし、
できる限り機関の調整委員会と同一期間中に
同一の場所において会合する。
- (b) 執行委員会は、事務局長の発意により又は
執行委員会の議長若しくはその構成国の四分
の一以上の要請に基づき、事務局長の招集に
より、臨時会期として会合する。
- (8) (a) 執行委員会の各構成国は、一の票を有す
る。
- (b) 執行委員会の構成国の二分の一をもつて定
足数とする。
- (c) 決定は、投じられた票の単純多数による議
決で行われる。
- (d) 棄権は、投票とみなさない。
- (e) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名
- においてのみ投票することが出来る。
- (9) 執行委員会の構成国でない同盟国は、執行委
員会の会合にオブザーバーとして出席すること
を認められる。
- 第十五条
- (1) 執行委員会は、その手続規則を採択する。
- (2) (a) 同盟の管理業務は、文学的及び美術的著作
物の保護に関する国際条約によつて設立され
た同盟事務局と合同した同盟事務局の継続で
ある国際事務局が行う。
- (b) 国際事務局は、特に、同盟の諸内部機関の
事務局の職務を行う。
- (c) 機関の事務局長は、同盟の首席行政官であ
り、同盟を代表する。
- (2) 国際事務局は、工業所有権の保護に関する情
報を収集し及び公表する。各同盟国は、工業所
有権の保護に関するすべての新たな法令及び公
文書をできる限り速やかに国際事務局に送付す
るものとし、また、工業所有権に関する自国の
部局の刊行物であつて、工業所有権の保護に直
接の関係があり、かつ、国際事務局がその業務
に關して有益であると認めるすべてのものを国
際事務局に提供する。
- (3) 国際事務局は、月刊の定期刊行物を発行す
る。
- (4) 国際事務局は、同盟国に対し、その要請に依
り、工業所有権の保護に関する問題についての
情報を提供する。
- (5) 国際事務局は、工業所有権の保護を促進する
ため、研究を行い及び役務を提供する。
- (6) 事務局長及びその指名する職員は、総会、執
行委員会その他専門委員会又は作業部会のす
べての会合に投票権なしで参加する。事務局長
又はその指名する職員は、当然にこれらの内部
機関の事務局の職務を行う。
- (7) (a) 国際事務局は、総会の指示に従い、かつ、
執行委員会と協力して、この条約(第十三条
から第十七条までの規定を除く)の改正會議
の準備を行う。
- (b) 国際事務局は、改正會議の準備に關し政府
間機関及び国際的な非政府機関と協議するこ
とができる。
- (c) 事務局長及びその指名する者は、改正會議
における審議に投票権なしで参加する。
- (8) 国際事務局は、その他国際事務局に与えられ
る任務を遂行する。
- 第十六条
- (1) (a) 同盟は、予算を有する。
- (b) 同盟の予算は、収入並びに同盟に固有の支
出、諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の
分担金及び場合により機関の締約国会議の予
算に対する提出金から成る。
- (c) 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく
機関が管理業務を行つていゝ又は二以上の
他の同盟にも歸すべき経費をいう。共通経費
についての同盟の分担割合は、共通経費が
同盟にもたらす利益に比例する。
- (2) 同盟の予算は、機関が管理業務を行つてい
る他の同盟の予算との調整の必要性を考慮した上
で決定する。
- (3) 同盟の予算は、次のものを財源とする。
- (i) 同盟国の分担金
- (ii) 国際事務局が同盟の名において提供する役
務について支払われる料金
- (iii) 同盟に關する国際事務局の刊行物の販売代
金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料
- (iv) 贈与、遺贈及び補助金
- (v) 貸貸料、利子その他の雑収入
- (4) (a) 各同盟国は、予算に対する自国の分担額の
決定上、次のいずれかの等級に属するものと
し、次に定める単位数に基づいて年次分担金
を支払う。
- 等級 I 二五
- 等級 II 二〇
- 等級 III 一五
- 等級 IV 一〇

- 等級Ⅴ
等級Ⅵ
等級Ⅶ

(b) 各国は、既に指定している場合を除くほか、批准書又は加入書を寄託する際に、自国が属することを欲する等級を指定する。いずれの国も、その等級を変更することができない。一層低い等級を選択する国は、その旨を総会に對しその通常会期において表明しなければならぬ。その変更は、その会期の年の翌年の初めに効力を生ずる。

(c) 各同盟国の年次分担金の額は、その額とすべての同盟国の同盟の予算への年次分担金の総額との比率が、その国の属する等級の單位数とすべての同盟国の單位数の總数との比率に等しくなるような額とする。

(d) 分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生ずる。

(e) 分担金の支払が延滞している同盟国は、その未払の額が当該年度に先立つ二年度においてその国について支払の義務の生じた分担金の額以上のものとなつたときは、同盟の内部機關で自国が構成国であるものにおいて、投票權を行使することができない。ただし、その内部機關は、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、その国がその内部機關において引き続き投票權を行使することを許すことができる。

(f) 予算が新會計年度の開始前に採択されなかつた場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算をもつて予算とする。

(5) 國際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金の額は、事務局長が定めるものとし、事務局長は、それを總會及び執行委員會に報告する。

(6) (a) 同盟は、各同盟国の一回限りの支払金からなる運轉資金を有する。運轉資金が十分でな

- (b) 運転資金に対する各同盟国の当初の支払金の額及び運転資金の増額の部分に対する各同盟国の分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年のその国の分担金に比例する。
 - (c) (b)の比率及び支払の条件は、総会が、事務局長の提案に基づきかつ機関の調整委員会の助言を受けた上で定める。
 - (7) (a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合にその国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によつてその都度定める。その国は、立替えの義務を有する限り、当然に執行委員会に議席を有する。
 - (b) (a)の国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終りから三年を経過した時に効力を生ずる。
 - (8) 会計検査は、財政規則の定めるところにより、一若しくは二以上の同盟国又は外部の会計検査専門家が行う。これらの同盟国又は会計検査専門家は、総会がこれらの同盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。
- 第十七条
- (1) 第十三条からこの条までの規定の修正の提案は、総会の構成国、執行委員会又は事務局長が行うことができる。その提案は、遅くとも総会による審議の六箇月前までに、事務局長が総会の構成国に送付する。
 - (2) (1)の諸条の修正は、総会が採択する。採択には、投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。ただし、第十三条及びこの(2)の規定の修正には、投じられた票の五分の四以上の多数による議決を必要とする。
 - (3) (1)の諸条の修正は、その修正が採択された時

に總會の構成國であつた國の四分の三から、それぞれの憲法上の手續に従つて行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された(1)の諸條の修正は、その修正が効力を生ずる時に總會の構成國であるすべての國及びその後に總會の構成國となるすべての國を拘束する。ただし、同盟國の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した國のみを拘束する。

第十八条

- (1) この条約は、同盟の制度を完全なものにする
ような改善を加えるため、改正に付される。
- (2) このため、順次にいずれかの同盟国におい
て、同盟国の代表の間で会議を行う。
- (3) 第十三条から前条までの規定の修正は、前条
の規定に従つて行う。

第十九条

同盟国は、この条約の規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取極を行う権利を留保する。

第二十条

- (1)(a) 各同盟国は、この改正条約に署名している場合にはこれを批准することができるものとすし、署名していない場合にはこれに加入することができる。批准書及び加入書は、事務局長に寄託する。

谷同盟国は

- て批准又は加入の効果は(イ)又は(ロ)という規定には及ばないことを宣言することができ。る。
- (イ) 第一条から第十二条までの規定
- (ロ) 第十三条から第十七条までの規定
- (ハ) (ロ)の規定に従ひ(ロ)の二群のうち一群については、批准又は加入の効果は排除した各同盟国は、その後いつでも、批准又は加入の効果はその群に及ぼすことを宣言することができ。る。その宣言は、事務局長に寄託する。

- (2)(a) 第一条から第十二条までの規定は、(1)(b)の規定に基づく宣言を行うことなく批准書又は加入書を寄託した最初の十の同盟国については、その十番目の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。
- (b) 第十三条から第十七条までの規定は、(1)(b)の規定に基づく宣言を行うことなく批准書又は加入書を寄託した最初の十の同盟国については、その十番目の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。
- (c) (1)(b)(i)にいう規定が(a)の規定に従つて、(1)(b)(ii)にいう規定が(b)の規定に従つて、それぞれ最初に効力を生ずることを条件として、及び(1)(b)の規定に従うことを条件として、第一条から第十七条までの規定は、(a)及び(b)の同盟国以外の同盟国であつて、批准書若しくは加入書を寄託するもの又は(1)(c)の規定に基づく宣言を寄託するものについては、事務局長がその寄託を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が、寄託された批准書、加入書又は宣言において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。
- (3) 第十八条から第三十条までの規定は、批准書又は加入書を寄託する各同盟国について、(1)(b)の二群がそれぞれ(2)(a)、(b)又は(c)の規定に従いその国について効力を生ずる日のうち早い方の日に効力を生ずる。
- 第二十一条
- (2)(a) 同盟に属しない国でこの改正条約の効力発生の日の一箇月前までに加入書を寄託したもののについては、この改正条約は、その加入書において一層遅い日が指定されていない限り

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件外三件

一三四

り、前条(2)(a)又は(b)の規定によりこの改正条約が最初に効力を生ずる日に効力を生ずる。

(i) この改正条約の効力発生の日に第一条から第十二条までの規定が効力を生じていない場合には、前記の国は、それらの規定が効力を生ずるまでの暫定期間中は、それらの規定に代えて、リスボン改正条約第一条から第十二条までの規定に拘束される。

(ii) この改正条約の効力発生の日に第十三条から第十七条までの規定が効力を生じていない場合には、前記の国は、それらの規定が効力を生ずるまでの暫定期間中は、それらの規定に代えて、リスボン改正条約第十三条及び第十四条(3)から(5)までの規定に拘束される。

加入書において一層遅い日を指定した国については、この改正条約は、そのように指定された日に効力を生ずる。

(b) 同盟に属しない国でこの改正条約の一の群の規定のみが効力を生じた日の後に又はその日前一箇月未満の期間内に加入書を寄託したものについては、この改正条約は、(a)のただし書の規定に従うことを条件として、事務局長がその加入を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が加入書において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(3) 同盟に属しない国でこの改正条約が全体として効力を生じた日の後に又はその日前一箇月未満の期間内に加入書を寄託したものについては、この改正条約は、事務局長がその加入を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が加入書において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

第二十二條

批准又は加入は、第二十條(1)(b)及び第二十八條(2)の規定に基づく例外が適用される場合を除くほか、当然に、この改正条約のすべての条項の受諾及びこの改正条約に定めるすべての利益の享受を伴う。

第二十三條

この改正条約が全体として効力を生じた後は、いずれの国も、この条約の従前の改正条約に加入することができない。

第二十四條

(1) いずれの国も、自国が対外関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用する旨を、当該領域を指定して、批准書若しくは加入書において宣言し又は、その後いつでも、書面により事務局長に通告することができる。

(2) (1)の宣言又は通告を行った国は、当該領域の全部又は一部についてこの条約が適用されなくなる旨を、事務局長にいつでも通告することができる。

(3) (a) (1)の規定に基づいて行われた宣言は、その宣言を付した批准又は加入と同一の日に効力を生ずるものとし、(1)の規定に基づいて行われた通告は、事務局長によるその通報の後三箇月で効力を生ずる。
(b) (2)の規定に基づいて行われた通告は、事務局長によるその受領の後十二箇月で効力を生ずる。

第二十五條

(1) この条約の締約国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。

(2) いずれの国も、その批准書又は加入書を寄託する時には、自国の国内法令に従いこの条約を実施することができる状態になつていなければならないと了解される。

第二十六條

(1) この条約は、無期限に効力を有する。

(2) いずれの同盟国も、事務局長に於てた通告により、この改正条約を廃棄することができる。

その廃棄は、従前のすべての改正条約の廃棄を伴うものとし、廃棄を行った国についてのみ効力を生ずる。他の同盟国については、この条約は、引き続き効力を有する。

(3) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

(4) いずれの国も、同盟の構成国となつた日から五年の期間が満了するまでは、この条約に定める廃棄の権利を行使することができない。

第二十七條

(1) この改正条約は、それが適用される同盟国相互の関係においては、それが適用される範囲において、千八百八十三年三月二十日のパリ条約及びその後の改正条約に代わる。

(2) (a) この改正条約が適用されない同盟国又はこの改正条約が全体としては適用されない同盟国で、千九百五十八年十月三十一日のリスボン改正条約が適用されるものとの関係においては、リスボン改正条約が、全体として、又は(1)の規定によりこの改正条約がそれに代わる範囲を除き、引き続き効力を有する。
(b) 同様に、この改正条約又はその一部及びリスボン改正条約が適用されない同盟国との関係においては、千九百三十四年六月二日のロンドン改正条約が、全体として、又は(1)の規定によりこの改正条約がそれに代わる範囲を除き、引き続き効力を有する。

(c) 同様に、この改正条約又はその一部、リスボン改正条約及びロンドン改正条約が適用されない同盟国との関係においては、千九百二十五年十一月六日のヘーグ改正条約が、全体として、又は(1)の規定によりこの改正条約がそれに代わる範囲を除き、引き続き効力を有する。

(3) 同盟に属しない国でこの改正条約の締約国となるものは、この改正条約の締約国でない同盟

国又はこの改正条約の締約国であるが第二十條(1)(b)の規定に基づく宣言を行つた同盟国との関係において、この改正条約を適用する。それらの国は、当該同盟国が、それらの国との関係において、当該同盟国が締約国となつていない最新の改正条約を適用することを認める。

第二十八條
(1) この条約の解釈又は適用に関する二以上の同盟国の間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、いずれか一の紛争当事国が、国際司法裁判所規程に合致した請求を行うことにより、国際司法裁判所に付託することができ、紛争を国際司法裁判所に付託する国は、その旨を国際事務局に通報するものとし、国際事務局は、それを他の同盟国に通報する。

(2) いずれの国も、この改正条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、(1)の規定に拘束されないことを宣言することができる。
(1)の規定は、その宣言を行つた国と他の同盟国との間の紛争については、適用されない。
(3) (2)の規定に基づく宣言を行つた国は、事務局長に於てた通告により、その宣言をいつでも撤回することができる。

第二十九條
(1) (a) この改正条約は、フランス語による本書一通について署名するものとし、スウェーデン政府に寄託する。
(b) 事務局長は、関係政府と協議の上、ドイツ語、英語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及び総会が指定する他の言語による公定訳文を作成する。
(c) これらの条約文の解釈に相違がある場合には、フランス文による。

(2) この改正条約は、千九百六十八年一月十三日まで、ストックホルムにおいて署名のために開放しておく。
(3) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、及

び要請があつたときは他の国の政府に対し、スウェーデン政府が認証したこの改正条約の署名本書の謄本二通を送付する。

(4) 事務局長は、この改正条約を国際連合事務局に登録する。

(5) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、署名、批准書又は加入書の寄託、批准書若しくは加入書に付された宣言又は第二十条(1)(c)の規定に基づいて行われた宣言の寄託、この改正条約のいづれかの規定の効力の発生、廃棄の通告及び第二十四条の規定に基づいて行われた通告を通報する。

第三十条

(1) 最初の事務局長が就任するまでは、この改正条約において機関の国際事務局又は事務局長というときは、それぞれ、同盟事務局又はその事務局長をいうものとする。

(2) 第十三条から第十七条までの規定に拘束されない同盟国は、希望するときは、機関を設立する条約の効力発生の日から五年間、第十三条から第十七条までの規定に拘束される場合と同様にそれらの規定に定める権利を行使することが出来る。それらの権利を行使することを希望する国は、その旨の書面による通告を事務局長に寄託するものとし、その通告は、その受領の日効力を生ずる。それらの国は、その五年の期間が満了するまで、總會の構成国とみなされる。

(3) すべての同盟国が機関の加盟国とならない限り、機関の国際事務局は同盟事務局としても、事務局長は同盟事務局の事務局長としても、それぞれ、職務を行う。

(4) すべての同盟国が機関の加盟国となつたときは、同盟事務局の権利、義務及び財産は、機関の国際事務局が承継する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この改正条約に署名した。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成した。

南アフリカのために
T・スクーマン

アルジェリアのために
第二十八条(2)の規定に基づく留保を付して
A・ハセーヌ

アルゼンティンのために
オーストラリアのために

オーストラリアのために
オーストリアのために
ゴットフリート・H・ターラー

ベルギーのために
男爵 F・コーゲルス

ブラジルのために
ブルガリアのために

第二十八条(2)の規定に基づく留保を付して
V・チヴァロフ

カメルーンのために
エカニ

カナダのために
セイロンのために

サイプラスのために
コンゴ(ブラザヴィル)のために

象牙海岸のために
ビル

キューバのために
A・M・ゴンサレス

ダホメのために
デンマークのために

ユリー・オールセン
スペインのために
J・F・アルコヴェール

エレクト・J・ガルシア・テヘドール
アメリカ合衆国のために
ユージン・M・ブラダーマン

フィンランドのために
ポール・グスタフソン

フランスのために
B・ド・マントン

ガボンのために
S・F・オヨエ

ギリシャのために
J・A・ドラクリス

ハイティのために
上ヴォルタのために

ハンガリーのために
エステルガイヨシュ

インドネシアのために
第二十八条(2)の規定に基づく留保を付して
イブラヒム・ヤシン

イランのために
A・ダライ

アイルランドのために
ヴァレンティン・アイアモンガー

アイスランドのために
アルニ・トリグバソン

イスラエルのために
Z・シェール

G・ガバリエリ
イタリアのために
チッピコ

ジョルジョ・ランツイ
日本国のために
高橋通敏

川出千速

ケニアのために
M・K・ムウエンドワ

ラオスのために
レバノンのために

リヒテンシュタインのために
マリアンヌ・マルクサー

ルクセンブルグのために
J・P・ホフマン

マダガスカルのために
ラトヴォンドリアカ

マラウイのために
モロココのために
フセーヌ

モリタニアのために
メキシコのために

モナコのために
J・M・ノタリ

ニジェールのために
A・ライト

ナイジェリアのために
ノールウェーのために
イエンス・エーベンセン

ニールウェーのために
B・スチューエボルド・ラッセン

ニュー・ジラランドのために
ウガンダのために

オランダのために
ヘルブランド

W・G・ベリンファンテ
フィリピンのために
ラウロ・バハ

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件外三件

一三六

ポーランドのために

第二十八条(2)の規定に基づく留保を付して

M・カイゼル

ポルトガルのために

アドリアーノ・デ・カルヴァリョ

ジョゼ・デ・オリヴェイラ・アセンソン

ルイ・アルヴァロ・コスタ・デ・モライ

ス・セロン

アラブ連合共和国のために

中央アフリカ共和国のために

L・P・ガンバ

ドミニカ共和国のために

ドイツ連邦共和国のために

クルト・ヘルテル

ヴィエトナム共和国のために

ルーマニアのために

第二十八条(2)の規定に基づく留保を付して

C・スタネスク

マリネット

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国のために

ゴードン・グラント

ウイリアム・ウォーレス

サン・マリノのために

ヴァチカンのために

グナール・シュテルナー

セネガルのために

A・セック

スウェーデンのために

ヘルマン・クリング

オーケ・フォン・ツウエイクベルク

スイスのために

ハンス・モルフ

ジョゼフ・ヴォヤム

シリアのために

タンザニアのために

チャードのために

チェコスロヴァキアのために

トリニダード・トバゴのために

テニジアのために

M・ケダディ

トルコのために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

第二十八条(2)の規定に基づく留保を付して

マルツェフ

ウルグアイのために

ユーゴスラヴィアのために

A・イエリツチ

ザンビアのために

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百

百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三

十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十

八年十月三十一日にリスボンで改正された虚

偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止

に関する千八百九十一年四月十四日のマド

リッド協定の千九百六十七年七月十四日のス

トックホルム追加協定の締結について承認を

求めるの件

第七十二回国会及び第七十三回国会において本

院で継続審査をした右の件を承認することを議

決したからこれを送付する。

昭和四十九年十二月二十日

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九

百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三

十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十

八年十月三十一日にリスボンで改正された虚

偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止

に関する千八百九十一年四月十四日のマド

リッド協定の千九百六十七年七月十四日のス

トックホルム追加協定の締結について承認を

求めるの件

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百

二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四

年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十

月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を

生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十

一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七

年七月十四日のストックホルム追加協定の締結に

ついて、日本国憲法第七十三号ただし書の

規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百十一年六月二日にワシントンで、千

九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九

百三十四年六月二日にロンドンで及び千九

百五十八年十月三十一日にリスボンで改正

された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地

表示の防止に関する千八百九十一年四月十

四日のマドリッド協定の千九百六十七年七

月十四日のストックホルム追加協定

第一条

虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止

に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド

協定(以下「マドリッド協定」といふ、千九百十

一年六月二日にワシントンで改正されたもの、千九

百二十五年十一月六日にヘーグで改正されたもの、千九

百三十四年六月二日にロンドンで改正されたもの、千九百五十八年十月三十一日にリス

ボンで改正されたもの(以下「リスボン改正協定」といふ)を含む)の加入書は、世界的所有権機

関の事務局長(以下「事務局長」といふ)に寄託す

る。事務局長は、その寄託をマドリッド協定の締

約国に通告する。

第二条

リスボン改正協定第五条及び第六条(2)において

同盟の一般条約第十六条、第十六条の二及び第十

七条の二というときは、工業所有権の保護に関す

るパリ条約のストックホルム改正条約の規定のう

ちこれらの規定に相当するものをいうものとす

る。

第三条

(1) マドリッド協定の締約国は、この追加協定に

署名することができるものとし、リスボン改正

協定を批准し又はこれに加入している国は、こ

の追加協定を批准し又はこれに加入することが

できる。

(2) 批准書又は加入書は、事務局長に寄託する。

第四条

リスボン改正協定を批准しておらず又はこれに

加入していない国は、その国のリスボン改正協定へ

の加入が効力を生ずる日から、この追加協定第一

条及び第二条の規定に拘束される。ただし、その日

にこの追加協定が次条(1)の規定に従つて効力を生

じていない場合には、その国は、この追加協定が

同条(1)の規定に従つて効力を生ずる日から、この

追加協定第一条及び第二条の規定に拘束される。

第五条

(1) この追加協定は、世界的所有権機関を設立

する千九百六十七年七月十四日のストックホル

ム条約の効力発生の日に効力を生ずる。ただ

し、その日にこの追加協定の少なくとも二の批

准書又は加入書が寄託されていない場合には、

この追加協定は、この追加協定の二の批准書又

は加入書が寄託される日に効力を生ずる。

(2) この追加協定が(1)の規定に従つて効力を生じ

た日の後に批准書又は加入書を寄託する国につ

いては、この追加協定は、事務局長がその批准

又は加入を通告した日の後三箇月で効力を生ず

る。

第六条

(1) この追加協定は、フランス語による本書一通

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件外三件 一三八

著作物に関する著作者の権利の保護のための同盟を形成する。

第二条

- (1) 「文学的及び美術的著作物」には、表現の方法又は形式のいかんを問わず、書籍、小冊子その他の文書、講演、演説、説教その他これらと同性質の著作物、演劇用又は楽劇用の著作物、舞踊及び無言劇の著作物、楽曲(歌詞を伴うかどうかを問わない)、映画の著作物(映画に類似する方法で表現された著作物を含む。以下同じ。)、素描、絵画、建築、彫刻、版画及び石版面の著作物、写真の著作物(写真に類似する方法で表現された著作物を含む。以下同じ。)、応用美術の著作物、図解及び地図並びに地理学、地形学、建築学その他の科学に関する図面、略図及び模型のような文芸、学術及び美術の範囲に属するすべての製作物を含む。
- (2) もつとも、文学的及び美術的著作物の全体又はその一若しくは二以上の種類について、それらの著作物が物に固定されていない限り保護されないことを定める権能は、同盟国の立法に留保される。
- (3) 文学的又は美術的著作物の翻訳、翻案、編曲等による改作物は、その原作物の著作者の権利を害することなく、原著物として保護される。
- (4) 立法上、行政上及び司法上の公文書並びにその公的な翻訳物に与えられる保護は、同盟国の法令の定めるところによる。
- (5) 素材の選択又は配列によつて知的創作物を形成する百科辞典及び選集のような文学的又は美術的著作物の編集物は、その編集物の部分を構成する各著作物の著作者の権利を害することなく、知的創作物として保護される。
- (6) 前記の著作物は、すべての同盟国において保護を受ける。この保護は、著作者及びその承継人のために与えられる。
- (7) 応用美術の著作物及び意匠に関する法令の適

用範囲並びにそれらの著作物及び意匠の保護の条件は、第七條(4)の規定に従うことを条件として、同盟国の法令の定めるところによる。本国において専ら意匠として保護される著作物については、他の同盟国において、その国において意匠に与えられる特別の保護しか要求することができない。ただし、その国においてそのような特別の保護が与えられない場合には、それらの著作物は、美術的著作物として保護される。

- (8) この条約の保護は、単なる報道にすぎない時事の記事又は雑報については適用されない。

第二条之二

- (1) 政治上の演説及び裁判手続においてされた陳述につき前条に定める保護の一部又は全部を排除する権能は、同盟国の立法に留保される。
- (2) 報道の目的上正当な範囲内において、公に行われた講演、演説その他これらと同性質の著作物を新聞雑誌に掲載し、放送し、有線により公に伝達し及び第十一條(2)に規定する公の伝達の対象とする場合の条件を定める権能も、また、同盟国の立法に留保される。

- (3) もつとも、著作者は、(1)及び(2)に規定する著作物を編集物とする排他的権利を享有する。

第三条

- (1) 次の者は、次の著作物について、この条約によつて保護される。
 - (a) いずれかの同盟国の国民である著作者の著作物(発行されているかどうかを問わない。)
 - (b) いずれかの同盟国の国民でもない著作者の著作物のうち、いずれかの同盟国において最初に発行されたものと並びに同盟に属しない国及びいずれかの同盟国において同時に発行されたもの
- (2) いずれかの同盟国の国民でもない著作者でいずれかの同盟国に常居所を有するものは、この条

約の適用上、その同盟国の国民である著作者とみなす。

- (3) 「発行された著作物」とは、複製物の作成方法のいかんを問わず、著作者の承諾を得て刊行された著作物であつて、その性質にかんがみ公衆の合理的な要求を満たすような数量の複製物が提供されたものをいう。演劇用若しくは楽劇用の著作物又は映画の著作物の上演、音楽の著作物の演奏、文学的著作物の朗読、文学的又は美術的著作物の伝達又は放送、美術的著作物の展示及び建築の著作物の建設は、発行を意味しない。
- (4) 最初の発行の国を含む二以上の国において最初の発行の日から三十日以内に発行された著作物は、それらの国において同時に発行されたものとみなす。

第四条

- 次の者は、前条に定める条件が満たされない場合にも、この条約によつて保護される。
 - (a) いずれかの同盟国に主たる事務所又は常居所を有する者が製作者である映画の著作物の著作者
 - (b) いずれかの同盟国において建設された建築の著作物の著作者又はいずれかの同盟国に所在する不動産と一体となつている絵画的及び彫塑的美術的著作物の著作者

第五条

- (1) 著作者は、この条約によつて保護される著作物に関し、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることがある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する。
- (2) (1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらずな

を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

- (3) 著作物の本国における保護は、その国の法令の定めるところによる。もつとも、この条約によつて保護される著作物の著作者がその著作物の本国の国民でない場合にも、その著作者は、その著作物の本国において内国著作者と同一の権利を享有する。
- (4) 次の著作物については、次の国を本国とする。
 - (a) いずれかの同盟国において最初に発行された著作物については、その同盟国。もつとも、異なる保護期間を認める二以上の同盟国において同時に発行された著作物については、これらの国のうち法令の許与する保護期間が最も短い国とする。
 - (b) 同盟に属しない国及びいずれかの同盟国において同時に発行された著作物については、その同盟国
 - (c) 発行されていない著作物又は同盟に属しない国において最初に発行された著作物でいずれかの同盟国においても同時に発行されなかつたものについては、その著作者が国民である同盟国。ただし、次の著作物については、次の国を本国とする。
 - (i) いずれかの同盟国に主たる事務所又は常居所を有する者が製作者である映画の著作物については、その同盟国
 - (ii) いずれかの同盟国において建設された建築の著作物又はいずれかの同盟国に所在す

る不動産と一体となつてゐる絵画的及び彫塑的美術の著作物については、その同盟国

第六条

(1) 同盟に属しない国がいずれかの同盟国の国民である著作物の著作物を十分に保護しない場合には、その同盟国は、最初の発行の時に於いて当該同盟に属しない国の国民であつて、かつ、いずれの同盟国にも常居所を有していない著作物の著作物の保護を制限することができる。最初の発行の国がこの権能を行使する場合には、他の同盟国は、そのように特殊な取扱いを受ける著作物に対し、最初の発行の国において与えられる保護よりも厚い保護を与えることを要しない。

(2) (1)の規定に基づく制限は、その実施前にいずれかの同盟国において発行された著作物についてその著作物が既に取得した権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

(3) この条の規定に基づいて著作物の権利の保護を制限する同盟国は、その旨を、その保護の制限の対象となる国及びその国民である著作物の権利に対する制限を明記した宣言書により、世界知的所有権機関事務局長(以下「事務局長」という。)に通告する。事務局長は、その宣言をすべての同盟国に直ちに通報する。

第六條之二

(1) 著作物は、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名譽又は聲望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する。

有する。

(2) (1)の規定に基づいて著作者に認められる権利は、著作物の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、保護が要求される国の法令により資格を与えられる人又は団体の批准又はこれへの加入の時に効力を有する法令において、(1)の規定に基づいて認められる権利のすべてについて著作物の死後における保護を確保することを定めていない国は、それらの権利のうち一部の権利が著作物の死後は存続しないことを定める権能を有する。

(3) この条において認められる権利を保全するための救済の方法は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

第七條

(1) この条約によつて許与される保護期間は、著作物の生存の間及びその死後五十年とする。

(2) もつとも、同盟国は、映画の著作物については、保護期間が、著作物の承諾を得て著作物が公衆に提供された時から五十年で、又は、著作物がその製作の時から五十年以内に著作物の承諾を得て公衆に提供されないときは、製作の時から五十年で満了することを定める権能を有する。

(3) 無名又は変名の著作物については、この条約によつて許与される保護期間は、著作物が適法に公衆に提供された時から五十年で満了する。ただし、著作物の用いた変名がその著作物を示すことについて疑いがない場合には、保護期間は、(1)に定める保護期間とする。無名又は変名の著作物の著作物が第一文の期間内にその著作物の著作物であることを明らかにする場合に、適用される保護期間は、(1)に定める保護期間とする。同盟国は、著作物が五十年前に死亡していると推定する十分な理由のある無名又は変名の著作物を保護することを要しない。

(4) 写真の著作物及び美術的著作物として保護される応用美術の著作物の保護期間を定める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、その保護期間は、それらの著作物の製作の時から二十五年よりも短くしてはならない。

(5) 著作物の死後の保護期間及び(2)から(4)までに定める保護期間は、著作物の死亡の時又は(2)から(4)までに規定する事実が発生した時から始まる。ただし、これらの保護期間は、死亡の年又はそれらの事実が発生した年の翌年の一月一日から計算する。

(6) 同盟国は、前記の保護期間よりも長い保護期間を許与する権能を有する。

(7) この条約のローマ改正条約に拘束される同盟国であつて、この改正条約の署名の時に効力を有する国内法令において前記の保護期間よりも短い保護期間を許与するものは、この改正条約に加入し又はこれを批准する場合にも、それらの保護期間を維持する権能を有する。

(8) いずれの場合にも、保護期間は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。ただし、その国の法令に別段の定めがない限り、保護期間は、著作物の本国において定められる保護期間を超えることはない。

第七條之二

前条の規定は、著作権が著作物の共同著作者の共有に属する場合にも適用する。ただし、著作物の死亡の時から計算する期間は、共同著作者のうちの最後の生存者の死亡の時から計算する。

第八條

文学的及び美術的著作物の著作物でこの条約によつて保護されるものは、その著作物に関する権利の存続期間中、その著作物を翻訳し又はその翻訳を許諾する排他的権利を享有する。

第九條

(1) 文学的及び美術的著作物の著作物でこの条約によつて保護されるものは、これらの著作物の複製(その方法及び形式のいかんを問わない。)を許諾する排他的権利を享有する。

(2) 特別の場合について(1)の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作物の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

第十條

(1) 既に適法に公衆に提供された著作物からの引用(新聞雑誌の要約の形で新聞紙及び定期刊行物の記事からの引用を含む)は、その引用が公正な慣行に合致し、かつ、その目的上正当な範囲内で行われることを条件として、適法とされる。

(2) 文学的又は美術的著作物を、授業用に、出版、放送、録音又は録画の方法でその目的上正当な範囲内において適法に利用することについては、同盟国の法令又は同盟国間の現行の若しくは将来締結される特別の取極の定めるところによる。ただし、そのような利用は、公正な慣行に合致するものでなければならぬ。

(3) (1)及び(2)に規定する引用及び利用を行うに際しては、出所(著作物名が表示されているときは、これを含む)を明示する。

第十條之二

(1) 新聞紙若しくは定期刊行物において公表された経済上、政治上若しくは宗教上の時事問題を論議する記事又はこれと同性質の放送された著作物を新聞雑誌に掲載し、放送し又は有線により公に伝達することを、そのような掲載、放送又は伝達が明示的に禁止されていない場合に認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、その出所は、常に明示しなければならない。この義務の違反に対する制裁は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

(2) 写真、映画、放送又は有線による公の伝達により時事の事件を報道する際に、その事件の過程において見られ又は聞かれる文学的又は美術

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件外三件 一四〇

的著作物を報道の目的上正当な範囲内で複製し及び公衆に提供する場合の条件についても、同盟国の法令の定めるところによる。

第十一条

(1) 演劇用又は楽劇用の著作物及び音楽の著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

- (i) 著作物を公に上演し及び演奏すること（その手段又は方法のいかんを問わない。）
- (ii) 著作物の上演及び演奏を何らかの手段により公に伝達すること。
- (2) 演劇用又は楽劇用の著作物の著作者は、その著作物に関する権利の存続期間中、その著作物の翻訳物についても、(1)の権利を享有する。

第十一条之二

(1) 文学的及び美術的著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

- (i) 著作物を放送すること又は記号、音若しくは影像を無線で送るその他の手段により著作物を公に伝達すること。
- (ii) 放送された著作物を原放送機関以外の機関が有線又は無線で公に伝達すること。
- (iii) 放送された著作物を録音機又は記号、音若しくは影像を伝えるその他の類似の器具を用いて公に伝達すること。

(2) (1)に定める権利を行使する条件は、同盟国の法令の定めるところによる。ただし、その条件は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その条件は、著作者の人格権を害するものであつてはならず、また、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受ける著作者の権利を害するものであつてはならない。

(3) (1)の規定に基づいて与えられた許諾には、別段の定めがない限り、放送される著作物を音又は影像を固定する器具を用いて記録することの許諾を含まない。もつとも、放送機関が自己の手段により自己の放送のために行う一時的記録

の制度は、同盟国の法令の定めるところによる。当該法令は、その一時的記録が資料として特別の性質を有することを理由として、これを公的な記録保存所に保存することを認めることができる。

第十一条之三

(1) 文学的著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

- (i) 著作物を公に朗読すること（その手段又は方法のいかんを問わない。）
- (ii) 著作物の朗読を何らかの手段により公に伝達すること。

(2) 文学的著作物の著作者は、その著作物に関する権利の存続期間中、その著作物の翻訳物についても、(1)の権利を享有する。

第十二条

文学的又は美術的著作物の著作者は、その著作物の翻案、編曲その他の改作を許諾する排他的権利を享有する。

第十三条

(1) 各同盟国は、自国に関する限り、音楽の著作物の著作人又は音楽の著作物とともにその歌詞を録音することを既に許諾している歌詞の著作者が、その音楽の著作物を録音すること又はその歌詞を当該音楽の著作物とともに録音することを許諾する排他的権利に關し、留保及び条件を定めることができる。ただし、その留保及び条件は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その留保及び条件は、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受ける著作者の権利を害するものであつてはならない。

(2) 音楽の著作物の録音物であつて、千九百二十八年六月二日にローマで署名された条約及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで署名された条約の第十三条(3)の規定に基づきいづれかの同盟国において作成されたものは、その国がこの改正条約に拘束されることとなつた日から

二年の期間が満了するまでは、その音楽の著作物の著作者の承諾を得ることなくその国において複製することができる。

(3) (1)及び(2)の規定に基づいて作成された録音物であつて、そのような録音が適法とされない同盟国に利害関係人の許諾を得ないで輸入されたものは、差し押さえることができる。

第十四条

(1) 文学的又は美術的著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

- (i) 著作物を映画として翻案し及び複製すること並びにこのように翻案され又は複製された著作物を頒布すること。
- (ii) このように翻案され又は複製された著作物を公に上演し及び演奏し並びに有線により公に伝達すること。

(2) 文学的又は美術的著作物を原作とする映画の作品を他の美術形式に翻案することは、その映画の作品の著作者の許諾の権利を害することなく、原作物の著作者の許諾を必要とする。

第十四条之二

(1) 映画の著作物は、翻案され又は複製された著作物の著作者の権利を害することなく、原作物として保護されるものとし、映画の著作物について著作権を有する者は、原作物の著作者と同一の権利(前条に定める権利を含む。)を享有する。

第十四条之三

(2) 映画の著作物について著作権を有する者を決定することは、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

(b) もつとも、法令が映画の著作物の製作に寄与した著作者を映画の著作物について著作権を有する者と認める同盟国においては、それらの著作者は、そのような寄与をすることを約束したときは、反対の又は特別の定めがない限り、その映画の著作物を複製し、頒布し、公に上演し及び演奏し、有線で公に伝達

し、放送し、他の方法で公衆に伝達し並びに字幕を挿入し及び吹替えをすることに反対することができない。

(c) (b)に規定する約束の形式が(b)の規定の適用上書面による契約(これに相当する文書を含む。)によるべきかどうかの問題は、映画の著作物の製作者が主たる事務所又は常居所を有する同盟国の法令によつて決定される。もつとも、その約束が書面による契約(これに相当する文書を含む。)によるべきことを定める権能は、保護が要求される同盟国の立法に留保される。この権能を行使する同盟国は、その旨を宣言書により事務局長に通告するものとし、事務局長は、これを他のすべての同盟国に直ちに通報する。

(d) 「反対の又は特別の定め」とは、(b)に規定する約束に付されたすべての制限的条件をいう。

(3) (2)(b)の規定は、国内法令に別段の定めがない限り、映画の著作物の製作のために創作された脚本、せりふ及び音楽の著作物の著作人並びに映画の著作物の主たる制作者については、適用しない。その法令において(2)(b)の規定をその主たる制作者について適用することを定めていない同盟国は、その旨を宣言書により事務局長に通告するものとし、事務局長は、これを他のすべての同盟国に直ちに通報する。

第十四条之三

(1) 美術的著作物の原作品並びに作家及び作曲家の原稿については、その著作人(その死後においては、国内法令が資格を与える人又は団体)は、著作者が最初にその原作品及び原稿を譲渡した後に行われるその原作品及び原稿の売買の利益にあずかる譲渡不能の権利を享有する。

第十四条之三

(2) (1)に定める保護は、著作者が国民である国の法令がこの保護を認める場合に限り、かつ、この保護が要求される国の法令が認める範囲内でのみ、各同盟国において要求することができる。

(3) (2)(b)の規定は、国内法令に別段の定めがない限り、映画の著作物の製作のために創作された脚本、せりふ及び音楽の著作物の著作人並びに映画の著作物の主たる制作者については、適用しない。その法令において(2)(b)の規定をその主たる制作者について適用することを定めていない同盟国は、その旨を宣言書により事務局長に通告するものとし、事務局長は、これを他のすべての同盟国に直ちに通報する。

(1) 美術的著作物の原作品並びに作家及び作曲家の原稿については、その著作人(その死後においては、国内法令が資格を与える人又は団体)は、著作者が最初にその原作品及び原稿を譲渡した後に行われるその原作品及び原稿の売買の利益にあずかる譲渡不能の権利を享有する。

(2) (1)に定める保護は、著作者が国民である国の法令がこの保護を認める場合に限り、かつ、この保護が要求される国の法令が認める範囲内でのみ、各同盟国において要求することができる。

る。

(3) 徴収の方法及び額は、各同盟国の法令の定めるところによる。

第十五条

(1) この条約によつて保護される文学的及び美術的著作物の著作者が、反証のない限り当該著作物の著作者と認められ、したがつて、その権利を侵害する者に対し同盟国の裁判所に訴えを提起することを認められるためには、その名が通常の方法により当該著作物に表示されていることと足りる。この(1)の規定は、著作者の用いた名が変名であつても、それがその著作者を示すことについて疑いがない限り、適用される。

(2) 映画の著作物に通常の方法によりその名を表示されている自然人又は法人は、反証のない限りその映画の著作物の製作者と推定される。

(3) 無名の著作物及び(1)に規定する変名の著作物以外の変名の著作物については、著作物にその名を表示されている発行者は、反証のない限り著作者を代表するものと認められ、この資格において、著作者の権利を保全し及び行使することができ。この(3)の規定は、著作者がその著作物の著作物であることを明らかにしてその資格を証明した時から、適用されなくなる。

(4) 著作者が明らかでないが、著作者がいづれか一の同盟国の国民であると推定する十分な理由がある発行されていない著作物について、著作者を代表し並びに著作者の権利を各同盟国において保全し及び行使することを認められる権限のある機関を指定する権能は、当該一の同盟国の立法に留保される。

(b) (a)の規定に基づいて指定を行う同盟国は指定された機関についてすべての情報を記載した宣言書によりその旨を事務局長に通告するものとし、事務局長は、その宣言を他のすべての同盟国に直ちに通報する。

第十六条

(1) 著作者の権利を侵害するすべての製作物は、

当該著作物が法律上の保護を受ける同盟国において差し押さえることができる。

(2) (1)の規定は、当該著作物が保護を受けない国又は受けなくなつた国において作成された複製物についても適用する。

(3) 差押えは、各同盟国の法令に従つて行う。

第十七条

この条約は、法令又は諸規程により、権限のある機関が必要と認める場合に、著作物又は製作物の頒布、上演又は展示を許可し、取り締まり又は禁止することとする各同盟国政府の権能を何ら害するものではない。

第十八条

(1) この条約は、その効力発生の時に本国において保護期間の満了により既に公共のものとなつた著作物以外のすべての著作物について適用される。

(2) もつとも、従来認められていた保護期間の満了により保護が要求される同盟国において公共のものとなつた著作物は、その国において新たに保護されることはない。

(3) 前記の原則の適用は、これに関する同盟国間の現行の又は将来締結される特別の条約の規定に従う。このような規定がない場合には、各国は、自国に関し、この原則の適用に関する方法を定める。

(4) (1)から(3)までの規定は、同盟への新たな加盟の場合及び保護が第七条の規定の適用により又は留保の放棄によつて拡張される場合にも適用される。

第十九条

この条約は、同盟国の法令が定める一層寛大な規定の適用を求めることを妨げるものではない。

第二十条

同盟国政府は、相互間で特別の取極を行う権利を留保する。ただし、その取極は、この条約が許与する権利よりも広い権利を著作者に与えるもの又はこの条約の規定に抵触する規定を有しないものである。

のでなければならぬ。この条件を満たす現行の取極の規定は、引き続き適用される。

第二十一条

(1) 開発途上にある国に関する特別の規定は、附屬書に定める。

(2) 附屬書は、第二十八条(1)(b)の規定に従うことを条件として、この改正条約の不可分の一部をなす。

第二十二条

(1) (a) 同盟は、この条から第二十六条までの規定に拘束される同盟国で構成する総会を有する。

(b) 各同盟国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(2) (a) 総会は、次のことを行う。

(i) 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。

(ii) 世界的知的所有権機関(以下「機関」という。)を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局(以下「国際事務局」という。)に対し、改正会議の準備に関する指示を与えること。ただし、この条から第二十六条までの規定に拘束されない同盟国の意見を十分に考慮するものとする。

(iii) 機関の事務局長の同盟に関する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに機関の事務局長に対し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。

(iv) 総会の執行委員会の構成国を選出すること。

(v) 執行委員会の報告及び活動を検討し及び承認し、並びに執行委員会に対し指示を与えること。

(vi) 同盟の事業計画を決定し及び三年予算を

採択し、並びに決算を承認すること。

(vii) 同盟の財政規則を採択すること。

(viii) 同盟の目的を達成するために必要と認められる専門委員会及び作業部会を設置すること。

(ix) 同盟の構成国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。

(x) この条から第二十六条までの規定の修正を採択すること。

(xi) 同盟の目的を達成するため、他の適当な措置をとること。

(xii) その他この条約に基づく任務を遂行すること。

(xiii) 機関を設立する条約によつて総会に与えられる権利(総会が受諾するものに限り)を行使すること。

(b) 総会は、機関が管理業務を行つて他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(3) (a) 総会の各構成国は、一の票を有する。

(b) 総会の構成国の二分の一をもつて定足数とする。

(c) 総会は、(b)の規定にかかわらず、いずれの会期においても、代表を出した国の数が総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。

ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかつた総会の構成国に対し、その決定を通知し、その通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件外三件 一四二

- 定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合に、その決定は、効力を生ずる。
- (d) 第二十六条(2)の規定が適用される場合を除くほか、総会の決定は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で行われる。
- (e) 棄権は、投票とみなさない。
- (f) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。
- (g) 総会の構成国でない同盟国は、総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。
- (4) 総会は、事務局長の招集により、三年ごとに一回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。
- (b) 総会は、執行委員会の要請又は総会の構成国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (5) 総会は、その手続規則を採択する。
- 第二十三条
- (1) 総会は、執行委員会を有する。
- (2) 執行委員会は、総会の構成国の中から総会によつて選出された国で構成する。更に、その領域内に機関の本部が所在する国は、第二十五条(7)(b)の規定が適用される場合を除くほか、当然に執行委員会に議席を有する。
- (b) 執行委員会の各構成国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
- (c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。
- (3) 執行委員会の構成国の数は、総会の構成国の数の四分の一とする。議席の数の決定に当たっては、四で除した余りの数は、考慮に入れられない。
- (4) 総会は、執行委員会の構成国の選出に当たり、衡平な地理的配分を考慮し、また、同盟に関連して作成される特別の取極の締約国が執行委員会の構成国となることの必要性を考慮する。
- (5) 執行委員会の構成国の任期は、その選出が行われた総会の会期の終了時から総会の次の通常会期の終了時までとする。
- (b) 執行委員会の構成国は、最大限その構成国の三分の二まで再選されることが出来る。
- (c) 総会は、執行委員会の構成国の選出及び再選に関する規則を定める。
- (6) 執行委員会は、次のことを行う。
- (i) 総会の議事日程案を作成すること。
- (ii) 事務局長が作成した同盟の事業計画案及び三年予算案について総会に提案すること。
- (iii) 事務局長が作成した年次事業計画及び年次予算につき、事業計画及び三年予算の範囲内で、決定すること。
- (iv) 事務局長の定期報告及び年次会計検査報告を、適当な意見を付して、総会に提出すること。
- (v) 総会の決定に従い、また、総会の通常会期から通常会期までの間に生ずる事態を考慮して、事務局長による同盟の事業計画の実施を確保するためすべての必要な措置をとること。
- (vi) その他この条約に基づいて執行委員会に与えられる任務を遂行すること。
- (b) 執行委員会は、機関が管理業務を行つて他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。
- (7) 執行委員会は、事務局長の招集により、毎年一回、通常会期として会合するものとし、できる限り機関の調整委員会と同一期間中に同一の場所において会合する。
- (b) 執行委員会は、事務局長の発意により又は執行委員会の議長若しくはその構成国の四分の一以上の要請に基づき、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (8) 執行委員会の各構成国は、一の票を有する。
- (b) 執行委員会の構成国の二分の一をもつて定足数とする。
- (c) 決定は、投じられた票の単純多数による議決で行われる。
- (d) 棄権は、投票とみなさない。
- (e) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。
- (9) 執行委員会の構成国でない同盟国は、執行委員会の会合にオブザーバーとして出席すること認められる。
- (10) 執行委員会は、その手続規則を採択する。
- 第二十四条
- (1) 同盟の管理業務は、工業所有権の保護に関する国際条約によつて設立された同盟事務局と合同した同盟事務局の継続である国際事務局が行う。
- (b) 国際事務局は、特に、同盟の諸内部機関の事務局の職務を行う。
- (c) 機関の事務局長は、同盟の首席行政官であり、同盟を代表する。
- (2) 国際事務局は、著作者の権利の保護に関する情報を収集し及び公表する。各同盟国は、著作者の権利の保護に関するすべての新たな法令及び公文書をできる限り速やかに国際事務局に送付する。
- (3) 国際事務局は、月刊の定期刊行物を発行する。
- (4) 国際事務局は、同盟国に対し、その要請に応じ、著作者の権利の保護に関する問題についての情報を提供する。
- (5) 国際事務局は、著作者の権利の保護を促進するため、研究を行い及び役務を提供する。
- (6) 事務局長及びその指名する職員は、総会、執行委員会その他専門委員会又は作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する職員は、当然にこれらの内部機関の事務局の職務を行う。
- (7) 国際事務局は、総会の指示に従い、かつ、執行委員会と協力して、この条約(第二十二条から第二十六条までの規定を除く)の改正会議の準備を行う。
- (b) 国際事務局は、改正会議の準備に関し政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することとができる。
- (c) 事務局長及びその指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。
- (8) 国際事務局は、その他国際事務局に与えられる任務を遂行する。
- 第二十五条
- (1) 同盟は、予算を有する。
- (b) 同盟の予算は、収入並びに同盟に固有の支出、諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金及び場合により機関の締約国会議の予算に対する拠出金から成る。
- (c) 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく機関が管理業務を行つてゐる一又は二以上の他の同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費についての同盟の分担の割合は、共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。
- (2) 同盟の予算は、機関が管理業務を行つてゐる他の同盟の予算との調整の必要性を考慮した上で決定する。
- (3) 同盟の予算は、次のものを財源とする。
- (1) 同盟国の分担金
- (ii) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金
- (iii) 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料
- (iv) 贈与、遺贈及び補助金

(V) 貸貸料、利子その他の雑収入

(4)(a) 各同盟国は、予算に対する自国の分担額の決定上、次のいずれかの等級に属するものとし、次に定める単位数に基づいて年次分担金を支払う。

等級Ⅰ	二五
等級Ⅱ	二〇
等級Ⅲ	一五
等級Ⅳ	一〇
等級Ⅴ	五
等級Ⅵ	三
等級Ⅶ	一

(b) 各国は、既に指定している場合を除くほか、批准書又は加入書を寄託する際に、自国が属することを欲する等級を指定する。いずれの国も、その等級を変更することができない。一層低い等級を選択する国は、その旨を総会に對しその通常会期において表明しなればならない。その変更は、その会期の年の翌年の初めに効力を生ずる。

(c) 各同盟国の年次分担金の額は、その額とすべての同盟国の同盟の予算への年次分担金の総額との比率が、その国の属する等級の単位数とすべての同盟国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。

(d) 分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生ずる。

(e) 分担金の支払が延滞している同盟国は、その未払の額が当該年度に先立つ二年度においてその国について支払の義務の生じた分担金の額以上のものとなつたときは、同盟の内部機関で自国が構成国であるものにおいて、投票権を行使することができない。ただし、その内部機関は、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、その国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを許すことができる。

(f) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかつた場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算をもつて予算とする。

(5) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金の額は、事務局長が定めるものとし、事務局長は、それを総会及び執行委員会に報告する。

(6)(a) 同盟は、各同盟国の一回限りの支払金から成る運転資金を有する。運転資金が十分でなくなつた場合には、総会がその増額を決定する。

(b) 運転資金に對する各同盟国の当初の支払金の額及び運転資金の増額の部分に對する各同盟国の分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年のその国の分担金に比例する。

(c) (b)の比率及び支払の条件は、総会が、事務局長の提案に基づきかつ機関の調整委員会の助言を受けた上で定める。

(7)(a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合にその国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によつてその都度決定する。その国は、立替えの義務を有する限り、当然に執行委員会に議席を有する。

(b) (a)の国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終りから三年を経過した時に効力を生ずる。

(8) 会計検査は、財政規則の定めるところにより、一若しくは二以上の同盟国又は外部の会計検査専門家が行う。これらの同盟国又は会計検査専門家は、総会がこれらの同盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。

第二十六条

(1) 第二十二条からこの条までの規定の修正の提案は、総会の構成国、執行委員会又は事務局長が行うことができる。その提案は、遅くとも総会による審議の六箇月前までに、事務局長が総会の構成国に送付する。

(2) (1)の諸条の修正は、総会が採択する。採択には、投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。ただし、第二十二條及びこの(2)の規定の修正には、投じられた票の五分の四以上の多数による議決を必要とする。

(3) (1)の諸条の修正は、その修正が採択された時に総会の構成国であつた国の四分の三から、それぞれ憲法上の手続に従つて行われた受諾に對する書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された(1)の諸条の修正は、その修正が効力を生ずる時に総会の構成国であるすべての国及びその後総会の構成国となるすべての国を拘束する。ただし、同盟国の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した国のみを拘束する。

第二十七条

(1) この条約は、同盟の制度を完全なものにするような改善を加えるため、改正に付される。

(2) このため、順次にいづれかの同盟国において、同盟国の代表の間で會議を行う。

(3) 第二十二條から前条までの規定の修正についての前条の規定が適用される場合を除くほか、この改正条約(附屬書を含む)の改正には、投じられた票のすべての賛成を必要とする。

第二十八条

(1)(a) 各同盟国は、この改正条約に署名している場合にはこれを批准することができるものとすし、署名していない場合にはこれに加入することができ。批准書及び加入書は、事務局長に寄託する。

(b) 各同盟国は、その批准書又は加入書において、批准又は加入の効果は第一条から第二十一条までの規定及び附屬書には及ばないことを宣言することができる。もつとも、附屬書を

第六條(1)の規定に基づく宣言を既に行つている同盟国は、その批准書又は加入書において、批准又は加入の効果は第一条から第二十一条までの規定に及ばないことを宣言することができる。

(c) (b)の規定に従ひ(b)にいう規定及び附屬書について批准又は加入の効果は排除した各同盟国は、その後いつでも、批准又は加入の効果はそれらの規定及び附屬書に及ぼすことを宣言することができる。その宣言は、事務局長に寄託する。

(2)(a) 第一条から第二十一条までの規定及び附屬書は、次の二の条件が満たされた後三箇月で効力を生ずる。

(i) 少なくとも五の同盟国が、(1)(b)の規定に基づく宣言を行うことなくこの改正条約を批准し又はこれに加入すること。

(ii) スペイン、アメリカ合衆国、フランス及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が、千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権條約に拘束されること。

(b) (a)に規定する効力発生は、遅くともその効力発生の三箇月前までに(1)(b)の規定に基づく宣言を付さない批准書又は加入書を寄託した同盟国について効果を有する。

(c) 第一条から第二十一条までの規定及び附屬書は、(b)の規定が適用されない同盟国で(1)(b)の規定に基づく宣言を行うことなくこの改正条約を批准し又はこれに加入するものについては、事務局長がその批准書又は加入書の寄託を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日に寄託された批准書又は加入書において指定されている場合には、第一条から第二十一条までの規定及び附屬書は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(d) (a)から(c)までの規定は、附屬書第六條の規定

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件外三件

一四四

定の適用に影響を及ぼすものではない。

- (3) 第二十二条から第三十八条までの規定は、この改正条約を批准し又はこれに加入する同盟国(1)(b)の規定に基づく宣言を行つたかどうかを問わない。については、事務局局長がその批准書又は加入書の寄託を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が寄託された批准書又は加入書において指定されている場合には、第二十二条から第三十八条までの規定は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

第二十九条

- (1) 同盟に属しないいづれの国も、この改正条約に加入することができるものとし、その加入により、この条約の締約国となり、同盟の構成国となることのできる。加入書は、事務局局長に寄託する。

- (2)(a) この条約は、同盟に属しないいづれの国について、(b)の規定に従うことを条件として、事務局局長がその加入書の寄託を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が寄託された加入書において指定されている場合には、この条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

- (b) (a)の規定による効力発生が前条(2)(a)の規定による第一条から第二十一条までの規定及び附属書の効力の発生に先立つ場合には、(a)にいう国は、その間は、第一条から第二十一条までの規定及び附属書に代えて、この条約のブラッセル改正条約第一条から第二十条までの規定に拘束される。

第三十条

- (1) 批准又は加入は、(2)、第二十八条(1)(b)及び第三十三条(2)の規定並びに附属書に基づく例外が適用される場合を除くほか、当然に、この条約のすべての条項の受諾及びこの条約に定めるすべての利益の享受を伴う。

制限を付した同改正条約の批准又はそれへの加入とみなされる。

第三十一条

- (1) いずれの国も、自国が対外関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用する旨を、当該領域を指定して、批准書若しくは加入書において宣言し又は、その後いつでも、書面により事務局局長に通告することができる。

- (2)(a) この改正条約を批准し又はこれに加入する同盟国は、附属書第五条(2)の規定に従うことを条件として、従前の留保の利益を維持することができる。ただし、批准書又は加入書の寄託の時にその旨の宣言を行うことを条件とする。

- (b) 同盟に属しないいづれの国も、この条約に加入する際に、附属書第五条(2)の規定に従うことを条件として、当分の間は翻訳権に関する第八条の規定に代えて、千八百九十六年にパリで補足された千八百八十六年の同盟条約第五条の規定を適用する意図を有することを宣言することのできるものとし、この場合において一般に使用されている言語への翻訳についてのみ適用されるものと当然に了解される。いづれの同盟国も、附属書第一条(6)(b)の規定に従うことを条件として、このような留保を行う国を本国とする著作物の翻訳権に関し、その留保を行う国が与える保護と同等の保護を与える権能を有する。

第三十二条

- (1) この改正条約は、同盟国相互の関係においては、それが適用される範囲において、千八百八十六年九月九日のベルヌ条約及びその後の改正条約に代わる。従来実施されていた諸条約は、この改正条約を批准せず又はこれに加入しない同盟国との関係においては、全面的に又はこの改正条約が第一文の規定に基づいてそれらの条約に代わる範囲を除き、引き続き適用される。

- (2) 同盟に属しない国でこの改正条約の締約国となるものは、(3)の規定に従うことを条件として、この改正条約に拘束されない同盟国又はこの改正条約に拘束されるが第二十八条(1)(b)の規定に基づく宣言を行つた同盟国との関係において、この改正条約を適用するものとし、自国との関係において次のことを認める。

- (i) 当該同盟国が、その拘束される最新の改正条約を適用すること。

- (ii) 当該同盟国が、附属書第一条(6)の規定に従うことを条件として、保護をこの改正条約に規定する水準に適合させる権能を有すること。

第三十三条

- (1) この条約の解釈又は適用に関する二以上の同盟国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、いづれか一の紛争当事国が、国際司法裁判所規程に合致した請求を行うことにより、国際司法裁判所に付託することができる。紛争を国際司法裁判所に付託する国は、その旨を国際事務局に通報するものとし、国際事務局は、それを他の同盟国に通報する。

- (2) いずれの国も、この改正条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、(1)の規定に拘束されないことを宣言することのできる。

- (1) の規定は、その宣言を行つた国と他の同盟国との間の紛争については、適用されない。

(3) 附屬書に定める権能のいづれかを利用した同盟国は、この改正条約に拘束されない他の同盟国との関係において、その利用した権能に関する附屬書の規定を適用することができる。ただし、当該他の同盟国がその規定の適用を受諾していることを条件とする。

第三十四条

- (1) いずれの国も、第二十九条の二の規定が適用される場合を除くほか、第一条から第二十一条までの規定及び附属書が効力を生じた後は、ストックホルム改正条約に附属する開発途上にある国に関する議定書第五条の規定に基づく宣言を行うことのできる。

第三十五条

- (1) この条約は、無期限に効力を有する。

- (2) いずれの国も、第二十九条の二の規定が適用される場合を除くほか、第一条から第二十一条までの規定及び附属書が効力を生じた後は、この条約の従前の改正条約に加入し又はそれらを批准することのできる。

- (3) 附屬書に定める権能のいづれかを利用した同盟国は、この改正条約に拘束されない他の同盟国との関係において、その利用した権能に関する附屬書の規定を適用することができる。ただし、当該他の同盟国がその規定の適用を受諾していることを条件とする。

- (1) この条約は、無期限に効力を有する。

- (2) いずれの国も、第二十九条の二の規定が適用される場合を除くほか、第一条から第二十一条までの規定及び附属書が効力を生じた後は、ストックホルム改正条約に附属する開発途上にある国に関する議定書第五条の規定に基づく宣言を行うことのできる。

- (3) 附屬書に定める権能のいづれかを利用した同盟国は、この改正条約に拘束されない他の同盟国との関係において、その利用した権能に関する附屬書の規定を適用することができる。ただし、当該他の同盟国がその規定の適用を受諾していることを条件とする。

- (1) この条約は、無期限に効力を有する。

- (2) いずれの同盟国も、事務局長に於て通告により、この改正条約を廃棄することができる。その廃棄は、従前のすべての改正条約の廃棄を伴うものとし、廃棄を行つた国についてのみ効力を生ずる。他の同盟国については、この条約は、引き続き効力を有する。
- (3) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。
- (4) いずれの国も、同盟の構成国となつた日から五年の期間が満了するまでは、この条に定める廃棄の権利を行使することができない。
- 第三十六条
- (1) この条約の締結国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。
- (2) いずれの国も、この条約に拘束されることとなる時には、自国の国内法令に従ひこの条約を実施することができ、状態になつていなければならぬと了解される。
- 第三十七条
- (1) (a) この改正条約は、英語及びフランス語による本書一通について署名するものとし、(2)の規定に従うことを条件として、事務局長に寄託する。
- (b) 事務局長は、関係政府と協議の上、ドイツ語、アラビア語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語及び總會が指定する他の言語による公定訳文を作成する。
- (c) これらの条約文の解釈に相違がある場合には、フランス文による。
- (2) この改正条約は、千九百七十二年一月三十一日まで、署名のために開放しておく。その日までは、(1)(a)にいう本書は、フランス共和国政府に寄託する。
- (3) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、及び要請があつたときは他の国の政府に対し、この改正条約の署名本書の認証書二通を送付する。

- (4) 事務局長は、この改正条約を国際連合事務局に登録する。
- (5) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、署名、批准書又は加入書の寄託、批准書又は加入書に付された宣言の寄託、第二十八条(1)(c)、第三十条(2)(a)若しくは(b)又は第三十三条(2)の規定に基づいて行われた宣言の寄託、この改正条約のいずれかの規定の効力の発生、廃棄の通告、第三十条(2)(c)、第三十一条(1)若しくは(2)、第三十三条(3)又は第三十八条(1)の規定に基づいて行われた通告及び附屬書に規定する通告を通報する。
- 第三十八条
- (1) この改正条約を批准しておらず又はこれに加入していない同盟国でストックホルム改正条約第二十二條から第二十六條までの規定に拘束されていなければ、希望するときは、千九百七十五年四月二十六日まで、それらの規定に拘束される場合と同様にそれらの規定に定める権利を行使することができ、それらの権利を行使することを希望する国は、その旨の書面による通告を事務局長に寄託するものとし、その通告は、その受領の日効力を生ずる。それらの国は、第一文の日まで、總會の構成国とみなされる。
- (2) すべての同盟国が機關の加盟国とならない限り、機關の国際事務局は同盟事務局としても、事務局長は同盟事務局の事務局長としても、それぞれ、職務を行う。
- (3) すべての同盟国が機關の加盟国となつたときは、同盟事務局の権利、義務及び財産は、機關の国際事務局が承継する。

附屬書

第一条

- (1) 国際連合總會の確立された慣行により開發途上にある国とされるいずれの国も、この附屬書が不可分の一部をなすこの改正条約を批准し又はこれに加入する場合において、その經濟状態及び社会的又は文化的必要性にかんがみ、この改正条約に定めるすべての権利の保護を確保するための措置を直ちにすることができないと認めるときは、その批准書若しくは加入書の寄託の際に又は第五條(1)(c)の規定に従うことを条件としてその後いつても、事務局長に寄託する通告により、次条若しくは第三條に定める権能又はこれらの双方の権能を利用することを宣言することができる。そのような国は、次條に定める権能を利用する代わりに、第五條(1)(a)の規定に基づき宣言を行うことができる。

- (2) (a) この改正条約第一條から第二十一條までの規定及びこの附屬書がこの改正条約第二十八條(2)の規定に従つて効力を生ずる時から十年の期間が満了する前に通告された(1)の規定に基づき宣言は、その期間が満了する時まで効力を有する。その宣言は、現に経過中の十年の期間の満了の十五箇月前から三箇月前までの間に事務局長に寄託する通告により、更に十年間すべての全体的又は部分的に更新することができる。
- (b) この改正条約第一條から第二十一條までの規定及びこの附屬書がこの改正条約第二十八條(2)の規定に従つて効力を生ずる時から十年の期間が満了した後に通告された(1)の規定に基づき宣言は、現に経過中の十年の期間が満了する時まで効力を有する。その宣言は、(a)の第二文に定めるところにより更新することができる。
- (3) (1)に規定する開發途上にある国でなくなつた同盟国は、(2)の規定に基づき宣言の更新を行うことができないものとし、また、宣言を正式に撤回するかどうかを問はず、現に経過中の十年の期間の満了の時又は開發途上にある国でなくなつた後三年の期間の満了の時のうちいずれか遅い時に、(1)にいう権能を利用することができなくなる。

- (4) (1)又は(2)の規定に基づき宣言が効力を有しなくなつた時に、この附屬書に基づいて与えられた許可に基づいて作成された複製物の在庫がある場合には、その複製物は、それが無くなるまで引き続き頒布することができる。
- (5) この改正条約に拘束される国であつて、(1)に規定する国の状態と同様の状態にある特定の領域についてのこの改正条約の適用に関しこの改正条約第三十一條(1)の規定に基づき宣言又は通告を寄託したものは、その領域に関し、(1)の宣言及び(2)の更新の通告を行うことができる。その宣言又は通告が効力を有する間は、この附屬書は、その宣言又は通告が行われた領域について適用される。
- (6) (a) いずれかの同盟国が(1)にいう権能のいずれかを利用して利用しているという事実は、他の同盟国が、その権能を利用して他の同盟国を本國とする著作物に対し、この改正条約第一條から第二十二條までの規定に従つて与えらるべき保護よりも低い保護を与えることを許すものではない。
- (b) この改正条約第三十條(2)(b)の第二文に規定する相互主義を適用する権能は、(3)の規定に従つて適用される期間が満了する日まで、第五條(1)(a)の規定に基づき宣言を行つた同盟国を本國とする著作物について行使することができない。
- 第二条
- (1) この条に定める機能を利用することを宣言した同盟国は、印刷その他の類似の複製形式で発行された著作物に関し、権限のある機關がこの条に定める条件でかつ第四條の規定に従つて与える非排他的かつ譲渡不能の許可の制度をもつて、この改正条約第八條に規定する排他的翻訳権の代わりとすることができ、
- (2) (a) (3)の規定に従うことを条件として、ある著作物の翻訳が、その著作物の最初の発行の時から三年の期間又は(1)に規定する同盟国の法

昭和四十九年十二月二十五日 参議院会議録第六号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件外三件

一四六

令が定める一層長い期間が満了した後ににおいても、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により、その国において一般に使用されている言語で発行されない場合には、その国の国民は、その著作物をその言語に翻訳し、かつ、その翻訳を印刷その他類似の複製形式で発行するための許可を受けることができる。

(b) 許可は、(a)に規定する言語で発行された翻訳が絶版になつていない場合にも、この条の規定に従つて与えることができる。

(3)(a) 一又は二以上の先進同盟国において一般に使用されていない言語への翻訳については、一年の期間をもつて(2)(a)に定める三年の期間の代わりとする。

(b) (1)に規定する同盟国は、当該言語が一般に使用されている先進同盟国の全員一致の合意があるときは、当該言語への翻訳について、その合意に従つて定められる一層短い期間(この期間は、一年よりも短くはならない。)をもつて(2)(a)に定める三年の期間の代わりとすることができ、かつ、当該言語が英語、スペイン語又はフランス語である場合には、第一文の規定は、適用されない。その合意は、それを行つた政府が事務局長に通告する。

(4)(a) この条の規定に基づく許可は、三年の期間の満了を条件として受けられる許可については次のいずれかの日から六箇月の期間が満了するまで、一年の期間の満了を条件として受けられる許可については次のいずれかの日から九箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。

(i) 許可を申請する者が第四条(1)の手続を行つた日
(ii) 翻訳権を有する者又はその者の住所が明らかでない場合には、許可を申請する者が、許可を与える権限のある機関に提出し

た許可の申請書の写しを第四条(2)に定めるところに従つて送附した日

(b) 申請が行われた言語への翻訳が翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て(4)の大箇月又は九箇月の期間内に発行された場合には、この条の規定に基づく許可を与えてはならない。

(5) この条の規定に基づく許可は、教育又は研究を目的とする場合にのみ、与えることができる。

(6) 著作物の翻訳が、翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て、当該国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で発行された場合において、その翻訳が、許可に基づいて発行された翻訳と同一の言語によるものであり、かつ、ほぼ同一の内容のものであるときは、この条の規定に基づいて与えられた許可は、消滅する。許可の消滅前に既に作成された複製物は、それが無くなるまで引き続き頒布することができ、かつ、主として図画から成る著作物については、本文を翻訳し及びその翻訳を発行し、かつ、図画を複製し及び発行するための許可は、次条の条件も満たされる場合に限り、与えることができる。

(7) 著作者が著作物の頒布中の複製物をすべて回収した場合に、この条の規定に基づく許可を与えてはならない。

(8)(a) 印刷その他類似の複製形式で発行された著作物を翻訳するための許可は、(1)に規定する同盟国に主たる事務所を有する放送機関がその国の権限のある機関に対して行う申請に基づき、その放送機関にも与えることができる。ただし、次のすべての条件が満たされることを条件とする。
(i) その翻訳が、(1)に規定する同盟国の法令に従つて作成され及び取得された複製物から行われること。

(ii) その翻訳が、教育を目的とする放送又は特定の分野の専門家向けの科学技術情報の普及を目的とする放送において専ら使用されるためのものであること。

(iii) その翻訳が、(1)に規定する同盟国の領域における受信者向けに適法に行われる放送(専らそのような放送のために適法に行われた録音又は録画を用いて行い放送を含む。)において、専ら(ii)の目的のために使用されること。

(iv) その翻訳の使用が、営利性を有しないこと。

(b) この(9)の規定によつて与えられた許可に基づいて放送機関が行つた翻訳の録音又は録画は、当該許可を与えた権限のある機関が属する国に主たる事務所を有する他の放送機関も、(a)に定める目的及び条件で、かつ、その翻訳を行つた放送機関の同意を得て、使用することができ、かつ、(a)に定める基準及び条件が満たされることを条件として、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行された視覚的固定物と一体となつて本文の翻訳のために、放送機関に与えることができる。

(c) 許可は、(a)に定める基準及び条件が満たされることを条件として、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行された視覚的固定物と一体となつて本文の翻訳のために、放送機関に与えることができる。

(d) (1)から(8)までの規定は、(a)から(c)までの規定に従うことを条件として、この(9)の規定に基づいて与えられる許可の付与及び行使について適用する。

第三条

(1) この条に定める権能を利用することを宣言した同盟国は、権限のある機関がこの条に定める条件でかつ次条の規定に従つて与える非排他的かつ譲渡不能の許可の制度をもつて、この改正条約第九条に規定する排他的複製権の代わりとすることができ、かつ、(7)の規定に従つてこの条の規定が適用される著作物については、その著作物のある特定の

の版の複製物が、その版の最初の発行の日から起算して次の(i)又は(ii)のいずれかの期間が満了した後ににおいても、複製権を有する者又はその者の許諾を得た者により、(1)に規定する同盟国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格でその国において一般公衆に又は教育活動のために頒布されていない場合には、その国の国民は、教育活動における使用のために、その価格又は一層低い価格でその版を複製しかつ発行するための許可を受けることができる。

(i) (3)に定める期間

(ii) その国の法令が定める一層長い期間
(b) (a)に規定する頒布が行われた場合において、その頒布に係る版の許諾を得た複製物が、(a)に規定する期間の満了の後に、当該国において同種の著作物に付される価格と同程度の価格で当該国において一般公衆に又は教育活動のために六箇月の間頒布されていないときは、その版を複製しかつ発行するための許可を、この条に定める条件で与えることができる。

(3)(a) (i) いう期間は、五年とする。ただし、自然科学及び科学技術に関する著作物については、三年とする。

(ii) 小説等のフィクション、詩、演劇用の著作物、音楽の著作物及び美術書については、七年とする。

(4)(a) この条の規定に基づく許可は、三年の期間の満了を条件として受けられる許可については、次のいずれかの日から六箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。
(i) 許可を申請する者が次条(1)の手続を行つた日
(ii) 複製権を有する者又はその者の住所が明らかでない場合には、許可を申請する者が、許可を与える権限のある機関に提出した許可の申請書の写しを次条(2)に定めると

ころに従つて送附した日

- (b) 三年の期間以外の期間の満了を条件として受けられる許可の場合において次条(2)の規定が適用される場合は、許可は、申請書の写しの送附の日から三箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。
- (c) (a)又は(b)の六箇月又は三箇月の期間内に(2)(a)に規定する領布が行われた場合には、この条の規定に基づく許可を与えてはならない。
- (d) 著作者が複製及び発行のための許可が申請された版の領布中の複製物をすべて回収した場合に、許可を与えてはならない。
- (5) 次の場合には、著作物の翻訳を複製しかつ発行するための許可をこの条の規定に基づいて与えてはならない。
- (i) その翻訳が、翻訳権を有する者により又はその者の承諾を得て発行されたものでない場合
- (ii) その翻訳が、許可が申請された国において一般に使用されている言語によるものでない場合
- (6) 著作物のいずれかの版の複製物が、複製権を有する者により又はその者の承諾を得て、(1)に規定する同盟国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格でその国において一般公衆に又は教育活動のために頒布される場合において、その版が、許可に基づいて発行された版と同一の言語によるものであり、かつ、ほぼ同一の内容のものであるときは、この条の規定に基づいて与えられた許可は、消滅する。許可の消滅前に既に作成された複製物は、それが無くなるまで引き続き頒布することができる。
- (7) (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、この条の規定が適用される著作物は、印刷その他類似の複製形式で発行された著作物に限定される。
- (b) この条の規定は、適法に作成された複製物の固定物であつて保護を受ける著作物である

もの又は保護を受ける著作物を収録したものを複製の形式で複製すること及びそれと一体となつて本文を許可が申請された国において一般に使用されている言語に翻訳することについても、適用する。ただし、当該複製物の固定物が、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行されたものであることを条件とする。

第四条

- (1) 第二条又は前条の許可は、許可を申請する者が、権利を有する者に対し翻訳及びその翻訳の発行若しくは版の複製及び発行の承諾を求めたが拒否されたこと又は相当な努力を払つたが権利を有する者と連絡することができなかったことを当該国の規則に従つて立証する場合に限り、与えることができる。許可を申請する者は、権利を有する者に対し承諾を求めると同時に、(2)に規定する国内的又は国際的情報センタリーにその旨を通報しなければならぬ。
- (2) 許可を申請する者は、権利を有する者と連絡することができなかった場合には、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び発行者がその主たる事務所を有していると推定される国の政府が事務局長に寄託した通告で指定した国内的又は国際的情報センタリーに対し、許可を与える権限のある機関に提出した申請書の写しを書留航空便で送付する。
- (3) 第二条又は前条の規定によつて与えられた許可に基づいて行われた翻訳又は複製に係るすべての複製物は、その発行に際し、著作者の名が表示されなければならない。これらの複製物には、著作物の題名を表示するものとす。翻訳の場合には、これらの複製物に著作物の原題名を表示しなければならない。
- (4) (a) 第二条又は前条の規定に基づいて与えられる許可は、複製物の輸出には及ばないものとす。それが申請された国の領域内で翻訳又は複製に係る複製物を発行することについての

み有効とする。

- (b) (a)の規定の適用上、いずれかの領域からその領域について第一条(5)の規定に基づく宣言を行つた国への複製物の送付は、輸出とみなす。
- (c) 第二条の規定に基づき英語、スペイン語及びフランス語以外の言語への翻訳の許可を与えた国の政府機関その他の公の機関がその許可に基づいて発行された翻訳の複製物を他の国に送付する場合には、その複製物の送付は、次のすべての条件が満たされるときは、(a)の規定の適用上、輸出とみなさない。
- (i) 受取人が、当該許可を与えた権限のある機関が属する国の国民であること又はそのような国民から成る団体であること。
- (ii) その複製物が、教育又は研究のためにのみ使用されること。
- (iii) その複製物の送付及びその後の受取人への領布が、営利性を有しないこと。
- (iv) その複製物が送付された国が、当該許可を与えた権限のある機関が属する国との間でその複製物の受領若しくは領布又はその双方を許可することについて合意しており、かつ、当該許可を与えた権限のある機関が属する国の政府がその合意を事務局長に通告していること。
- (5) 第二条又は前条の規定によつて与えられた許可に基づいて発行されたすべての複製物には、その許可が適用される国又は領域においてのみその複製物が頒布されるものである旨の表示を適当な言語で記載しなければならない。
- (6) (a) 次のことを確保するため、適当な国内措置をとる。
- (i) 許可が、翻訳権又は複製権を有する者のため、二の關係国における関係者の間で自由に取決め利用の承諾の場合に通常支払われる使用料の基準に合致する公正な補償金を伴うこと。

(ii) (i)の補償金の支払及び移転が行われること。通貨に関する国内規制が存在する場合に、権限のある機関は、国際的に交換可能な通貨又はこれに相当するものによる補償金の移転を確保するため、国際的な機構を利用してあらゆる努力を払う。

第五条

- (1) (a) 第二条に定める権能を利用することを宣言することができる国は、この改正条約を批准し又はこれに加入する際に、その宣言の代わり次の宣言を行うことができる。
- (i) この改正条約第三十条(2)(a)の規定が適用される同盟国については、翻訳権に関し、その規定に基づく宣言
- (ii) この改正条約第三十条(2)(a)の規定が適用されない国(同盟に属しない国でないものを含む)については、同条(2)(b)の第一文に規定する宣言
- (b) 第一条(1)に規定する開発途上にある国でなくかつ同盟国については、この(1)の規定に基づいて行われた宣言は、同条(3)の規定に従つて適用される期間が満了する日まで効力を有する。
- (c) この(1)の規定に基づいて宣言を行つた同盟国は、その後は、その宣言を撤回した場合にも、第二条に定める権能を利用することができる。
- (2) 第二条に定める権能を利用した同盟国は、その後は、(1)の規定に基づく宣言を行うことができな。もつとも、(3)の規定の適用が妨げられることはない。
- (3) 第一条(1)に規定する開発途上にある国でなくかつ同盟国は、同条(3)の規定に従つて適用される期間の満了の二年前までは、その国が同盟に属しない国でないという事実にかかわらずこ

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件外三件

の改正条約第三十条(2)(b)の第一文の規定に基づ
く宣言を行うことができる。その宣言は、第一
条(3)の規定に従つて適用される期間が満了する
日に効力を生ずる。

第六条

(1) 同盟国は、この改正条約の作成の日からこの
改正条約第一条から第二十一条までの規定及び
この附属書に拘束されることとなる時まではい
つでも、次のことを宣言することができる。

(i) 当該同盟国が、この改正条約第一条から第
二十一条までの規定及びこの附属書に拘束さ
れるとしたならば第一条(1)に規定する権能を
利用することができるであらう国の場合には、
(ii) の規定に従い第二条若しくは第三条若
しくはその双方の規定の適用を認める国又は
この改正条約第一条から第二十一条までの規
定及びこの附属書に拘束される国を本国とす
る著作物について、第二条若しくは第三条又
はその双方の規定を適用すること。もつと
も、その宣言において、第二条の規定に代え
て前条の規定を適用する旨を述べることがで
きる。

(ii) 自国を本国とする著作物について、(i) の規
定に基づく宣言又は第一条の規定に基づく通
告を行つた国がこの附属書を適用することを
認めること。

(2) (1)の規定に基づく宣言は、書面によつて行
うものとし、事務局長に寄託する。宣言は、寄託
の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け
て、この改正条約に署名した。

千九百七十一年七月二十四日にパリで作成し
た。(注)

南アフリカのために

ドイツ連邦共和国のために

ルブレヒト・フォン・ケラー

オイゲン・ウルマー

アルゼンティンのために

オーストラリアのために

オーストリアのために

ドクター エルンスト・レムベルガー

千九百七十二年一月二十八日

ベルギーのために

男爵 パベイアン・ド・モルショヴァン

千九百七十一年八月十二日

ブラジルのために

エヴァラルド・ダイレル・デ・リマ

ブルガリアのために

カメルーンのために

スドongo

カナダのために

セイロンのために

P・M・D・フェルナンド

チリのために

サイプラスのために

C・G・トルナリティス

コンゴのために

象牙海岸のために

B・ダディエ

ダホメのために

デンマークのために

W・ヴァインケ

スペインのために

エミリオ・ガリーガス

フィンランドのために

パーボ・ライティネン

千九百七十二年一月二十五日

フランスのために

ビエール・シャルパンティエ

A・サン＝ムル

ガボンのために

ギリシャのために

ハンガリーのために

ティマール・イシュトゥーン

インドのために

政府の承認を条件として

K・チョウドリー

I・パーラクリシュナン

アイルランドのために

アイスランドのために

イスラエルのために

メエール・ガバイ

イタリアのために

P・アルキ

日本国のために

中山賀博

千九百七十二年一月二十五日

レバノンのために

ステティエ

リヒテンシュタインのために

ゲルリッツィ・ブリアン

ルクセンブルグのために

オイゲン・エムリンガー

マダガスカルのために

マリのために

マルタのために

モロッコのために

ゼラッド

メキシコのために

F・クエヴァス・C

モナコのために

フアラエズ

ニジェールのために

ノールウェーのために

千九百七十一年十二月二十八日

ヘルスレーブ・ボークト

ニュー・ジールランドのために

パキスタンのために

オランダのために

W・L・ハールト

J・フェルブーヴェ

フィリピンのために

ポーランドのために

ポルトガルのために

コンゴ人民共和国のために

E・アリホヌー

ルーマニアのために

千九百七十二年一月三十一日付けのルーマ
ニア社会主義共和国大使館の口上書第二〇一
号で通報された留保及び宣言を付して

C・フリタン

千九百七十二年一月三十一日

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国のために

E・アーミティジ

ウイリアム・ウォーレス

ヴァチカンのために

E・ロヴィダ

セネガルのために

グリーンディラム

スウェーデンのために

ハンス・ダニエルス

スイスのために

ペドラツウィーニ

チェコスロヴァキアのために

タイのために

テュニジアのために

ラフィク・サイド

トルコのために

ウルグアイのために

レモロ・ボットー

千九百七十一年十月四日

ユーゴスラヴィアのために

A・イェリツチ

(注) 署名は、他の日付が表示されていない限り、千九百七十一年七月二十四日に行われた。

「二木謙吾君登壇、拍手」

○二木謙吾君 たいだいま議題となりました条約四件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、世界的所有権機関を設立する条約は、工業所有権、著作権等の知的所有権全般の保護を促進し、あわせてこれらの保護に当たっている諸同盟間の協力を維持するため、世界的所有権機関を設立することを定めたものであります。

次に、工業所有権の保護に関するパリ条約のストックホルム改正条約は、ソ連、東欧等で採用されている発明者証の制度による出願を、特許による出願と同様に、優先権主張の基礎として認めるとともに、パリ同盟機構の近代化をはかったものであります。

次に、原産地虚偽表示の防止に関するマドリッド協定のストックホルム追加協定は、世界的所有権機関の設立に伴い、マドリッド協定及びその後の改正協定の加入書の寄託にかかる事務を、従来のスイス政府からこの機関に移管することを内容とするものであります。

最後に、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約のバリ改正条約は、著作者の権利の保護に関する諸原則、ベルヌ同盟の組織及び運営の近代化措置、翻訳権と複製権についての開発途上国の特権等について規定したものであります。委員会における質疑は会議録によつて御承知願います。

昨二十四日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、四件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより四件を一括して採決いたします。四件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、四件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する特別委員長中西一郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(選挙期日)

第一条 昭和五十年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては昭和五十年四月十三日、指定都市以外の市及び町村の議会の議員及び長並びに特別区の議会の議員の選挙にあつては同年二十七日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和五十年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号の区分に応じ当該各号に掲げる日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第一項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、

て、公職選挙法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和五十年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号の区分に応じ当該各号に掲げる日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる日に告示しなければならぬ。

一 都道府県知事の選挙 昭和五十年三月十九日
二 指定都市の長の選挙 昭和五十年三月二十日
三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙 昭和五十年四月一日
四 指定都市以外の市の議会の議員及び長並びに特別区の議会の議員の選挙 昭和五十年四月十七日
五 町村の議会の議員及び長の選挙 昭和五十年四月二十日

(同時選挙)
第三条 第一項の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村の議会の議員の選挙及び市町村長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百九十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一項の規定により行われる指定都市の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙は、公職選挙法第百九十九条第二項の規定により同時に行う。

(重複立候補の禁止)
第四条 第一項の規定により昭和五十年四月十三

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 雇用保険法案外二件

日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、当該選挙が行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十七日に行われる選挙における公職の候補者となることのできない。

2 前項の規定により公職の候補者となることのできない者は、公職選挙法第六十八条第二号(同法第四十六條の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)及び第八十六條第九項の規定の適用については、同法第八十七條の規定により公職の候補者となることのできない者とみなす。

(後援団体に關する寄附等の禁止期間)

第五條 第一條第一項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第九十九條の五の規定を適用する場合には、同条の「一定期間」とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一條第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。(政令への委任)

第六條 第一條の規定により行われる選挙の手続その他その執行に關し、特に必要があるときは、政令で特別の定めをすることが出来る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔中西一郎君登壇 拍手〕

○中西一郎君 ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が昭和五十年三月から五月にかけて満了することとなっている実情にかんがみて、これらの選挙の期日を都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙は昭和五十年四月十三日、指定都市以外の市及び町村の議会の議

員及び長並びに特別区の議会の議員の選挙は四月二十七日に統一することとし、それに伴う所要の規定の整備を行なうとするものであります。委員会におきましては、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第六 雇用保険法案
日程第七 雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
日程第八 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。社会労働委員長山崎昇君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

雇用保険法案

右の内閣提出案は本案においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

雇用保険法案

(小字及び一は衆議院修正)

雇用保険法

目次
第一章 総則(第一條―第四條)
第二章 適用事業等(第五條―第九條)
第三章 失業給付
第一節 通則(第十條―第十二條)
第二節 一般被保険者の求職者給付
第一節 基本手当(第十三條―第三十五條)
第二節 技能習得手当及び寄宿手当(第三十六條―第三十七條)
第三節 傷病手当(第三十七條)
第四節 短期雇用特例被保険者の求職者給付(第三十八條―第四十一條)
第五節 日雇労働被保険者の求職者給付(第四十二條―第五十六條)
第六節 就職促進給付(第五十七條―第六十條)
第七章 雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業(第六十一條―第六十五條)
第八章 費用の負担(第六十六條―第六十八條)
第九章 不服申立て及び訴訟(第六十九條―第七十一條)
第十章 雑則(第七十二條―第八十二條)
第八章 罰則(第八十三條―第八十六條)
附則
第一章 総則

第一条 雇用保険は、労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、雇用構造の改善、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条 雇用保険は、政府が管掌する。

2 雇用保険の事務の一部は、政令で定めるとこ

るにより、都道府県知事に行わせることができる。

(雇用保険事業)
第三条 雇用保険は、第一條の目的を達成するため、失業給付を行うほか、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行うことができる。

(定義)
第四条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六條各号に掲げる者以外のものをいう。

2 この法律において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3 この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

4 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のもの)で支払われるものであつて、労働省令で定める範囲外のものを除くをいう。

5 賃金のうち通貨以外のもの(通貨)を除くものをいう。

第二章 適用事業等

(適用事業)
第五条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)の定めるところによる。

(適用除外)
第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一 第四十二條に規定する日雇労働者であつ

て、第四十三条第一項各号のいずれにも該当しないもの(労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者を除く。)

二 四箇月以内の期間を予定して行われる季節的業務に雇用される者

三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定による船員保険の被保険者

四 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、失業給付の内容を超えると認められる者であつて、労働省令で定めるもの

(被保険者に關する届出)

第七条 事業主(徴収法第八條第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合に於ては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。)

は、労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業(同条第一項又は第二項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。)

に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他労働省令で定める事項を労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第三十三條第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に關する事務を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合(以下「労働保険事務組合」という。)についても、同様とする。

(確認の請求)

第八条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、次条の規定による確認を請求すること

ができる。

(確認)

第九条 労働大臣は、第七条の規定による届出若しくは前条の規定による請求により、又は職権で、労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたことの確認を行うものとする。

第三章 失業給付

第一節 通則

(失業給付)

第十条 失業給付は、求職者給付及び就職促進給付とする。

2 求職者給付は、次のとおりとする。

- 一 基本手当
- 二 技能習得手当
- 三 寄宿手当
- 四 傷病手当

3 前項の規定にかかわらず、第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者に係る求職者給付は、特例一時金とし、第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者に係る求職者給付は、日雇労働求職者給付金とする。

4 就職促進給付は、次のとおりとする。

- 一 常用就職支度金
- 二 移転費
- 三 広域求職活動費

(受給権の保護)

第十一条 失業給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(公課の禁止)

第十二条 租税その他の公課は、失業給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第二節 一般被保険者の求職者給付

第一款 基本手当

(基本手当の受給資格)

第十三条 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間(当該一年間に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引

き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を一年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間。第十七條第一項において「算定対象期間」という。)、次条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたとき、この款の定めるところにより、支給する。

(被保険者期間)

第十四条 被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であつた期間内にある日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「喪失応当日」という。の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼつた各期間(賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるものに限り、を一箇月として計算し、その他

の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

2 前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次の各号に掲げる期間は、同項に規定する被保険者でなくなつた期間に含めない。

- 一 最後に被保険者となつた日前に、当該被保険者が受給資格(前条の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。次節及び第四節を除き、以下同じ。又は第三十九條第二項に規定する特例受給資格を取得したことがある場合には、当該受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

二 第九条の規定による被保険者となつたこと

の確認があつた日の二年前の日前における被

保険者であつた期間

(失業の認定)

第十五条 基本手当は、受給資格を有する者(次節及び第四節を除き、以下「受給資格者」という。)が失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る。以下この款において同じ。)

2 前項の失業していることについての認定(以下この款において「失業の認定」という。))を受けようとする受給資格者は、離職後、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等(職業訓練法(昭和十四年法律第六十四号)第十四條に規定する公共職業訓練施設(第六十三條第一項第二号及び第五号において「公共職業訓練施設」という。))の行う職業訓練その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適應することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。)

4 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭することができなかつた理由を記載した証明書を提出することによつて、失業の認定を受けることができる。

- 一 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。
- 二 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面

接するために公共職業安定所に出頭すること
ができなかつたとき。

三 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練
等を受けるために公共職業安定所に出頭する
ことができなかったとき。

四 天災その他やむを得ない理由のために公共
職業安定所に出頭することができなかったと
き。

(基本手当の日額)

第十六条 基本手当の日額は、次条に規定する賃
金日額に百分の六十(千五百円以上三千円以下
の賃金日額(その額が第十八条第一項の規定に
より変更されたときは、その変更された額)に
ついては、百分の八十から百分の六十までの範
囲で、賃金日額の通増に應じ、通減した率)を
乗じて得た額を基準として、労働大臣が定める
基本手当日額表における受給資格者の賃金日額
の属する賃金等級に応じて定められた金額とす
る。

(賃金日額)

第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第
十四条第一項ただし書を除く。の規定により
被保険者期間として計算された最後の六箇月間
に支払われた賃金の総額を百八十で除して得た
額とする。

2 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に
満たないときは、賃金日額は、同項の規定にか
かわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて
算定され、又は出来高払制その他の請負制に
よつて定められている場合には、前項に規定
する六箇月間に支払われた賃金の総額を当該
六箇月間に労働した日数で除して得た額の百
分の七十に相当する額

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間に
よつて定められている場合には、その部分の

総額をその期間の総日数(賃金の一部が月に
よつて定められている場合には、一箇月を三
十日として計算する。)で除して得た額と前号
に掲げる額との合算額

3 前二項の規定により賃金日額を算定すること
が困難であるとき、又はこれらの規定により算
定した賃金日額が著しく不当であるときは、労
働大臣が定めるところにより算定した額を賃金
日額とする。

4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定に
より算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を
下るときはその額を、第二号に掲げる額を超え
るときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

一 千五百円(その額が次条第一項の規定によ
り変更されたときは、その変更された額)
二 七千五百円(その額が次条第一項の規定に
より変更されたときは、その変更された額)

(基本手当の日額の自動的変更)

第十八条 労働大臣は、労働省において作成する
毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額
(以下この条において「平均定期給与額」とい
う。)が、基本手当日額表の制定又は改正の基礎
となつた平均定期給与額の百分の百二十を超
え、又は百分の八十を下るに至つた場合におい
て、その状態が継続すると認めるときは、その
平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率に
応じて、基本手当日額表における第十六条に規
定する千五百円以上三千円以下の賃金日額及び
前条第四項各号に掲げる額を変更した上、基本
手当日額表を改正しなければならない。

2 前項の規定により基本手当日額表が改正され
た場合において、改正の基礎となつた平均定期
給与額が、当該平均定期給与額に係る月の前十
二月のいずれかの月の平均定期給与額の百分の
百二十を超え、又は百分の八十を下るものであ
るときは、改正の基礎となつた平均定期給与額

に係る月前に離職した受給資格者に支給すべき
基本手当については、改正後の基本手当日額表
は、適用しない。この場合において、労働大臣
は、当該受給資格者に支給すべき基本手当につ
いて、その者が離職した日の属する月の平均定
期給与額に対する改正の基礎となつた平均定期
給与額の上昇又は低下の比率を考慮して、改正
の基礎となつた平均定期給与額に係る月以後に
離職した受給資格者に支給すべき基本手当の日
額と均衡を失しないように、基本手当の日額を
新たに定めるものとする。

(基本手当の減額)

第十九条 受給資格者が、失業の認定に係る期間
中に自己の労働によつて収入を得た場合には、
その収入の基礎となつた日数(以下この項にお
いて「基礎日数」という。)分の基本手当の支給に
ついては、次の各号に定めるところによる。

一 その収入の一日分に相当する額(収入の総
額を基礎日数で除して得た額をいう。)から五
百円を控除した額と基本手当の日額との合計
額(次号において「合計額」という。)が賃金日
額の百分の八十に相当する額を超えないと
き、基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た
額を支給する。

二 合計額が賃金日額の百分の八十に相当する
額を超えるとき(次号に該当する場合を除
く。)

当該超える額(次号において「超過額」とい
う。)を基本手当の日額から控除した残りの額
に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

三 超過額が基本手当の日額以上であるとき。

基礎日数分の基本手当を支給しない。
2 受給資格者は、失業の認定を受けた期間中に
自己の労働によつて収入を得たときは、労働省
令で定めるところにより、その収入の額その他
の事項を公共職業安定所長に届け出なければな
らない。

(支給の期間及び日数)

第二十条 基本手当は、この法律に別段の定めが
ある場合を除き、当該基本手当の受給資格に
係る離職の日の翌日から起算して一年(当該一
年の期間内に妊娠、出産、育児その他労働省令
で定める理由により引き続き三十日以上職業に
就くことができない者が、労働省令で定めると
ころにより公共職業安定所長にその旨を申し出
た場合には、当該理由により職業に就くことが
できない日数を加算するものとし、その加算さ
れた期間が四年を超えるときは、四年とする。)
の期間内の失業している日について、第二十二
条第一項に規定する所定給付日数に相当する日
数分を限度として支給する。

2 前項の場合において、同項の受給資格(以下
この項において「前の受給資格」という。)を有す
る者が、前項の規定による期間内に新たに受給
資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給
資格を取得したときは、その取得した日以後に
おいては、前の受給資格に基づく基本手当は、
支給しない。

(待期)

第二十一条 基本手当は、受給資格者が当該基本
手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安
定所に求職の申込みをした日以後において、失
業している日(疾病又は負傷のため職業に就く
ことができない日を含む。)が通算して七日に満
たない間は、支給しない。

(所定給付日数)

第二十二条 一の受給資格に基づき基本手当を支
給する日数(以下「所定給付日数」という。)は、
次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当
該各号に定める日数とする。

一 当該基本手当の受給資格に係る離職の日
(以下この条において「基準日」という。)にお
いて五十五歳以上である受給資格者 三百日
二 基準日において四十五歳以上五十五歳未満
である受給資格者及び基準日において四十五
歳未満である受給資格者 労働省令で定める

理由により就職が困難なもの 二百四十日
三 基準日において三十歳以上四十五歳未満で
ある受給資格者(前号に掲げる労働省令で定
める理由により就職が困難な者を除く) 百
八十日

四 基準日において三十歳未満である受給資格
者(第二号に掲げる労働省令で定める理由に
より就職が困難な者を除く) 九十日

2 前項第一号から第三号までに掲げる受給資格
者であつて、基準日まで引き続いて同一の事業
主の適用事業に雇用された期間(以下この項に
おいて「基準日前の雇用期間」という)が一年未
満であるもの(当該基準日前の雇用期間に係る
被保険者となつた日以前一年の期間内に被保険者
であつたことがある者であつて、当該基準日前
の雇用期間と当該被保険者であつた期間(当該
基準日前の雇用期間に係る被保険者となつた日
前に基本手当又は特例一時金の支給を受けたこ
とのある者については、これらの給付の受給資
格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資
格に係る離職の日以前の被保険者であつた期間
を除くものとし、当該被保険者であつた期間
に係る被保険者となつた日が第九条の規定によ
る当該被保険者となつたことの確認があつた日
の二年前の日より前の日である者については、
当該期間のうち当該確認があつた日の二年前の
日間の期間を除く)とを通過した期間が一年以
上であるものを除く)に係る所定給付日数は、
前項第一号から第三号までの規定にかかわら
ず、九十日とする。

(個別延長給付)

第二十三条 公共職業安定所長が政令で定める基
準に照らして就職が困難な者であると認めた受
給資格者については、次項の規定による期間内
の失業している日について、所定給付日数(当
該受給資格者が第二十条第一項の規定による期
間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付
日数に満たない場合には、その支給を受けた日

数。以下この節において同じ)を超えて、基本
手当を支給することができる。この場合におい
て、所定給付日数を超えて基本手当を支給する
日数は、政令で定める日数を限度とするものと
する。

2 前項の規定による基本手当の支給(以下「個別
延長給付」という)を受ける受給資格者の受給
期間(当該期間内の失業している日について基
本手当の支給を受けることができる期間をい
う。以下同じ)は、第二十条第一項の規定にか
かわらず、同項の規定による期間に前項後段に
規定する政令で定める日数を加えた期間とす
る。

(訓練延長給付)

第二十四条 受給資格者が公共職業安定所長の指
示した公共職業訓練等(その期間が政令で定め
る期間を超えるものを除く。次項、第三十六
条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項に
おいて同じ)を受ける場合には、当該公共職業訓
練等を受ける期間内の失業している日について
、所定給付日数を超えてその者に基本手当を
支給することができる。

2 前項の規定による基本手当の支給(第二十八
条において「訓練延長給付」という)を受ける受
給資格者が第二十条第一項の規定による期間を
超えて公共職業安定所長の指示した公共職業訓
練等を受けるときは、その者の受給期間は、同
項の規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を
受け終わる日までの間とする。

(広域延長給付)

第二十五条 労働大臣は、職業安定法(昭和二十
二年法律第四十一号)第十九条の二に規定す
る職業紹介活動(以下この条において「広域職業
紹介活動」という)をすることを命じた場合に
おいて、当該広域職業紹介活動の命令に係る地
域について、政令で定める基準に照らして必要
があると認めるときは、その指定する期間内に
限り、公共職業安定所長が当該地域に係る当該
広域職業紹介活動により職業のあつせんを受け
ることが適当であると認定する受給資格者につ

いて、第四項の規定による期間内の失業してい
る日について、所定給付日数を超えて基本手当
を支給する措置を決定することができる。この
場合において、所定給付日数を超えて基本手当
を支給する日数は、政令で定める日数を限度と
するものとする。

2 前項の措置に基づく基本手当の支給(以下「広
域延長給付」という)を受けることができる者
が労働大臣の指定する地域に住所又は居所を
変更した場合には、引き続き当該措置に基づき基
本手当を支給することができる。

3 公共職業安定所長は、受給資格者が広域職業
紹介活動により職業のあつせんを受けることが
適当であるかどうかを認定するときは、労働大
臣の定める基準によらなければならない。

4 広域延長給付を受ける受給資格者の受給期間
は、第二十条第一項の規定にかかわらず、同項
の規定による期間に第一項後段に規定する政令
で定める日数を加えた期間とする。

第二十六条 前条第一項の措置が決定された日以
後に他の地域から当該措置に係る地域に移転し
た受給資格者であつて、その移転について特別
の理由がないと認められるものには、当該措置
に基づく基本手当は、支給しない。

2 前項に規定する特別の理由があるかどうかの
認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める
基準に従つてするものとする。

(全国延長給付)

第二十七条 労働大臣は、失業の状況が全国的に
著しく悪化し、政令で定める基準に該当するに
至つた場合において、受給資格者の就職状況が
らみて必要があると認めるときは、その指定す
る期間内に限り、第三項の規定による期間内の
失業している日について、所定給付日数を超え
て受給資格者に基本手当を支給する措置を決定
することができる。この場合において、所定給
付日数を超えて基本手当を支給する日数は、政
令で定める日数を限度とするものとする。

2 労働大臣は、前項の措置を決定した後におい
て、政令で定める基準に照らして必要があると

認めるときは、同項の規定により指定した期
間(その期間がこの項の規定により延長された
ときは、その延長された期間)を延長すること
ができる。

3 第一項の措置に基づく基本手当の支給(以下
「全国延長給付」という)を受ける受給資格者の
受給期間は、第二十条第一項の規定にかかわら
ず、同項の規定による期間に第一項後段に規定
する政令で定める日数を加えた期間とする。

(延長給付に関する調整)

第二十八条 広域延長給付を受けている受給資格
者については、当該広域延長給付が終了した後
でなければ全国延長給付、個別延長給付及び訓
練延長給付は行わず、全国延長給付を受けてい
る受給資格者については、当該全国延長給付が
終了した後でなければ個別延長給付及び訓練延
長給付は行わず、個別延長給付を受けている受
給資格者については、当該個別延長給付が終了
した後でなければ訓練延長給付は行わない。

2 個別延長給付又は訓練延長給付を受けている
受給資格者については広域延長給付又は全国延長
給付が行われることとなつたときは、これらの
延長給付が行われる間は、その者について個別
延長給付又は訓練延長給付は行わず、全国延長
給付を受けている受給資格者については広域延長
給付が行われることとなつたときは、広域延長
給付が行われる間は、その者について全国延長
給付は行わない。

3 前二項に規定するもののほか、第一項に規定
する各延長給付を順次受ける受給資格者に係る
基本手当を支給する日数、受給期間その他これ
らの延長給付についての調整に必要必要な事
項は、政令で定める。

(給付日数を延長した場合の給付制限)

第二十九条 個別延長給付、広域延長給付又は全
国延長給付を受けている受給資格者が、正当な
理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に
就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職
業訓練等を受けること又は労働大臣の定める基

準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

2 前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

(支給方法及び支給期日)

第三十条 基本手当は、労働省令で定めるところにより、四週間に一回、失業の認定を受けた日、分を支給するものとする。ただし、労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者その他労働省令で定める受給資格者に係る基本手当の支給について別段の定めをすることができる。

2 公共職業安定所長は、各受給資格者について基本手当を支給すべき日を定め、その者に通知するものとする。

(未支給の基本手当)

第三十一条 受給資格者が死亡した場合において、その者に支給されるべき基本手当でまだ支給されていないものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の基本手当の支給を請求することができる。

2 前項の規定により、受給資格者が死亡したため失業の認定を受けることができなかった期間に係る基本手当の支給を請求する者は、労働省令で定めるところにより、当該受給資格者について失業の認定を受けなければならない。

3 第一項の受給資格者が第十九条第一項の規定に該当する場合には、第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者は、労働省令で定めるところにより、同条第一項の収入の

額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならぬ。

4 第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

5 第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとなす。

〔給付制限〕

第三十二條 受給資格者（個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。）が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 就職するため、又は公共職業訓練等を受け
るため、現在の住所又は居所を変更すること
を要する場合において、その変更が困難であ
ると認められるとき。

三 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

四 職業安定法第二十條(第二項ただし書を除く)の規定に該当する事業所に紹介されたと
き。

五 その他正当な理由があるとき。

2 受給資格者が、正当な理由がなく、労働大臣の定める基準に従って公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から

ら起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

3 受給資格者についての第一項各号のいずれかに該当するかどうかの認定及び前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

第三十三条 被保険者が自己の責めに帰すべき重

2 受給資格者が前項の場合に該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

第三十四条 偽りその他不正の行為により失業給付の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付の支給を受け、又は受けようとした日

以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

2 前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得した受給資格に基づき基本手当を支給する。

3 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる

日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなつた場合においても、第二十二條第二項の規定の適用については、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4 受給資格者が、第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給

を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができないこととなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととなつた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

(返還命令等)

第三十五条 偽りその他不正の行為により基本手当の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した基本手当の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた基本手当の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が僱りの届出、報告又は証明をしたためその基本手当が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に對し、その基本手当の支給を受けた者と連帶して、同項の規定による基本手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付することを命ずることが出来る。

3 徴収法第二十六条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

第二款 技能習得手

第三十六条 技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2 寄宿手当は、受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五十八条第二項において同じ。）と別居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給する。

- 3 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三
三条第一項の規定により基本手当を支給しない
こととされる期間については、技能習得手当及
び寄宿手当を支給しない。
- 4 技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額
は、労働省令で定める。
- 5 第三十一条第一項、第四項及び第五項、第三
十四条第一項及び第二項並びに前条の規定は、
技能習得手当及び寄宿手当について準用する。
- 第三款 傷病手当
(傷病手当)
第三十七条 傷病手当は、受給資格者が、離職後
公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした
後において、疾病又は負傷のために職業に就く
ことができない場合に、第二十条第一項の規定
による期間内の当該疾病又は負傷のために基本
手当の支給を受けることができない日(疾病又
は負傷のために基本手当の支給を受けることが
できないことについて、第四項の規定による日数に相
当する日数分を限度として支給する。
- 2 前項の規定は、労働省令で定めるところによ
り、公共職業安定所長が行う。
- 3 傷病手当の日額は、第十六条の規定による基
本手当の日額に相当する額とする。
- 4 傷病手当を支給する日数は、第一項の認定を
受けた受給資格者の所定給付日数から当該受給
資格に基づき既に基本手当を支給した日数を差
し引いた日数とする。
- 5 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十
三条第一項の規定により基本手当を支給しない
こととされる期間については、傷病手当を支給
しない。
- 6 傷病手当を支給したときは、この法律の規定
(第三十四条及び第三十五条の規定を除く。)の
適用については、当該傷病手当を支給した日数
に相当する日数分の基本手当を支給したものと
みなす。
- 7 傷病手当は、労働省令で定めるところによ
り、第一項の認定を受けた日数を、当該職業に就
くことができない理由がやんだ後最初に基本手
当を支給すべき日(当該職業に就くことができ
ない理由がやんだ後において基本手当を支給す
べき日がない場合には、公共職業安定所長の定
める日)に支給する。ただし、労働大臣は、必要
があるとき、傷病手当の支給について
別段の定めをすることができ、
- 8 第一項の認定を受けた受給資格者が、当該認
定を受けた日について、健康保険法(大正十一
年法律第七十号)第四十五条の規定による傷病手
当金、労働基準法(昭和二十二年法律第四十
九号)第七十六条の規定による休業補償、労働
者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)
の規定による休業補償給付又は休業給付その他
これらに相当する給付であつて法令(法令の規
定に基づく条例又は規約を含む。)により行われ
るものうち政令で定めるものの支給を受ける
ことができる場合には、傷病手当は、支給しな
い。
- 9 第十九条、第二十一条、第三十一条、第三十
四条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定
は、傷病手当について準用する。この場合にお
いて、第十九条及び第三十一条第二項中「失業の
認定」とあるのは、「第三十七条第一項の認定」と
読み替へるものとする。
- 第三節 短期雇用特例被保険者の求職者
給付
(短期雇用特例被保険者)
第三十八条 被保険者であつて、次の各号のい
れに該当するもの(第四十三条第一項に規定
する日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用
特例被保険者」という。)が失業した場合には、こ
の節の定めるところにより、特例一時金を支給
する。
一 季節的に雇用される者(次号に掲げる者を
除く。)
二 短期の雇用(同一の事業主に引き続き被保
険者として雇用される期間が一年未満である
雇用をいう。)に就くことを常態とする者
三 被保険者が前項各号に掲げる者に該当する
かどうかの確証は、労働大臣が行う。
- 2 短期雇用特例被保険者に關しては、前節及び
次節の規定は、適用しない。
- 3 (特例受給資格)
第三十九条 特例一時金は、短期雇用特例被保
険者が失業した場合において、離職の日以前一
年(当該一年間に疾病、負傷その他労働省令で定
める理由により引き続き三十日以上賃金の支払
を受けることができなかった短期雇用特例被保
険者については、当該理由により賃金の支払を
受けることができなかった日数を一年に計算し
た期間(その期間が四年を超えたときは、四年
間)に、第十四条の規定による被保険者期間が
通算して六箇月以上であつたときに、次条に定
めることにより、支給する。
- 2 前項の規定により特例一時金の支給を受ける
ことができる資格(以下「特例受給資格」とい
う。)を有する者(以下「特例受給資格者」とい
う。)が次条第二項の規定による期間内に特例一
時金の支給を受けることなく就職した後再び失
業した場合(新たに第十四条第二項第一号に規
定する受給資格又は特例受給資格を取得した場
合を除く。)において、当該期間内に公共職業安
定所に出頭し、求職の申込みをした上、次条第
二項の認定を受けたときは、その者は、当該特
例受給資格に基づき特例一時金の支給を受ける
ことができる。
- (特例一時金)
第四十条 特例一時金の額は、特例受給資格者を
第十五条第一項に規定する受給資格者とみなし
て第十六条から第十八条までの規定を適用した
場合にその者に支給されることとなる基本手当
の日額の五十百分(次項の認定があつた日から
同項の規定による期間の最後の日までの日数が
五十日に満たない場合には、その日数に相当す
る日数分)とする。
- 2 特例一時金の支給を受けようとする特例受給
資格者は、離職の日の翌日から起算して六箇月
を経過する日までに、労働省令で定めるところ
により、公共職業安定所に出頭し、求職の申込
みをした上、失業していることについての認定
を受けなければならない。
- 3 第二十一条、第三十一条(第三項を除く。)、
第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項か
ら第三項まで及び第三十五条の規定は、特例一
時金について準用する。この場合において、第
二十一条中「受給資格者」とあるのは「特例受
給資格者」と、「受給資格」とあるのは「特例受
給資格」と、第三十一条第一項中「受給資格者」
とあるのは「特例受給資格者」と、同条第二項中
「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、
「失業の認定を受けることができなかった期間
に係る」とあるのは「第十四条第二項の認定を受
けることができなかった」とあるのは「同項の認定を
受けなければならない」とあるのは「同項の認定を
受けなければならない」と、第三十二条及び第
三十三条第二項中「受給資格者」とあるのは「特
例受給資格者」と、第三十四条第二項中「受給資
格」とあるのは「特例受給資格」と、同条第三項
中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」
と、「受給資格」とあるのは「特例受給資格」とそ
れぞれ読み替へるものとする。
- (公共職業訓練等を受ける場合)
第四十一条 特例受給資格者が、当該特例受給資
格に基づく特例一時金の支給を受ける前に公共
職業安定所長の指示した公共職業訓練等(その
期間が政令で定める期間に達しないものを除
く。)を受ける場合には、第十条第三項及び前二
条の規定にかかわらず、特例一時金を支給しな
いものとし、その者を第十五条第一項に規定す
る受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等
を受け終わる日までの間に限り、前節に定める
ところにより、求職者給付を支給する。
- 2 前項の特例受給資格者は、当該特例受給資格
に係る被保険者となつた日前に第二十九条第一
項又は第三十四条第一項の規定により基本手
当の支給を受けることができないこととされてい

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 雇用保険法案外二件

る場合においても、前項の規定により求職者給付の支給を受けることができる。

第四節 日雇労働被保険者の求職者給付(日雇労働者)

第四十二条 この節において日雇労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者(前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者(次条第二項の認可を受けた者を除く)を除く)をいう。

一 日々雇用される者

二 三十日以内の期間を定めて雇用される者

(日雇労働被保険者)

第四十三条 被保険者である日雇労働者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの及び第六条第一号の認可を受けたもの(以下「日雇労働被保険者」という)が失業した場合には、この節の定めるところにより、日雇労働求職者給付金を支給する。

一 特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域(労働大臣が指定する区域を除く)又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて、労働大臣が指定するもの(以下この項において「適用区域」という)に居住し、適用事業に雇用される者

二 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者

三 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であつて、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づいて労働大臣が指定したものに雇用される者

2 日雇労働被保険者が前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合において、労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、その者は、引き続き、日雇労働被保険者となること

3 前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された日雇労働被保険者が

前項の認可を受けなかつたため、日雇労働被保険者とされなくなつた最初の月に離職し、失業した場合に、その失業した月の間における日雇労働求職者給付金の支給については、その者を日雇労働被保険者とみなす。

4 日雇労働被保険者に関しては、第六条(第二号に限る)及び第七條から第九條まで並びに前二節の規定は、適用しない。

(日雇労働被保険者手帳)

第四十四条 日雇労働被保険者は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所において、日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならない。

(日雇労働求職者給付金の受給資格)

第四十五条 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した場合において、その失業の日(前項の二)の前二箇月間に、その者について、徴収法第十條第二項第四号の印紙保険料(以下「印紙保険料」という)が通算して二十八日分以上納付されているときに、第四十七條から第五十二條までに定めるところにより支給する。

第四十六条 前条の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が第五條第一項に規定する受給資格者である場合において、その者が、基本手当の支給を受けたときは、その支給の対象となつた日については日雇労働求職者給付金を支給せず、日雇労働求職者給付金の支給を受けたときはその支給の対象となつた日については基本手当を支給しない。

(日雇労働被保険者に係る失業の認定)

第四十七條 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る。第五十四條第一号において同じ)について支給する。

2 前項の失業していることについての認定(以下この節において「失業の認定」という)を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みを

しなければならない。

3 労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

(日雇労働求職者給付金の日額)

第四十八條 日雇労働求職者給付金の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、徴収法第二十二條第一項第一号に掲げる額(その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額の印紙保険料(以下「第一級印紙保険料」という))が二十四日分以上であるとき。二千七百円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

二 次のいずれかに該当するとき。千七百七十円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

イ 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び徴収法第二十二條第一項第二号に掲げる額(その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額の印紙保険料(以下「第二級印紙保険料」という))が二十四日分以上であるとき(前号に該当するときは除く)。

ロ 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が二十四日分未満である場合において、第一級印紙保険料の納付額と第二級印紙保険料の納付額との合計額に、徴収法第二十二條第一項第三号に掲げる額(その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額の印紙保険料(次条第二項及び第五十四條において「第三級印紙保険料」という))の納付額のうち

二十四日から第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を二十四で除して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

三 前二号のいずれにも該当しないとき。千六百四十円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

(日雇労働求職者給付金の日額の自動的変更)

第四十九條 労働大臣は、日雇労働者の賃金水準の変動等により、毎月における前条第一号に定める額の日雇労働求職者給付金(以下この条及び第五十四條において「第一級給付金」という)の支給を受ける者の数(以下この条において「第一級受給者数」という)に前条第二号に定める額の日雇労働求職者給付金(以下この条及び第五十四條において「第二級給付金」という)の支給を受ける者の数(以下この条において「第二級受給者数」という)の二つの一に相当する数を加えた数と前条第三号に定める額の日雇労働求職者給付金(以下この条及び第五十四條において「第三級給付金」という)の支給を受ける者の数(以下この条において「第三級受給者数」という)の二つの一に相当する数を加えた数との比率が著しく不均衡となるに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに徴収法第二十二條第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「等級区分日額」という)を、次項及び第三項に定めるところにより、変更することができる。

2 前項の場合において、第一級受給者数に第二級受給者数の二つの一に相当する数を加えた数が第三級受給者数に第二級受給者数の二つの一に相当する数を加えた数を著しく上回り、同項

に規定する比率が著しく不均衡となつたときは、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに等級区分日額のうち第二級印紙保険料と第三級印紙保険料との区分に係る賃金の日額(以下この条において「二級・三級印紙保険料区分日額」という)は、それぞれ、従前の第一級給付金の日額及び第二級給付金の日額並びに等級区分日額のうち第一級印紙保険料と第二級印紙保険料との区分に係る賃金の日額(以下この条において「一級・二級印紙保険料区分日額」という)に相当する額に引き上げ、第一級給付金の日額及び一級・二級印紙保険料区分日額は、第二級給付金の日額を引き上げた比率に応じて、引き上げるものとする。

3 第一項の場合において、第三級受給者数に第二級受給者数の二分の一に相当する数を加えた数が第一級受給者数に第二級受給者数の二分の一に相当する数を加えた数を著しく上回り、同項に規定する比率が著しく不均衡となつたときは、第一級給付金の日額及び第二級給付金の日額並びに一級・二級印紙保険料区分日額は、それぞれ、従前の第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに二級・三級印紙保険料区分日額に相当する額に引き下げ、第三級給付金の日額及び二級・三級印紙保険料区分日額は、第二級給付金の日額を引き下げた比率に応じて、引き下げるものとする。

4 徴収法第二十二條第五項の規定により同条第二項に規定する第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額の変更があつた場合には、労働大臣は、その変更があつた日から一年を経過した日の前日(その前日に当該変更に関して国会の議決があつた場合には、その議決のあつた日の前日)までの間は、第一項の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに一級・二級印紙保険料区分日額及び二級・三級印紙保険料区分日額の変更を行うことができない。

(日雇労働者給付金の支給日数等)

第五十條 日雇労働者給付金は、日雇労働者被保険者が失業した日の属する月における失業の認定を受けた日について、その月の前二箇月に、その者について印紙保険料が通算して二十八日分納付されているときは、通算して十三日分を限度として支給し、その者について印紙保険料が通算して二十八日分を超えて納付されているときは、通算して、二十八日分を超えて四日分ごとに一日を十三日に加えて得た日数分を限度として支給する。ただし、その月において通算して十七日分を超えては支給しない。

2 日雇労働者給付金は、各週(日曜日から土曜日までを七日をいう)につき日雇労働者被保険者が職業に就かなかつた最初の日については、支給しない。

(日雇労働者給付金の支給方法等)

第五十一條 日雇労働者給付金は、公共職業安定所において、失業の認定を行つた日に支給するものとする。

2 労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働者給付金の支給について別段の定めをすることができ

3 第三十一條(第三項を除く)の規定は、日雇労働者給付金について準用する。この場合において、同条第一項中「支給資格者」とあるのは「日雇労働者給付金の支給を受けることができる者」と、同条第二項中「支給資格者」とあるのは「日雇労働者給付金の支給を受けることができる者」と、「失業の認定」とあるのは「第四十七條第一項の失業の認定」と読み替へるものとする。

第五十二條 日雇労働者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して七日間は、日雇労働者給付金を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(給付制限)

一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

三 職業安定法第二十條(第二項ただし書を除く)の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

四 その他正当な理由があるとき。

2 日雇労働者給付金の支給を受けることができる者について前項各号のいずれかに該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

3 日雇労働者給付金の支給を受けることができる者が、偽りその他不正の行為により失業給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、その支給を受け、又は受けようとした月及びその月の翌月から三箇月間は、日雇労働者給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、日雇労働者給付金の全部又は一部を支給することができる。

4 第三十五條の規定は、日雇労働者給付金について準用する。

(日雇労働者給付金の特例)

第五十三條 日雇労働者被保険者が失業した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その者は、公共職業安定所長に申し出て、次条に定める日雇労働者給付金の支給を受けることができる。

一 継続する六月間に当該日雇労働者被保険者に、二 前号に規定する継続する六月間(以下「基礎期間」という)のうち後の五月間に第四十五

条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けていないこと。

三 基礎期間の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、同日までの間)に第四十五條の規定による日雇労働者給付金の支給を受けていないこと。

2 前項の申出は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内に行わなければならない。

第五十四條 前条第一項の申出をした者に係る日雇労働者給付金の支給については、第四十八條及び第五十條第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一 日雇労働者給付金の支給を受けることができる期間及び日数は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内の失業している日について、通算して六十日分を限度とする。

二 日雇労働者給付金の日額は、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額とする。

イ 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料が七十二日分以上であるとき。第一級給付金の日額

ロ 次のいずれかに該当するとき。第二級給付金の日額

(1) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が七十二日分以上であるとき(イに該当するときは除く)。

(2) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が七十二日分未満である場合において、第一級印紙保険料の納付額と第二級印紙保険料の納付額との合計額に、第三級印紙保険料の納付額のうち七十二日から第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を七十二で除

して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

ハ イ又はロに該当しないとき。 第三級給付金の日額

第五十五条 基礎期間の最後の月の翌月以後二月の期間内に第五十三条第一項の申出をした者については、当該二月を経過する日までは、第四十五条の規定による日雇労働者給付金は、支給しない。

2 第五十三条第一項の申出をした者が、基礎期間の最後の月の翌月から起算して第三月目又は第四月目に当たる月において、第四十五条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けたときは当該日雇労働者給付金の支給の対象となつた日については前条の規定による日雇労働者給付金を支給せず、同条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けたときは当該日雇労働者給付金の支給の対象となつた日については第四十五条の規定による日雇労働者給付金を支給しない。

3 前条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けた者がその支給を受けた後に第五十三条第一項の申出をする場合における同項第二号の規定の適用については、その者は、第四十五条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けたものとみなす。

4 第四十六条、第四十七条、第五十条第二項、第五十一条及び第五十二条の規定は、前条の規定による日雇労働者給付金について準用する。

(日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間の特例)

第五十六条 日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用され、その翌月以後において離職した場合には、その二月を第十四条の規定による被保険者期間の二箇月として計算することができる。ただし、その者が第四十三条第二項又は第三項の

規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。

2 前項の規定により同項に規定する二月を被保険者期間として計算することによつて第十四条第二項第一号に規定する受給資格又は特例受給資格を取得した者については、第十七条に規定する賃金日額を算定する場合、その二月の各月において納付された印紙保険料の額を労働省令で定める率で除して得た額をそれぞれその各月に支払われた賃金額とみなす。

第五節 就職促進給付

(常用就職支度金)

第五十七条 常用就職支度金は、受給資格者、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないもの(以下「特例一時金受給者」という。を含む。以下同じ。))又は日雇受給資格者(第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。))であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として政令で定めるものが安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が政令で定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

2 受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者(以下「受給資格者等」という。が、安定した職業に就いた日前三年以内の就職について常用就職支度金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、常用就職支度金は、支給しない。

3 常用就職支度金の額は、第十六条の規定による基本手当の日額(特例受給資格者については、その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額とし、日雇受給資格者については、第四十八条又は第五十四条第二号の規定による日雇労働者

職者給付金の日額とする。)に三十を乗じて得た額を限度として労働省令で定める額とする。

(移転費)

第五十八条 移転費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

2 移転費の額は、受給資格者等及びその者により生計を維持されている同居の親族の移転に通常要する費用を考慮して、労働省令で定める。

(広域求職活動費)

第五十九条 広域求職活動費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合において、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

2 広域求職活動費の額は、前項の求職活動に通常要する費用を考慮して、労働省令で定める。

(給付制限)

第六十条 偽りその他不正の行為により失業給付の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、就職促進給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、就職促進給付の全部又は一部を支給することができる。

2 前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格又は特例受給資格を取得した場合に、同項の規定にかかわらず、その受給資格又は特例受給資格に基づく就職促進給付を支給する。

3 第一項に規定する者であつて、第五十二条第三項(第五十五条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により日雇労働者給付金の支給を受けることができない者となつたものが、その支給を受けることができない期間を経過した後において、日雇受給

資格者である場合又は日雇受給資格者となつた場合には、第一項の規定にかかわらず、その日雇受給資格者たる資格に基づく就職促進給付を支給する。

4 第一項に規定する者(第五十二条第三項の規定により日雇労働者給付金の支給を受けることができない者とされている者を除く。)が新たに日雇受給資格者となつた場合には、第一項の規定にかかわらず、その日雇受給資格者たる資格に基づく就職促進給付を支給する。

(準用)

第六十一条 第三十一条第一項、第四項及び第五項並びに第三十五条の規定は、就職促進給付について準用する。この場合において、第三十一条第一項中「受給資格者」とあるのは、「就職促進給付の支給を受けることができる者」と読み替へるものとする。

第四章 雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業

(雇用改善事業)

第六十二条 政府は、被保険者及び被保険者であつた者(以下この章において「被保険者等」という。)に関し、雇用状態の是正、失業の予防その他雇用構造の改善を図るため、雇用改善事業として、次の事業を行うことができる。

一 事業主に対して、定年の引上げの促進、高年齢者の雇入れの促進その他年齢別の雇用構造の改善を図るために必要な助成及び援助を行うこと。

二 事業主に対して、雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転による雇用機会の増大、季節的に失業する者が多数居住する地域における通年雇用の促進その他地域的な雇用構造の改善を図るために必要な助成及び援助を行うこと。

三 事業主に対して、産業構造の変化等に伴い特定の産業から一時に多数発生した離職者の雇入れの促進その他産業間の雇用構造の改善

を図るために必要な助成及び援助を行うこと。

四 事業主に対して、景気の変動、国際経済事情の急激な変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業を予防するために必要な助成及び援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、雇用構造の改善を図るために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

2 前項各号に掲げる事業の実施に必要必要な基準は、労働省令で定める。

第六十三条 政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

一 職業訓練法第二十四条第一項に規定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと並びに当該職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行う都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

二 公共職業訓練施設（公共職業訓練施設を行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。以下この号において同じ。）を設置し、又は運営すること及び公共職業訓練施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

三 求職者及び退職を予定する者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習（第五号において「職業講習」という。）並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること。

四 職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五 職業訓練（公共職業訓練施設を行うものに限る。以下この号において同じ。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

六 技能検定の実施に要する経費を負担すること及び技能検定を行う法人その他の団体に対して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

2 前項各号に掲げる事業の実施に必要必要な基準については、同項第二号の規定による都道府県に対する経費の補助に係るものにあつては労働省令で定める。

3 政府は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

第六十四条 政府は、被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他これらの者の福祉の増進を図るため、雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

一 就職に伴いその住居を移転する者のための

二 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談その他の援助を行うこと並びに当該援助のための施設を設置し、及び運営すること。

三 職業、文化、体育又はレクリエーションの施設その他の福祉施設を設置し、及び運営すること。

四 求職者の就職のため、資金の貸付け、身元保証その他必要な援助を行うこと。

五 労働者の職業に対する適応性その他職業の安定に関する調査、研究及び資料の整備を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進を図るために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

2 前条第三項の規定は、前項各号に掲げる事業の全部又は一部の実施について準用する。

第六十五条 前三条の事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

第五章 費用の負担

第六十六条 国庫は、次の各号に掲げる区分によつて、求職者給付に要する費用の一部を負担する。

一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

2 前項第一号に掲げる求職者給付については、国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超え

を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。

3 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一 次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。）に應ずる部分の額（徴収法第十二条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする）とすることを要する場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢労働者免除額（徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から高年齢労働者免除額を減じた額

ロ 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額

二 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額

三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三の率を雇用保険率で除して得た率（次項及び第六十八条第二項において「三事業率」という。）を乗じて得た額

4 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負

担額から当該超過額に相当する額を減じた額
(その額が当該会計年度において支給した日雇
労働者給付金の総額の四分の一に相当する
額を下回る場合には、その四分の一に相当する
額)を負担する。

一 次に掲げる額を合計した額

イ 徴収法の規定により徴収した印紙保険料
の額

ロ イの額に相当する額に前項第二号に掲げ
る労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率
を乗じて得た額から、その額に三事業率を
乗じて得た額を減じた額

二 支給した日雇労働者給付金の総額の三
分の二に相当する額

5 国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年
度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事
務の執行に要する経費を負担する。

第六十七条 第二十五条第一項の措置が決定され
た場合には、前条第一項第一号の規定にかかわ
らず、国庫は、広域延長給付を受ける者に係る
求職者給付に要する費用の三分の一を負担す
る。この場合において、同条第二項中「支給し
た当該求職者給付の総額」とあるのは「支給し
た当該求職者給付の総額から広域延長給付を受け
る者に係る求職者給付の総額を控除した額」と
「一般保険料の額を超える場合には」とあるのは
「一般保険料の額から広域延長給付を受ける者
に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する
額を控除した額を超える場合には」と読み替え
るものとする。

(保険料)

第六十八条 雇用保険事業に要する費用に充てる
ため政府が徴収する保険料については、徴収法
の定めるところによる。

2 前項の保険料のうち、一般保険料徴収額から
その額に三事業率を乗じて得た額を減じた額及
び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失
業給付に要する費用に充てるものとし、一般保

険料徴収額に三事業率を乗じて得た額は、雇用
改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要
する費用に充てるものとする。

第六章 不服申立て及び訴訟
(不服申立て)

第六十九条 第九条の規定による確認、失業給付
に関する処分又は第三十五条第一項若しくは第
二項(第三十六条第五項、第三十七条第九項、
第四十条第三項、第五十二条第四項(第五十五
条第四項において準用する場合を含む。))及び第
六十一条において準用する場合を含む。の規定
による処分不服のある者は、雇用保険審査官
に対して審査請求をし、その決定に不服のある
者は、労働保険審査会に対して再審査請求をす
ることができる。

2 前項の審査請求又は再審査請求は、時効の中
断に關しては、裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査請求及び再審査請求については
は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十
号)第二章第一節 第二節(第十八条及び第二十
九条を除く。))及び第五節の規定を適用しない。
(不服理由の制限)

第七十条 第九条の規定による確認に関する処分
が確定したときは、当該処分についての不服を
当該処分に基づく失業給付に関する処分につい
ての不服の理由とすることができない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第七十一条 第六十九条第一項に規定する処分の
取消しの訴えは、当該処分についての再審査請
求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でな
ければ、提起することができない。

第七章 雑則

(中央職業安定審議会への諮問)

第七十二条 労働大臣は、第二十三条第一項、第
二十五条第一項、第二十七条第一項若しくは第
二項若しくは第五十七条第一項の基準又は同項
の就職が困難な者を政令で定めようとする
とき、第十三条、第二十条第一項又は第二十二

第一項第二号の理由を労働省令で定めようとし
るとき、第二十五条第三項、第二十六条第二
項、第二十九条第二項、第三十二条第三項、第
三十三条第二項、第三十五条第一項(第三十六
条第五項、第三十七条第九項、第四十条第三
項、第五十二条第四項(第五十五条第四項にお
いて準用する場合を含む。))及び第六十一条にお
いて準用する場合を含む。又は第五十二条第二
項(第五十五条第四項において準用する場合を
含む。))の基準を定めようとするとき、その他こ
の法律の施行に關する重要事項について決定し
ようとするときは、あらかじめ、中央職業安定
審議会の意見を聴かなければならない。

2 中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に
應ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に
關し、関係行政庁に建議し、又はその報告を求
めることができる。

(不利益取扱の禁止)

第七十三条 事業主は、労働者が第八条の規定に
よる確認の請求をしたことを理由として、労働
者に対して解雇その他不利益な取扱いをししては
ならない。

(時効)

第七十四条 失業給付の支給を受け、又はその返
還を受ける権利及び第三十五条第一項又は第二
項(第三十六条第五項、第三十七条第九項、第
四十条第三項、第五十二条第四項(第五十五条
第四項において準用する場合を含む。))及び第六
十一条において準用する場合を含む。の規定に
よる権利は、二年を経過したときは、時効によ
つて消滅する。

(戸籍事項の無料証明)

第七十五条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭
和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の
十九第一項の指定都市においては、区長とす
る。))は、行政庁又は失業給付の支給を受ける者
に対して、当該市(特別区を含む。))町村の条例

の定めるところにより、失業給付の支給を受け
る者の戸籍に關し、無料で証明を行うことがで
きる。

(報告等)

第七十六条 行政庁は、労働省令で定めるところ
により、被保険者若しくは受給資格者を雇用
し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険
事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団
体に対して、この法律の施行に關して必要な報
告、文書の提出又は出頭を命ずることができ
る。

2 離職した者は、労働省令で定めるところによ
り、従前の事業主又は当該事業主から徴収法第
三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する
労働保険事務の一部として求職者給付の支給を
受けるために必要な証明書の交付に關する事務
を処理する労働保険事務組合に対して、求職者
給付の支給を受けるために必要な証明書の交付
を請求することができる。その請求があつたと
きは、当該事業主又は労働保険事務組合は、その
請求に係る証明書を交付しなければならない。

第七十七条 行政庁は、被保険者、受給資格者等
又は未支給の失業給付の支給を請求する者に対
して、この法律の施行に關して必要な報告、文
書の提出又は出頭を命ずることができる。

(診断)

第七十八条 行政庁は、求職者給付の支給を行う
ため必要があると認めるときは、第十五条第四
項第一号の規定により同条第二項に規定する失
業の認定を受け、若しくは受けようとする者、
第二十條第一項の規定による申出をした者又は
傷病手当の支給を受け、若しくは受けようとし
る者に対して、その指定する医師の診断を受け
るべきことを命ずることができる。

(立入検査)

第七十九条 行政庁は、この法律の施行のため必
要があると認めるときは、当該職員に、被保険
者若しくは受給資格者等を雇用し、若しくは雇

用しては事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置の命令への委任)

第八十条 この法律に基づき政令又は労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律に基づき、労働大臣が基本手当日額表その他の事項を定め、又はこれを改廃する場合においても、同様とする。

(権限の委任)

第八十一条 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。(労働省令への委任)

第八十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

第八章 罰則

第八十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合

二 第七十三条の規定に違反した場合

三 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

四 第七十六条第二項の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

五 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十四条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合

二 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

三 第七十六条第二項の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

四 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十五条 被保険者、受給資格者等又は未支給の失業給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合

二 第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十六条 法人（法人でない労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその労働保険事務組合を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、附則第二十一条の規定は、同年一月一日から施行する。

(失業保険法の廃止)

第二条 失業保険法（昭和二十二年法律第四百四十号）は、廃止する。

(適用範囲に関する暫定措置)

第三条 次の各号に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業（事務所に限る。）を除く。）であつて、政令で定めるものは、当分の間、第五十一条第一項の規定にかかわらず、任意適用事業とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは代採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

2 前項に規定する事業の保険関係の成立及び消滅については、徴収法附則の定めるところによるものとし、徴収法附則第二条又は第三条の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が

成立している事業は、第五十一条に規定する適用事業に含まれるものとする。

(被保険者に関する届出等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生した事項につき附則第二条の規定による廃止前の失業保険法（以下「旧法」という。）第八十一条の規定により届け出なければならぬこととされてゐた事項の届出については、なお従前の例による。

2 旧法第五条に規定する被保険者（以下「旧被保険者」という。）となつたこと又は旧被保険者でなくなつたことの確認及びその確認の請求については、なお従前の例による。

3 施行日の前日に旧被保険者であつた者であつて、引き続き同一の事業主に雇用され、施行日に第四十一条第一項に規定する被保険者（以下「新被保険者」という。）となつたもの（以下「継続雇用被保険者」という。）のうち、既に旧法第十条の規定により当該旧被保険者となつたことの確認を受けているもの（前項の規定により当該旧被保険者となつたことの確認を受けた者を含む。）については、施行日（前項の規定により当該旧被保険者となつたことの確認を受けた者については、当該確認を受けた日）に、新被保険者となつたこと（第九十一条の規定による確認がされたもの）とみなす。

(被保険者期間に関する経過措置)

第五条 旧被保険者であつた者であつて新被保険者となつたものに関するこの法律の規定の適用については、旧法の規定による被保険者期間（施行日前に旧法第十五条第一項の規定に該当するに至つた場合における離職の日以前の被保険者期間を除く。）は、第十四条第一項の規定による被保険者期間とみなす。

2 継続雇用被保険者（施行日に短期雇用特例被保険者となつた者を除く。）のうち、昭和五十年四月における喪失応当日（第十四条第一項に規定する喪失応当日をいう。以下この条において同じ。）が同月一日（以下この条において「基準

雇用保險法案外二件

一六二

章第二節に定めるところにより、求職者給付を支給する。この場合において、その者に係る所定給付日数は、旧法第二十条及び第二十条の規定がなおその効力を有するものとした場合

に、これらの規定により受給期間内に失業保険金を支給することができる日数とする。
(旧法の規定による日雇労働被保険者等に関する経過措置)

第十二条 施行日前に旧法第三十八条の四第一項の認可を受けた者は、施行日に第六条第一号の認可を受けた者とみなす。

2 施行日前に旧法第三十八条の三第一項第一号の規定により労働大臣が指定した区域又は同項第三号の規定により労働大臣が指定した適用事業は、それぞれ第四十三条第一項第一号の規定により労働大臣が指定した区域又は同項第三号の規定により労働大臣が指定した適用事業とみなす。

3 施行日前に旧法第三十八条の五第二項ただし書の認可を受けた者は、施行日に第四十三条第二項の認可を受けた者とみなす。

4 施行日前に旧法第三十八条の三第二項又は第三十八条の四第二項の規定により交付された日雇労働被保険者手帳は、第四十四条の規定により交付された日雇労働被保険者手帳とみなす。

第十三条 旧法の規定による日雇労働被保険者であつた者についての施行日前の日に係る旧法の規定による失業保険金の支給については、なお従前の例による。

2 昭和五十年五月中の第四十七条第一項に規定する失業している日について支給する日雇労働求職者給付金に関する第四十八条第一号の規定

の適用については、同号中「前二日間」とあるのは「昭和五十年四月」と、「二十四日分」とあるのは「十二日分」とする。

3 旧法第五章の規定により支給を受けた失業保険金(第一項に規定する失業保険金を含む)は、第五十三条第一項の規定の適用については、この法律の規定により支給を受けた日雇労働求職者給付金とみなす。

4 施行日前に旧法第三十八条の九の二第一項の申出をした者は、第五十三条第一項の申出をした者とみなす。この場合において、その者が第五十四条第一号の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる日数は、六十日から旧法第三十八条の九の三の規定による失業保険金(第一項に規定する失業保険金を含む)の支給を受けた日数を差し引いた日数分を限度とする。

5 第五十三条第一項の申出をした者であつて、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月(以下この項において「最終月」という)が次の表の上欄に掲げる月であるものに対して支給する日雇労働求職者給付金に関する第五十四条第二号イの規定の適用については、同号イ中「基礎期間」とあるのは最終月の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、「七十二日分」とあるのは最終月の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和五十年四月	昭和五十年四月一日から同月三十日までの期間	十二日分
昭和五十年五月	昭和五十年四月一日から同年五月三十一日までの期間	二十四日分
昭和五十年六月	昭和五十年四月一日から同年六月三十日までの期間	三十六日分
昭和五十年七月	昭和五十年四月一日から同年七月三十一日までの期間	四十八日分
昭和五十年八月	昭和五十年四月一日から同年八月三十一日までの期間	六十日分

6 旧法第三十八条の十第一項又は第二項(次項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む)の規定によりされた給付に関する処分は、第五十二条第一項又は第三項(第五十五条第四項において準用する場合を含む)の規定によりされた給付に関する処分とみなす。

7 第一項に規定する失業保険金については、旧法第三十八条の十の規定は、なおその効力を有する。

8 旧法第三十八条の六の規定に該当する者又は旧法第三十八条の九の二第一項の申出をした者が死亡したために旧法第三十八条の九第三項の失業の認定を受けることができなかった場合に於けるその者の配偶者その他同条第四項に規定するその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に対する旧法の規定による失業保険金の支給については、なお従前の例による。

(雇用改善事業等に関する経過措置)
第十四条 旧被保険者であつた者は、第四章の規定の適用については、新被保険者であつた者とみなす。

(国庫負担に関する経過措置)
第十五条 附則第九条第一項及び第二項の規定により従前の例によることとされる旧保険給付等(就職支度金及び移動費を除く。以下この項において同じ)は、第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条の規定の適用については、第六十六条第一項第一号に規定する求職者給付とみなす。この場合において、旧法第二十条の四第一項の措置に基づき支給された旧保険給付等は、第二十五条第一項の措置に基づき支給された求職者給付とみなす。

2 附則第十三条第一項又は第八項の規定により従前の例によることとされる旧法の規定による失業保険金は、第六十六条第一項又は第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に規定する日雇労働求職者給付金とみなす。

3 次条の規定により徴収した旧法の規定による

特別保険料がある会計年度については、第六十六条第二項中「一般保険料の額」とあるのは、「一般保険料の額と附則第十六条の規定により徴収した旧失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)の規定による特別保険料の額との合計額」とする。

(旧法の規定による特別保険料に関する経過措置)
第十六条 施行日前に納付しなければならぬこととされていた旧法の規定による特別保険料及び当該特別保険料に係る徴収金については、なお従前の例による。

(不服申立てに関する経過措置)
第十七条 旧法の規定(これらの規定の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合を含む)による処分であつて、旧法第四十条第一項に規定するものに對する不服申立て及び当該処分の取消しの訴えについては、旧法第七章の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「失業保険審査官」とあるのは、「雇用保険審査官」とする。

2 旧法第十条(附則第四条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定による確認に関する処分は、第七十条の規定の適用については、第九十条の規定による確認に関する処分とみなす。

(不利益取扱いの禁止に関する経過措置)
第十八条 旧法第九条(附則第四条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定による確認の請求をしたことを理由とする労働者に対する解雇その他不利益な取扱いの禁止については、なお従前の例による。

(失業保険金等に係る時効等に関する経過措置)
第十九条 旧法の規定による保険給付に係る時効、受給権の譲渡及び差押えの禁止、公課の禁止並びに戸籍事項の無料証明については、なお従前の例による。

2 失業保険に関する書類に係る印紙税の非課税

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 雇用保険法案外二件

については、なお従前の例による。

(報告等に関する経過措置)

第二十條 旧法の規定(これらの規定の例によることとされる場合を含む)に係る失業保険の施行に關し必要な旧法第四十九條から第五十一條までにおいて規定する事項については、なお従前の例による。

(失業保険法の規定による補正施設に関する暫定措置)

第二十一條 政府は、昭和五十年一月一日から施行日の前日までの間において、必要があるときは、失業保険法第二十七條の二第一項の規定による補正施設として、事業主に対して、景気の変動、国際経済事情の急激な変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業を予防するために必要な助成及び援助を行うことができる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十三條 施行日前に於てした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされた事項に關する施行日以後に於てした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野謙三郎

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(船員保険法の一部改正)

第一條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第五項中「以下」の下に「本条及次条ニ

於て」を加える。

第三十三條ノ第三項中「一年ノ」を削る。

第三十三條ノ第五項中「二週間」を「四週間」に改める。

第三十三條ノ九第一項中「平均シタル額」の下に(其ノ最後ノ月ノ報酬ガ法令又ハ労働協約若ハ就業規則ニ基テ算出シタル額ニ準ジテ算出スル額)ノ注ヲ加ヘ、同項中「比シ多額トナリタルモノハ最後ノ月ニ於テ標準報酬額ノ額トス以下本条ニ於テ給付基礎日額ト稱ス」を加ヘ、ただし書を削リ、同条第二項を次のように改める。

失業保険金ノ額ハ一日ニ付雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)ニ依ル基本手当ノ日額トノ均等ヲ考慮シ社会保険審議會ノ意見ヲ聴キテ厚生大臣ノ定ムル失業保険金日額表ニ於ケル給付基礎日額ノ区分ニ応ジテ算出スル額トス

第三十三條ノ九第四項中「五百円」を「五百円」に、「標準報酬日額」を「給付基礎日額」に改め、同条第三項を削る。

第三十三條ノ十第一項中「失業保険金ノ支給ヲ受クル期間ハ」を「失業保険金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外」に、「一年間ノ限度トス」を「一年(当該一年ノ期間内ニ妊娠、出産、育児其ノ他命令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ引続キ三十日以上職業ニ就クコトヲ得ザル者ガ海運局又ハ公共職業安定所ノ長ニ其ノ旨ヲ申出タル場合ニ於テハ当該理由ニ因リ職業ニ就クコトヲ得ザル日数ヲ加ヘルモノトシ其ノ加ヘラレタル期間四年ヲ超ユルモノハ四年トス)ノ期間内ニ於テ第三十三條ノ十二第一項ニ規定スル所定給付日数ニ相当スル日数分限度トシテ支給ス」に改め、同条第二項中「起算ス」を「起算スルモノトシ前ノ資格ニ基テ失業保険金ハ之ヲ支給セズ」に改める。

第三十三條ノ十二を次のように改める。
第三十三條ノ十二 失業保険金ヲ支給スベキ日数(以下所定給付日数ト稱ス)ハ左ノ各号ニ掲グル其ノ支給ヲ受クベキ者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数トス

一 当該失業保険金ニ係ル第三十三條ノ十第一項又ハ第二項ニ規定スル船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日(以下本条ニ於テ基準日ト稱ス)ニ於テ四十五歳以上ナル者及当該失業保険金ニ係ル基準日ニ於テ四十五歳未満ナル者ニシテ命令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ就職困難ナルモノ、二百四十日

二 当該失業保険金ニ係ル基準日ニ於テ三十歳以上四十五歳未満ナル者(前号ニ規定スル理由ニ因リ就職困難ナル者ヲ除ク) 百八十日

三 当該失業保険金ニ係ル基準日ニ於テ三十歳未満ナル者(第一号ニ規定スル理由ニ因リ就職困難ナル者ヲ除ク) 百二十日

失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ当該失業保険金ニ係ル基準日迄船員(第三十三條ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ)トシテ引続キ船舶所有者ニ使用セラレタル期間(以下本項ニ於テ基準日以前ノ使用期間ト稱ス)一年未満ナルモノ(当該基準日以前ノ使用期間ノ初日前一年ノ期間内ニ船舶員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタルコトアル者ニシテ当該基準日以前ノ使用期間ト当該船舶員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間(当該基準日以前ノ使用期間ノ初日前ニ失業保険金ノ支給ヲ受ケタル者ニ付テハ当該失業保険金ニ係ル基準日以前ノ船舶員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ヲ除ク)トヲ通算シタル期間一年以上ナルモノヲ除ク)ニ係ル所定給付日数ハ前項ノ規定ニ拘ラズ九十日トス

第三十三條ノ十二の次に次の一条を加える。
第三十三條ノ十二ノ二 海運局又ハ公共職業安定所ノ長ガ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ就職困難ナル者ト認メタル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ付テハ次項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数(当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ第三十三條ノ十第一項ニ規定スル

期間内ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受ケタル日数ガ所定給付日数ニ滿タザル場合ニ於テハ其ノ支給ヲ受ケタル日数トス以下本項、次条第一項及第三十三條ノ十三ノ二第一項ニ於テ之ニ同ジ)ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ政令ヲ以テ定ムル日数ノ限度トス

前項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給(以下個別延長給付ト稱ス)ヲ受クル者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ第三十三條ノ十第一項ノ規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル期間ノ前項後段ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日数ヲ加ヘタル期間トス

第三十三條ノ十三第一項中「一年」を「政令ヲ以テ定ムル期間」に、「前条第一項ノ規定ニ依リ失業保険金ヲ支給スル日数」を「所定給付日数」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給(第三十三條ノ十三ノ三ニ於テ職業補導延長給付ト稱ス)ヲ受クル者ガ第三十三條ノ十第一項ニ規定スル期間ヲ超エテ前項ノ規定ニ依ル職業補導ヲ受クルコトキハ其ノ者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ同条第一項ノ規定ニ拘ラズ当該職業補導ヲ受ケ終ル日迄ノ間トス

第三十三條ノ十三の次に次の二條を加える。
第三十三條ノ十三ノ二 社会保険庁長官ハ失業ノ状況ガ全国的ニ著シク悪化シ政令ヲ以テ定ムル基準ニ該当スルニ至リタル場合ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ就職状況ニ照シ必要アリト認ムルコトキハ其ノ指定スル期間内ニ限り第三項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数ヲ超ユル失業保険金ヲ支給スル措置ヲ決定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超ユル失業保険金ヲ支給スル日数ハ政令ヲ以テ定ムル日数ノ限度トス

シ必要アリト認ムルトキハ同項ノ規定ニ依リ指定シタル期間(其ノ期間ガ本項ノ規定ニ依リ延長セラレタルトキハ其ノ延長セラレタル期間)ヲ延長スルコトヲ得

第一項ノ措置ニ基キ失業保険金ノ支給(以下全国延長給付ト称ス)ヲ受クル者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ第三十三条ノ十第一項ノ規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル期間ニ第一項後段ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日数ヲ加ヘタル期間トス

社会保険庁長官ハ第一項ノ規定ニ依ル措置ヲ決定シ又ハ第二項ノ規定ニ依リ期間ヲ延長セントスルトキハ予メ運輸大臣ニ協議スルモノトス

第三十三条ノ十三ノ三 全国延長給付ヲ受クル者ニ付テハ当該全国延長給付ガ終リタル後ニ非ザレバ個別延長給付及職業補導延長給付ハ之ヲ為サズ個別延長給付ヲ受クル者ニ付テハ当該個別延長給付ガ終リタル後ニ非ザレバ職業補導延長給付ハ之ヲ為サズ

個別延長給付又ハ職業補導延長給付ヲ受クル者ニ付全国延長給付ガ為サルトキハ当該全国延長給付ガ為サル間ハ其ノ者ニ付個別延長給付又ハ職業補導延長給付ハ之ヲ為サズ前二項ニ規定スルモノノ外第一項ニ規定スル各延長給付ヲ順次受クベキ者ニ係ル当該各延長給付ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三条ノ十四第一項中「二週間」を「四週間」に、「十四日分」を「二十八日分」に改める。

第三十三条ノ十六第一項中「第三十三条ノ十」を「第三十三条ノ十第一項」に改め、同条第三項中「第三十三条ノ十二第一項ニ規定スル日数」を「所定給付日数」に改め、同条第四項中「第三十三条ノ十二第一項」を「第三十三条ノ十第一項」に改める。

第五十二条ノ二第一項中「一月間」の下に「(個別延長給付又ハ全国延長給付ヲ受クル者ニ在リ

テハ当該延長給付ニ係ル期間ノ中其ノ拒ミタル日以後ノ期間トス)」を加え、同条第二号中「就職スル為」の下に「又ハ職業ノ補導ヲ受クル為」を加える。

第五十七条ノ三第一項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「職業ニ就ク為」の下に「又ハ海運局若ハ公共職業安定所ノ長ノ指示シタル職業ノ補導ヲ受クル為」を加える。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前ノ期間に係る失業保険金(船員保険法第三十三条ノ十六第一項の規定による給付を含む。以下この条において同じ)の支給については、なお従前ノ例による。

2 施行日前に船員保険法第三十三条ノ三第一項の規定に該当するに至つた後船員として船舶所有者に使用されなくなつた者(施行日前に海運局又は公共職業安定所に求職の申込みをした者に限る)であることにより支給される施行日以後の期間に係る失業保険金の額は、前条の規定による改正後の船員保険法(次項において「新船員保険法」という)第三十三条ノ九第二項の規定による失業保険金の額が前条の規定による改正前の船員保険法第三十三条ノ九第二項の規定による失業保険金の額(施行日の前日において同条第三項に規定する配偶者又は子があり、施行日以後最初に失業の認定を受ける日まで)にその旨を海運局又は公共職業安定所の長に届け出た者については、その失業保険金の額に届出に係る配偶者又は子について同項の規定により加給すべき金額を加えた額。以下この項において同じ。を下回ることとなるときは、同条第二項の規定による失業保険金の額に相当する金額とする。

3 施行日前に船員保険法第三十三条ノ三第一項の規定に該当するに至つた後船員として船舶所有者に使用されなくなつた者であることにより支給される施行日以後の期間に係る失業保険金

については、次の各号に定めるところによる。

一 新船員保険法第三十三条ノ十第一項の規定の適用については、同項中「当該一年ノ期間内」にあるのは、昭和五十年四月一日ヨリ当該船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日ノ属スル年ノ翌年ノ之ニ相当スル日迄ノ期間内」と、「第三十三条ノ十二第一項ニ規定スル所定給付日数ニ相当スル日数分」とあるのは、「百八十日分」とする。

二 新船員保険法第三十三条ノ十二及び第三十三条ノ十二ノ二の規定は、適用しない。

三 新船員保険法第三十三条ノ十三第一項及び第三十三条ノ十三ノ二第一項の規定の適用については、これらの規定中「所定給付日数」とあるのは、「百八十日(当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ第三十三条ノ十第一項ニ規定スル期間内ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受ケタル日数ガ百八十日ニ滿タザル場合ニ於テハ其ノ支給ヲ受ケタル日数トス)」とする。

四 新船員保険法第三十三条ノ十六第三項の規定の適用については、同項中「所定給付日数」とあるのは、「百八十日」とする。

(職業安定法の一部改正)

第三条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「失業保険法」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)に、「失業保険制度」を「雇用保険制度」に改める。

第八条第一項及び第五十二条の二中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第一項第二号中「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に改める。

(日本専売公社法の一部改正)

第六条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の見出しを「(雇用保険)」に改め、同条中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)第七号」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第六号第四号」に改める。

第五十六条中「失業保険法に規定する保険給付」を「雇用保険法に規定する失業給付」に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、同法第二十八條第一項を「同法第六十六條第一項」に改める。

(日本国有鉄道法の一部改正)

第七条 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の見出しを「(雇用保険)」に改め、同条中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)第七号」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第六号第四号」に改める。

第六十二条中「失業保険法に規定する保険給付」を「雇用保険法に規定する失業給付」に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、同法第二十八條第一項を「同法第六十六條第一項」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第八条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四十条の見出し中「売さばき代金の繰入」を「売さばき代金の繰入れ」に改め、同条中「売さばき代金」を「売さばき代金」に、「売さばき」を「売さばき」に、「取扱」を「取扱」に、「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第九条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六百

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 雇用保険法案外二件

十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第九号を次のように改める。

九 雇用保険事業

第四条中第十三号の五を削り、第十三号の六を第十三号の五とし、同条第三十九号中「失業保険」を「雇用保険」に改め、同条第四十号を次のように改める。

四十 雇用保険法(昭和四十九年法律第七号)に基づいて、雇用改善事業及び能力開発事業の実施に必要の基準を定めること。

第四条第四十一号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

第六条第一項第十一号の五中「失業保険の特別保険料」を削る。

第十条第一項第五号中「失業保険事業」を「雇用保険事業」に改め、「大臣官房の下は及び職業訓練局」を加え、同項第六号中「失業勘定」を「雇用勘定」に改め、同項第七号及び第八号中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第十条の二第六号中「技能」の下に「及び知識」を加える。

第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第十八条第一項中「職業安定法(これに基づく命令を含む。)」を「職業安定法(これに基づく命令を含む。)」に、「失業保険法(これに基づく命令を含む。)」を「雇用保険法(これに基づく命令を含む。)」に改め、同条第二項中「ものの外」を「もののほか」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七号第二号中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)」第三十八条第二項及び「を削

る。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十二号中「第三号」を「第二号、第四号」に改める。

第二百六十二条第三号中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)及び失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)」を「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)」に改め、同条第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 雇用保険法(昭和四十九年法律第七号)の規定によつて失業給付として支給を受ける金銭

給を受ける金銭

第三百四十八条第二項第十九号中「第三号」を「第二号、第四号」に改める。

第六百七十二号第三号中「労働者災害補償保険法及び失業保険法」を「労働者災害補償保険法」に改め、同条第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 雇用保険法(昭和四十九年法律第七号)の規定によつて失業給付として支給を受ける金銭

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十二条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ト中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

(日本電信電話公社法の一部改正)

第十三条 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第八十三条の見出しを「(雇用保険)」に改め、同条中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第七号)」に改める。

第八十四条中「基」を「基づく」に、「失業保険法に規定する保険給付」を「雇用保険法に規定する失業給付」に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、「同法第二十八条第一項」を「同法第六十六条第一項」に改める。

定する失業給付に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、「同法第二十八条第一項」を「同法第六十六条第一項」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第十四条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項各号列記以外の部分中「退職した職員」の下に「(第三項の規定に該当する者を除く。)」を加え、「第一号に規定する退職手当の額」を「第一号に掲げる額」に、「第二号に規定する額」を「第二号に掲げる額」に改め、「一年」の下に「(当該一年の期間内に妊娠、出産、育児その他総務府令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総務府令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとす。その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項において同じ。)」を加え、「当該退職手当」を「第一号に規定する一般の退職手当等」に、「第二号に規定する失業保険金の日額」を「第二号に規定する基本手当の日額」に、「等しい日数をこえて」を「等しい日数(以下この項において「待期日数」という。))を超えて」に、「こえる」を「超える」に、「失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)」の規定による失業保険金」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第七号)」の規定による基本手当」に、「失業保険金の支給を受けることができる日数を」を「所定給付日数」に、「当該退職手当の額を同号に規定する失業保険金の日額で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))に等しい日数」を「待期日数」に、「こえては」を「超えては」に改め、同項第一号中「すでに」を「既に」に改め、「前条の規定による退職手当」の下に「(以下この条において「一般の退職手当等」と

いう。))」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の勤続期間(当該勤続期間が一年未満である職員であつて、当該勤続期間に係る職員となつた日以前一年の期間内に職員又は政令で定める職員に準ずる者(以下この号において「職員等」という。))であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間(当該勤続期間に係る職員となつた日以前に退職した職員等であつた期間を除く。))について、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間を除く。を含む。

以下この号において「基準勤続期間」という。を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十二條第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年数と同法第二十二條に規定する基準日前の雇用期間の年数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数(次項において「所定給付日数」という。))を乗じて得た額

第十條第二項中「退職した職員」の下に「(第四項の規定に該当する者を除く。)」を加え、「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当」を「一般の退職手当等」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険金の日額」を「基本手当の日額」に、「金額を退職手当として」を「金額を、退職手当として、」に、「規定による失業保険金」を「規定による基本手当」に、「場合」にその者が同法の規定により失業保険金の支給を受けることができる日数分をこえて」を「場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えて」に改め、同条第三項及び第四項を次のよ

うに改める。

3 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四十一条に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

4 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四十一条に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

第十條第八項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「失業保険法第二十三條の二」を「雇用保険法第三十五條の二」に、「詐欺」を「偽り」に、「第五項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「前項第三号」を「第七項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「必

要に應じ、失業保険法第二十五條及び第二十六條」を「雇用保険法第三十六條、第三十七條及び第五十七條から第五十九條まで」に、「支給すること」を「支給する」に改め、同項第一号中「失業保険法第二十五條」を「公共職業安定所長の指示した雇用保険法第三十六條」に改め、「に相当する公共職業訓練等」を削り、同項第三号中「職業につく」を「職業に就く」に、「傷病給付金（当該退職の日において失業保険法第二十七條第一項に規定する扶養親族を有する者に係る傷病給付金にあつては、その額は、同法の規定による傷病給付金の額に同条第三項の規定による扶養手当の額を加えた額とする。）」を「傷病手当」に改め、同項に次の三号を加える。

四 雇用保険法第五十七條第一項に規定する身体障害者その他の就職が困難な者として政令で定めるものに該当する者であつて、安定した職業に就いたものについては、常用就職支度金

五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第五十八條第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費

六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者については、広域求職活動費

第十條第五項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定は、第三項又は第四項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「第三十六條、第三十七條及び第五十七條から第五十九條ま

で」とあるのは「第五十七條から第五十九條まで」と読み替へるものとする。

5 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した雇用保険法第四十一条に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前二項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第一項又は第二項の規定による退職手当を支給する。

6 第一項、第二項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合には、雇用保険法第二十三條から第二十八條までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

一 公共職業安定所長が雇用保険法第二十三条第一項の規定の例によりその者を同項に規定する就職が困難な者であると認めた場合

二 その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第二十四條第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

三 労働大臣が雇用保険法第二十五條第一項の規定による措置を決定した場合

四 労働大臣が雇用保険法第二十七條第一項の規定による措置を決定した場合

（国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第十五條 施行日前の期間に係る前条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十條の規定による失業者の退職手当の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に退職した職員のうちこの法律の施行の際現に旧退職手当法第十條の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する前条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（以下この条において「新退職手当法」という。）第十條の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 新退職手当法第十條第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「当該一年の期間内」とあるのは、「昭和五十年四月一日から当該退職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。

二 新退職手当法第十條第一項第二号に規定する基本手当の日額が旧退職手当法第十條第一項第二号に規定する失業保険金の日額を上回る者であつて、当該退職の日から施行日の前日までの間の日数が同項本文に規定する日数に満たないものについては、新退職手当法第十條第一項に規定する待期日数については、総理府令で定めるところにより算定した日数とする。

三 新退職手当法第十條第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧退職手当法第十條第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第六項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。

四 新退職手当法第十條第三項から第五項まで及び第六項第一号の規定は、適用しない。

五 この法律の施行の際現に旧退職手当法第十條第三項又は第五項第一号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 雇用保険法案外二件

訓練等は、新退職手当法第十條第六項第二号又は第七項第一号に規定する公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等とみなす。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第十六条 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第二条第二項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に、「失業保険法(昭和二十二年法律第四百四十六号)第四十條第一項」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第六十九條第一項」に改め、同条第三項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第三条中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第七條第二項中「失業保険法第四十條第一項」を「雇用保険法第六十九條第一項」に、「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第二十五條第一項中「失業保険法第四十條第一項」を「雇用保険法第六十九條第一項」に改める。

第三十六條中「失業保険制度」を「雇用保険制度」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 雇用保険審査官は、前條の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下この条において「新審査会法」という。)第二條第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらに規定するもののほか、雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第二條の規定による廃止前の失業保険法(昭和二十二年法律第四百四十六号。以下「旧失業保険法」という。)第四十條第一項の規定に

よる審査請求の事件を取り扱う。

2 前項の審査請求に関する新審査会法第七條第二項前段の規定の適用については、同項前段中「雇用保険法第六十九條第一項」とあるのは、「雇用保険法附則第二條の規定による廃止前の失業保険法(昭和二十二年法律第四百四十六号)第四十條第一項」とする。

3 前條の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下この条において「旧審査会法」という。)の規定により失業保険審査官が行つた審査請求の受理、審査請求に係る決定その他の手続は、雇用保険審査官が行つた審査請求の受理、審査請求に係る決定その他の手続とみなす。

4 労働保険審査会は、新審査会法第二十五條の規定にかかわらず、同条に規定するもののほか、雇用保険法附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧失業保険法第四十條第一項の規定による再審査請求の事件を取り扱う。

5 施行日の前日において、失業保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者として旧審査会法第三十六條の規定による指名を受けていた者は、施行日において、雇用保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者として新審査会法第三十六條の規定による指名を受けたものとみなす。

(炭鉱職業者臨時措置法の一部改正)

第十八條 炭鉱職業者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條を次のように改める。

(手当の日額)

第十七條 手当の日額は、手帳の発給を受けた者の次條に規定する賃金日額に応じて定めるものとし、雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第十六條の規定による基本手当日額表(同表に掲げる賃金日額のうち、政令で

定める範囲の賃金日額に係る部分に限る。)に準じて労働大臣が定める就職促進手当日額表におけるその者の賃金日額の属する賃金等級に於て定められた金額とする。

第十七條の二第一項中「前條第一項の」を削り、「十一日」を「十四日」に、「こえる」を「超える」に改め、同條第二項中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百四十六号)第十七條の二第二項及び第三項」を「雇用保険法第十七條第二項から第四項まで」に改める。

第十八條第一項中「失業保険法の規定による失業保険金の受給資格者」を「雇用保険法第十四條第二項第一号に規定する受給資格(以下この項において「受給資格」という。)を有する者」に、「当該資格に基づく所定給付日数(同法第二十條第一項、第二十條の二第一項若しくは第四項若しくは第二十條の三第一項の規定により又は同法第二十條の四第一項の規定による措置に基づき失業保険金の支給を受けることができる日数という。以下この項において同じ。)」分の失業保険金の支給を受け終わるか、又は受けることができなくなるまで」を「当該受給資格に基づく所定給付日数(同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数をいい、同法第二十八條第一項に規定する各延長給付を受ける受給資格者については、当該所定給付日数にこれらの延長給付に係る日数を加えた日数をいう。以下この項において同じ。)」に相当する日数分の基本手当を受

け終わる日(所定給付日数に相当する日数分の基本手当を受け終わる前に当該受給資格に係る同法第二十三條第二項に規定する受給期間(以下この項において「受給期間」という。)が満了するときは、その満了する日)まで」に、「同法第二十條の五第一項又は第二十三條第一項(同法第二十六條第十一項において準用する場合を含む。))を「同法第二十九條第一項又は第三十四條第一項(同法第三十七條第九項において準用する場合を含む。))に、「失業保険金又は傷病給付

金」を「基本手当又は傷病手当」に、「失業保険金の支給残日数」を「基本手当の支給残日数」に、「当該失業保険金」を「当該基本手当」に、「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改め、同條第六項中「百元」を「五百円」に改め、「(当該手当の日額が第十七條第二項の規定による加算を行なつたものである場合には、その加算を行なう前の額)を削り、「同條第一項の」を「前條に規定する」に、「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に改め、同條第七項とし、同條第五項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同條第六項とし、同條第四項中「第二項前段」の下に、「第三項前段」を加え、「当該失業保険金若しくは傷病給付金の日額(第一項に規定する者が失業保険法第二十七條第一項に規定する扶養親族を有する場合にあつては、当該失業保険金又は傷病給付金の日額に同條第三項に規定する扶養手当の日額を加えた額とする。以下同じ。))」を「当該基本手当若しくは傷病手当の日額、特例一時金の額の算定に用いた基本手当の日額、日雇労働者給付金の日額」に、「当該失業保険金、傷病給付金」を「当該基本手当若しくは傷病手当の日額、特例一時金の額の算定に用いた基本手当の日額、日雇労働者給付金の日額」に改め、「残りの額を」の下に「それぞれこれらの給付を支給した日数に相当する日数(特例一時金については、その額をその額の算定に用いた基本手当の日額で除して得た数に相当する日数)分」を加え、同條第五項とし、同條第三項を第四項とし、同條第二項中「失業保険法第三十八條の六又は第三十八條の九の二」を「雇用保険法第四十五條又は第五十三條」に、「同法第三十八條の九若しくは第三十八條の九の三」を「同法第五十條若しくは第五十四條第一号」に、「失業保険金」を「日雇労働者給付金」に、「同法第三十八條の十第二項」を「同法第五十二條第三項(同法第五十五條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))に、「同條同項」を

「同法第五十二條第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 手帳の発給を受けた者が雇用保険法第三十九條第二項に規定する特例受給資格（以下この項において「特例受給資格」という。）を有する者である場合には、当該特例受給資格に係る離職の日翌日から起算して六箇月間（その者が同法第四十條の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、同条第二項の規定が行われた日から起算して五十日を経過するまでの間（その間に同項の規定による期間が経過する場合には、当該期間が経過するまでの間）とする。）は、手当を支給しない。その者が同法第四十條第三項において準用する同法第三十四條第一項の規定による給付の制限を受けたため特例一時金の支給を受けることができなかった場合には、同法第四十條第二項の規定が行われた日（同項の規定を受けていない者については、同項の規定が行われるべき日）から起算して五十日を経過するまでの間（その間に同項の規定による期間が経過する場合には、当該期間が経過するまでの間）も、同様とする。

第十九條中「二週間」を「四週間」に改める。
第四十條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
第四十條の二「又は扶養親族」を削り、「行なう」を「行う」に改める。
第四十條の三「若しくは負傷」を「又は負傷」に改め、「又は廃疾の状態にあることを理由として第七條第二項の規定による加算の対象となり、若しくはなるとする者」を削る。
第四十二條第一項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。
（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）
第十九條 施行日前の期間に係る前条の規定によ

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 雇用保険法案外二件

の改正前の炭鉱離職者臨時措置法（以下この条において「旧炭鉱離職者法」という。）第十六條第一項の規定による就職促進手当（以下この条において「手当」という。）の支給については、なお従前の例による。

2 炭鉱離職者求職手帳（以下この条において「手帳」という。）の発給を受けた者のうち当該手帳の発給の申請をした日が施行日前である者に係る手当の日額については、前条の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法（以下この条において「新炭鉱離職者法」という。）第十七條の規定による手当の日額が旧炭鉱離職者法第十七條第一項の規定による手当の日額（施行日の前日において同条第二項に規定する扶養親族がある旨を、施行日以後最初に新炭鉱離職者法第十四條の規定により出頭すべき日までに公共職業安定所長に届け出た場合（天災その他やむを得ない理由によりその日までに届出をすることができなかつた者については、その理由がやんだ日から七日以内に届け出た場合）には、旧炭鉱離職者法第十七條第二項の規定に準じて労働省令で定める額を同条第一項の規定による手当の日額に相当する額に加算した額。以下この項において「旧手当日額」という。）を下回ることとなるときは、新炭鉱離職者法第十七條の規定にかかわらず、旧手当日額に相当する額とする。

3 手帳の発給を受けた者で旧炭鉱離職者法第八條第一項第一号の離職の日（旧炭鉱離職者法第九條の二第一項の規定に該当する者であつて、同項に規定する離職の日まで一年以上引き続き雇用されたものについては、当該離職の日）が施行日前のものに係る新炭鉱離職者法第十七條の二の規定による賃金日額は、同条の規定にかかわらず、旧炭鉱離職者法第十七條の二の規定の例により算定した額に相当する額とする。
4 新炭鉱離職者法第十八條第一項の規定の適用については、旧失業保険法の規定により支給された失業保険金又は傷病給付金は、雇用保険法の規定により支給された基本手当又は傷病手当とみなす。

の規定により支給された基本手当又は傷病手当とみなす。
5 旧炭鉱離職者法第四十條から第四十條の三までの規定は、施行日の前日において旧炭鉱離職者法第十七條第二項に規定する扶養親族がある者については、なおその効力を有する。
6 施行日前に旧炭鉱離職者法第四十二條第一項の規定により失業保険審査官に対してされた審査請求は、雇用保険審査官に対してされた審査請求とみなす。
（雇用促進事業団法の一部改正）
第二十條 雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六號）の一部を次のように改正する。
第十九條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。
四 労働者の就職、雇入れ、配置等について相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。
第十九條第一項第五号中「簡易宿泊施設、託児施設、給食施設」を「教養、文化、体育又はレクリエーションの施設」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 前項に規定する業務は、雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）第六十三條の規定による能力開発事業又は同法第六十四條の規定による雇用福祉事業として行うものとする。
第十九條第四項中「第一項第一号」の下に「第四号」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に、「行なう」を「行う」に改める。
第三十七條第二項中「第十九條第一項第四号」を「第十九條第一項第三号」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）
第二十一條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十號）の一部を次のように改正する。
第二十五條の見出しを（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例）に改め、同条第一項中「失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六號）第八條」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）第五條第一項」に、「同法第三十八條の五」に規定する日雇労働被保険者を「同法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者（第五項及び第七項において「特例被保険者等」という。）に、「失業保険金（扶養手当を含む。以下同じ。）」を「基本手当」に改め、同条第二項中「失業保険金」を「基本手当」に改め、同条第三項中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「同法第八條」を「同法第七條」に改め、同条第四項中「失業保険金」を「基本手当」に、「失業保険法第六條、第十六條の二、第十九條、第二十四條及び第二十七條」を「雇用保険法第十五條、第二十一條、第三十條及び第三十一條」に改め、同条第六項中「失業保険法第四十條から第四十二條まで及び第五十二條」を「雇用保険法第六章及び第八十一條」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
7 第五項の規定により特例被保険者等以外の被保険者とみなされた者と従前の事業主との雇用関係が終了した場合（新たに雇用保険法の規定による受給資格又は特例受給資格を取得した日以後におけるその者に係る同法第三章の規定の適用については、労働省令で特別の定めをすることができる。）
第二十五條第四項の次に次の一項を加える。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）
第二十一條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十號）の一部を次のように改正する。
第二十五條の見出しを（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例）に改め、同条第一項中「失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六號）第八條」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）第五條第一項」に、「同法第三十八條の五」に規定する日雇労働被保険者を「同法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者（第五項及び第七項において「特例被保険者等」という。）に、「失業保険金（扶養手当を含む。以下同じ。）」を「基本手当」に改め、同条第二項中「失業保険金」を「基本手当」に改め、同条第三項中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「同法第八條」を「同法第七條」に改め、同条第四項中「失業保険金」を「基本手当」に、「失業保険法第六條、第十六條の二、第十九條、第二十四條及び第二十七條」を「雇用保険法第十五條、第二十一條、第三十條及び第三十一條」に改め、同条第六項中「失業保険法第四十條から第四十二條まで及び第五十二條」を「雇用保険法第六章及び第八十一條」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
7 第五項の規定により特例被保険者等以外の被保険者とみなされた者と従前の事業主との雇用関係が終了した場合（新たに雇用保険法の規定による受給資格又は特例受給資格を取得した日以後におけるその者に係る同法第三章の規定の適用については、労働省令で特別の定めをすることができる。）
第二十五條第四項の次に次の一項を加える。

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 雇用保険法案外二件

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 雇用保険法案外二件

5 第一項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を特例被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。

(所得税法の一部改正)

第二十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第二項第四号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

(港灣労働法の一部改正)

第二十三條 港灣労働法(昭和四十年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三十條第四項中「失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第五章」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第三章第四節」に、「失業保険金」を「日雇労働者給付金」に、「下廻らない」を「下回らない」に、「きかなければ」を「略かなければ」に改める。

第三十五條第三項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第五十九條の見出し中「失業保険法等」を「雇用保険法等」に改め、同条第一項中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険」を「雇用保険」に改め、同条第二項中「失業保険法の規定による失業保険金(扶養手当を含む)」を「雇用保険法の規定による求職者給付(基本手当及び日雇労働者給付金に限る。)」に、「失業保険金等」を「求職者給付等」に、「失業保険法第十七條の四第一項」を「雇用保険法第十九條第一項」に、

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書若しくは当該還付金を受領するための委任状又は同法第三十三條第一項(労働保険事務組合)の規定による労働保険事務の委託に関する文書

同法の規定による事業主又は同法第三十三條第三項に規定する労働保険事務組合

「第三十三條ノ九第四項」を「第三十三條ノ九第三項」に改め、同条第三項中「に対する失業保険法第五章」を「に対する雇用保険法第三章」に、「失業保険法第五章の規定」を「雇用保険法第三章第四節の規定」に、「失業保険金」を「日雇労働者給付金」に、「同法第三十八條の十第二項」を「同法第五十二條第三項(同法第五十五條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」に、「同項」を「同法第五十二條第三項」に改める。

第六十五條第一項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

(港灣労働法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 施行日前の日に係る前条の規定による改正前の港灣労働法第五十九條第二項の規定については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の港灣労働法第六十五條第一項の規定により失業保険審査官に対してされた審査請求は、雇用保険審査官に対してされた審査請求とみなす。

(印紙税法の一部改正)

第二十五條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一 課税物件表」を「別表第一 課税物件表(第二條ノ五條、第七條、第十一條、第十二條関係)」に改め、別表第二中「別表第二 非課税法人の表」を「別表第二 非課税法人の表(第五條関係)」に改め、別表第三中「別表第三 非課税文書の表」を「別表第三 非課税文書の表(第五條関係)」に改め、港灣労働法(昭和四十年法律第二百一十号)に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書の項の次に次のように加える。

「第三十三條ノ九第四項」を「第三十三條ノ九第三項」に改め、同条第三項中「に対する失業保険法第五章」を「に対する雇用保険法第三章」に、「失業保険法第五章の規定」を「雇用保険法第三章第四節の規定」に、「失業保険金」を「日雇労働者給付金」に、「同法第三十八條の十第二項」を「同法第五十二條第三項(同法第五十五條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」に、「同項」を「同法第五十二條第三項」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十六條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第九條第三号を次のように改める。

三 雇用保険法

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第二條関係)」に改め、同表第四号を次のように改める。

四 雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十一條関係)」に改め、同表免除科目の欄中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同表免除資格者の欄中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 前条の規定による改正後の社会保険労務士法(次項において「新労務士法」という。)

第五條第四号並びに第八條第四号及び第九號の規定の適用については、これらの規定に規定する労働社会保険諸法令には、当分の間、旧失業保険法を含むものとする。

2 新労務士法別表第二(雇用保険法に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、同表免除資格者の欄中「雇用保険法又は」とあるのは「雇用保険法若しくは同法附則第二條の規定による廃止前の失業保険法(昭和二十二年法律第二百一十号)又は」と、「雇用保険審査官」とあるのは「雇用保険審査官又は雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第 号)第十六條の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百一十六号)第一条に規定する失業保険審査官」とする。

(職業訓練法の一部改正)

第二十八條 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「行なうように」を「行う」と

もに、その労働者が職業訓練を受けることを容易にするために必要な配慮をするように」に改める。

第九條第一項中「及び高等訓練課程」を「高等訓練課程及び特別高等訓練課程」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二條第一項中「行なう」を「行う」に改め、「高等訓練課程」の下に「及び特別高等訓練課程」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第十四條中「行なう」を「行う」に改め、「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

第十六條の次に次の二條を加える。

(職業訓練短期大学校)

第十六條の二 職業訓練短期大学校は、次の業務を行う。

一 特別高等訓練課程の養成訓練を行うこと。

二 向上訓練を行うこと。

三 能力再開発訓練を行うこと。

四 再訓練を行うこと。

五 公共職業訓練施設以外のものを行う職業訓練について援助を行うこと。

六 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に關し必要な業務を行うこと。

2 職業訓練短期大学校は、雇用促進事業団が設置する。

(技能開発センター)

第十六條の三 技能開発センターは、次の業務を行う。

一 向上訓練を行うこと。

二 能力再開発訓練を行うこと。

三 再訓練を行うこと。

四 公共職業訓練施設以外のものを行う職業訓練について援助を行うこと。

五 技能検定について援助を行うこと。

六 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に

2 関し必要な業務を行うこと。

技能開発センターは、雇用促進事業団が設置する。

第十八条第一項中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条第一項中「第十六条」を「から第十六条の三までに改め、「都道府県は高等職業訓練校の下に、職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

第二十二條中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

第二十五條中「行なう」を「行う」に、「又は高等職業訓練校」を「高等職業訓練校、職業訓練短期大学校又は技能開発センター」に改める。

(職業訓練法の一部改正に伴う経過措置)
第二十九條 この法律の施行の際現にその名称中に職業訓練短期大学校又は技能開発センターという文字を用いているものについては、前条の規定による改正後の職業訓練法第二十二條の規定は、施行日以後六月間は、適用しない。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)
第三十條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五條」を「第四十五條の二」に改める。

第二条第一項中「失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)による失業保険(以下「失業保険」という。))を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)による雇用保険(以下「雇用保険」という。))に改める。

第四条第一項中「失業保険法第六條第一項の当然適用事業」を「雇用保険法第五條第一項の適用事業」に、「失業保険に係る」を「雇用保険に係る」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第九條中「すべての労働者」の下に「(船員保険法(昭和四十四年法律第七十三号)第十七條の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。))」を加える。

第十一條第一項中「次条」を「第十二條」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第十一條の二 政府は、雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主がその事業に高年齢労働者(労働省令で定める年齢以上の労働者をいう。以下同じ。))を使用する場合に、政令で定めるところにより、その事業に係る一般保険料の額を、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、事業主がその事業に使用する高年齢労働者に支払う賃金の総額(労働省令で定める事業について、労働省令で定めるところにより算定した額。第十五條の二及び第十九條の二において「高年齢者賃金総額」という。)に雇用保険率(その率が次条第五項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下同じ。))を乗じて得た額を超えない額を減じた額とする。ことができる。

第十二條第一項第一号を次のように改める。

一 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率を加えた率

第十二條第一項第三号中「失業保険」を「雇用保険」に、「千分の十三の率」を「雇用保険率」に改め、同条第二項中「できるものでなければならぬ」の下に「ものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の業務災害(労災保険法第七條第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。))及び通勤災害(同項第二号の通勤災害をいう。次項において同じ。))に係る災害率その他の事情を考慮して労働大臣が定める」を加え、同条第四項中「徴収した労働保険料の額(第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率(その率がこの項の規定により変更されたときは、その変更された率)に應ずる部分の額、同項第三号の事業に係る一般保険料の額及び印紙保険料の額の合計額に限る。))に失業保険法第三十六條第一項の規定により徴収した特別保険料の額を加えた額(以下この項において「徴収合計額」という。))と同法第二十八條第一項から第三項まで及び第二十八條の二の規定による国庫の負担額との合計額と同法の規定による保険給付の額と福祉施設に要した費用の額(翌年度への繰越額を含む。))との合計額を、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六條第一項、第二項及び第四項並びに第六十七條の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業給付の額並びに雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要した費用の額(翌年度への繰越額を含む。))の合計額に、「失業勘定」を「雇用勘定」に、「徴収合計額の」を「徴収保険料額の」に、「これを」を「これを」に、「当該徴収合計額を」を「当該徴収保険料額を」に、「意見をきいて、第一項第一号及び第三号の千分の十三の率を千分の十一から千分の十五まで」を「意見をきいて、雇用保険率を千分の十一から千分の十五まで(前項ただし書に規定する事業については、千分の十三から千分の十七まで)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 雇用保険率は、千分の十三とする。ただし、次の各号に掲げる事業(第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として労働大臣が指定する事業を除く。))については、千分の十五とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

四 清酒の製造の事業

五 前各号に掲げるもののほか、雇用保険法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

第十二條に次の一項を加える。

6 前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に應ずる部分の額(前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲げる事業に係る高年齢者免除額(前条の規定により第一項第一号の規定による額から減することとする額をいう。以下この条及び第三十條において同じ。))を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額)の総額、同項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額及び印紙保険料の額の総額の合計額をいう。

第十四條第一項中「できることとされた者」の下に「(次項において「第二種特別加入者」という。))を加え、「同法」を「労災保険法」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二種特別加入保険料率は、第二種特別加入者に係る保険給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

第十五條の次に次の一條を加える。

第十五條の二 第十一條の二の規定により一般保険料の額を同条の規定による額とすること

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 雇用保険法案外二件

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 雇用保険法案外二件

とされた高年齢労働者を使用する事業(第十九条の二及び第三十条において「高年齢者免除額に係る事業」という。)の事業主が前条第一項又は第二項の規定により納付すべき労働保険料のうち一般保険料の額は、政令で定めるところにより、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、当該各号の規定による額から、その保険年度に使用する高年齢労働者(保険年度中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日からその保険年度の末日までに使用する高年齢労働者に係る高年齢者賃金総額(その額に千円未満の端数がある場合には、労働省令で定めるところにより端数計算をした後の額。以下この条及び第十九条の二において同じ。)の見込額(労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度に使用した高年齢労働者に係る高年齢者賃金総額)に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じた額とする。

第十六条中「前条」を「第十五条」に改め、同条後段を削る。

第十八条中「前三条」を「第十五条、第十六条及び前条」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 高年齢者免除額に係る事業の事業主が前条第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書に記載する労働保険料のうち一般保険料の額は、政令で定めるところにより、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、当該各号の規定による額から、その保険年度に使用した高年齢労働者(保険年度中途に保険関係が成立し、又は消滅したものについては、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間に使用した高年齢労働者)に係る高年齢者賃金総額に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じた額とする。

第二十二条第一項を次のように改める。

印紙保険料の額は、雇用保険法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者(以下「日雇労働被保険者」という。)一人につき、一日当たり、次に掲げる額とする。

一 賃金の日額が二千五百四十円以上の者については、六十三円

二 賃金の日額が二千三百二十円以上三千五百四十円未満の者については、四十一円

三 賃金の日額が二千三百二十円未満の者については、二十円

第二十二条第二項中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に、「同条第一項第一号及び第三号の千分の十三の率」を「雇用保険率」に改め、「同条第四項の規定により変更された率が千分の十三の率となつた場合を含む。」を削り、「及び前項第二号」を、「前項第二号」に改め、「以下「第二級保険料日額」という。の下に「及び前項第三号の印紙保険料の額(その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第三級保険料日額」という。を加え、同条第三項中「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に、「第三十条第二項及び第三項」を「第三十条第三項及び第四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 労働大臣は、雇用保険法第四十九条第一項の規定により同項に規定する第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額を変更する場合には、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額を、それぞれ同項の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額の變更の比率に応じて変更するものとする。

第二十二条第五項を削り、同条第六項中「すでに」を「既に」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に、「保険給付」を「失業給付」に、「きいて」を「聴

いて」に、「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十三条第二項中「失業保険法第三十八条の第三項又は第三十八条の第四項」を「雇用保険法第四十四条」に、「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第四項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第三十条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる雇用保険法第四十一条に規定する被保険者(以下この条及び次条において「被保険者」という。)は、当該各号に掲げる額を負担するを原則とする。

一 第十二条第一項第一号の事業に係る被保険者

イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額

イ 当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に應ずる部分の額(高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般保険料の額に当該事業に係る高年齢者免除額を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額)

ロ イの額に相当する額に千分の三の率を雇用保険率で除して得た率(次号において「三事業率」という。)を乗じて得た額

二 第十二条第一項第三号の事業に係る被保険者

イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額

イ 当該事業に係る一般保険料の額

ロ イの額に相当する額に三事業率を乗じて得た額

第三十条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「きいて」を「聴いて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次

に次の一項を加える。

2 高年齢者免除額に係る事業に使用される高年齢労働者は、政令で定めるところにより、前項の規定にかかわらず、同項の規定による被保険者の負担すべき一般保険料の額を負担しない。

第三十一条第一項中「前条第二項又は第三項」を「前条第三項又は第四項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十三条第一項中「構成員である事業主の下に」その他労働省令で定める事業主を加え、「こえる」を「超える」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十五条第三項中「失業保険法第二十三条の第二項」を「雇用保険法第三十五条第三項(同法第三十六条第五項、第三十七条第九項、第四十条第三項及び第六十一条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第四項中「失業保険法第二十三条の第二項」を「同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)」を「雇用保険法第三十五条第二項(同法第三十六条第五項、第三十七条第九項、第四十条第三項及び第六十一条において準用する場合を含む。)」に改める。

第三十九条第一項中「行なう」を「行う」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第六章中第四十五条の次に次の一条を加える。(労働省令への委任)

第四十五条の二 この法律に規定するものは、労働保険料の納付の手續その他この法律の実施に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第四十六條第一号を次のように改める。

一 削除

第四十六條第二号中「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、同条の次に次の六条を加える。

(雇用保険に係る保険関係の成立に関する暫定措置)

第二条 雇用保険法附則第三条第一項の任意適用事業(以下この条及び次条において「雇用保険暫定任意適用事業」という。)の事業主については、その者が雇用保険の加入の申請をし、労働大臣の認可があつた日に、その事業につき第四条に規定する雇用保険に係る保険関係が成立する。

2 前項の申請は、その事業に使用される労働者の二分の一以上の同意を得なければ行ふことができない。

3 雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の二分の一以上が希望するときは、第一項の申請をしなければならぬ。

4 雇用保険法第五条第一項の適用事業に該当する事業が雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき第一項の認可があつたものとみなす。

第三条 雇用保険暫定任意適用事業に該当する事業が雇用保険法第五条第一項の適用事業に該当するに至つた場合における第四条の規定の適用については、その該当するに至つた日に、その事業が開始されたものとみなす。

(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)

第四条 附則第二条第一項又は第四項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している

事業の事業主については、第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

2 前項の申請は、その事業に使用される労働者の四分の三以上の同意を得なければ行ふことができない。

(増加概算保険料の納付に関する暫定措置)

第五条 第十六条の規定は、第十二条第一項第二号又は第三号の事業が同項第一号の事業に該当するに至つたため当該事業に係る一般保険料率を変更した場合において労働省令で定める要件に該当するときに於ける当該変更に伴う労働保険料の増加額の納付について準用する。

(不利益取扱いの禁止)

第六条 事業主は、労働者が附則第二条第一項の規定による保険関係の成立を希望したことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(罰則)

第七条 事業主が附則第二条第三項又は前条の規定に違反したときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 この法律の施行の際現に行われていた事業であつて、雇用保険法第五条第一項の適用事業に該当するものに関する前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下この条において「新徴収法」という。)第四条の規定の適用については、施行日に、そ

の事業が開始されたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下この条及び第三十六條において「旧徴収法」という。)第四条第二項又は失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第九条若しくは第十

条の規定により失業保険に係る保険関係が成立している事業であつて、新徴収法附則第二条第一項に規定する雇用保険暫定任意適用事業に該当するものについては、施行日に、その事業につき同項の認可があつたものとみなす。

3 新徴収法附則第四条の規定は、前項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業に関する当該保険関係の消滅について準用する。

4 施行日前の期間に係る旧徴収法の規定による労働保険料及び当該労働保険料に係る徴収金並びに労働保険料の負担については、なお従前の例による。

5 前項の規定により徴収した労働保険料がある会計年度については、雇用保険法附則第十五条第三項の規定により読み替えられた同法第六十六條第二項中「特別保険料の額との合計額」とあるのは、「特別保険料の額及び雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第 号。以下「整備法」という。)

第三十一条第四項の規定により徴収した労働保険料の額(整備法第三十條の規定による改正前の徴収法第十二條第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率(その率が同条第四項の規定により変更されたときは、その変更された率)に應ずる部分の額と同条第一項第三号の事業に係る一般保険料の額との合計額から、整備法第三十一条第四項の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に労働大臣

が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額を減じた額をいう。)との合計額」と、同条第四項第一号イ中「印紙保険料の額」とあるのは「印紙保険料の額と整備法第三十一条第四項の規定により徴収した印紙保険料の額との合計額」と、同号ロ中「イの額に相当する額」とあるのは「徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額」とする。

6 雇用保険法第四十五条、第四十八條、第五十条、第五十三條第一項、第五十四條及び第五十六條第二項の規定の適用については、旧徴収法(第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により納付された印紙保険料は、新徴収法の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧徴収法第二十二條第一項第一号に掲げる額(その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)の印紙保険料は新徴収法第二十二條第一項第二号に掲げる額の印紙保険料と、旧徴収法第二十二條第一項第二号に掲げる額(その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)の印紙保険料は新徴収法第二十二條第一項第三号に掲げる額の印紙保険料とみなす。

7 第八條の規定による改正後の郵政事業特別会計法第四十條の規定の適用については、旧徴収法第二十三條第二項に規定する失業保険印紙は、新徴収法第二十三條第二項に規定する雇用保険印紙とみなす。

8 旧徴収法第四條第二項の規定による失業保険に係る保険関係の成立を希望したことを理由とする労働者に対する解雇その他不利益な取扱いの禁止については、なお従前の例による。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 雇用保険法案外二件

第三十二条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十九条第三項中「第十六条前段」を「第十六条」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

2 徴収法第四十五条第二項の規定は、前項の規定による報奨金の交付に関する権限について準用する。

(労働保険特別会計法の一部改正)
第三十三条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)による失業保険事業(以下「失業保険事業」という。))を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)による雇用保険事業(以下「雇用保険事業」という。))に改める。

第三条中「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第五条の見出し中「失業勘定」を「雇用勘定」に改め、同条中「失業勘定」を「雇用勘定」に、「失業保険法第二十八条及び第二十八条の二」を「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」に、「失業保険事業」を「雇用保険事業」に、「保険給付費及び保険施設費」を「失業給付費、雇用改善事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費」に改める。

第六条中「及び失業保険法第三十六条第一項の特別保険料(以下「失業保険の特別保険料」という。))を削り、「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第七条の見出し中「失業勘定」を「雇用勘定」に改め、同条第一項中「同法第十二条第一項第一

号」を「徴収法第十二条第二項」に、「同法第十条第二項第二号」を「徴収法第十条第二項第二号」に改め、同条第二項中「千分の十三の率」を「徴収法第十二条第四項の雇用保険率」に、「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に、「同法第二十三条第三項」を「徴収法第二十三条第三項」に改め、「失業保険の特別保険料の額」を削り、「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第八条の見出し中「失業勘定」を「雇用勘定」に改め、同条中「失業保険事業」を「雇用保険事業」に、「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第十条中「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第十二条第二項中「失業勘定」を「雇用勘定」に、「失業保険事業の保険給付費」を「雇用保険事業の失業給付費」に改める。

第十三条第一項中「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第十八条第一項及び第二項中「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第十九条中「失業勘定」を「雇用勘定」に、「労働保険事業又は失業保険事業の保険給付費及び」を「労働保険事業の保険給付費又は雇用保険事業の失業給付費、雇用改善事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費並びに」に改める。

第二十条中「失業勘定」を「雇用勘定」に、「失業保険法第二十八条及び第二十八条の二第一項」を「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」に、「翌年度」を「翌々年度」に改める。

第二十一条中「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

(労働保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
第三十四条 前条の規定による改正後の労働保険特別会計法(以下この条において「新労働保険特別会計法」という。))の規定は、昭和五十年年度の予算から適用する。

2 労働保険特別会計の昭和四十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同会計の失業勘定の昭和五十年年度の歳入に繰り

入れるべき金額があるときは、同会計の雇用勘定に繰り入れるものとする。

3 雇用保険法附則第九条第一項及び第二項並びに第十三条第一項及び第八項の規定によりその支給について従前の例によることとされた失業保険の保険給付、就職支度金及び移転費に要する費用は、労働保険特別会計の雇用勘定の歳出とする。

4 雇用保険法附則第十条の規定により従前の例によることとされた返還の命令に係る失業保険の保険給付、就職支度金及び移転費並びに同条の規定により従前の例によることとされた納付の命令に係る金額は、労働保険特別会計の雇用勘定の歳入とする。

5 雇用保険法附則第十六条の規定によりその納付について従前の例によることとされた特別保険料及びこれに係る徴収金は、労働保険特別会計の徴収勘定の歳入とする。

6 前項の規定により徴収勘定の歳入とされる収入の額に相当する金額は、同勘定から労働保険特別会計の雇用勘定に繰り入れるものとし、当該繰入金金は、同会計の徴収勘定の歳出とする。

7 労働保険特別会計の失業勘定において、昭和四十九年度以前の各年度に一般会計から受け入れた金額が当該各年度における旧失業保険法第二十八条及び第二十八条の二第一項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合に、昭和五十年年度以降において、新労働保険特別会計法第二十條の規定の例により、労働保険特別会計の雇用勘定が国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、若しくは同勘定から一般会計に返還し、又は一般会計から同勘定へ補てんするものとする。

8 前項の規定による一般会計から雇用勘定への補てんのための繰入金金及び雇用勘定から一般会計への返還金は、それぞれ同勘定の歳入及び歳出とする。

9 労働保険特別会計の失業勘定の昭和四十九年

度の歳出予算の経費の金額のうち財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三若しくは第四十二条ただし書又は前条の規定による改正前の労働保険特別会計法第二十三条の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された経費に係る予算に基づいて施行日前に同勘定においていた債務の負担又は支出は、それぞれ、同会計の雇用勘定に繰り越されたもの及び同勘定においていた債務の負担又は支出とみなす。

10 労働保険特別会計の昭和四十九年度の出納の完結の際同会計の失業勘定に所属する積立金の額に相当する金額は、新労働保険特別会計法第十八条第一項の規定により同会計の雇用勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

11 この法律の施行の際労働保険特別会計の失業勘定に所属する権利義務は、同会計の雇用勘定に帰属するものとする。

12 前項の規定により雇用勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ同勘定の歳入及び歳出とする。

13 新労働保険特別会計法第九条第二項又は第十条第二項の規定により労働保険特別会計の歳入歳出予算計算書又は予算に添付すべき前々年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前々年度の損益計算書及び貸借対照表であつて、雇用勘定に係るものは、昭和五十年年度(前々年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前々年度末における積立金明細表については、昭和五十一年度を含む。)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、その添付を要しないものとする。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第三十五条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四条第六項中「失保法」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)」に、「適用事業(この法律の施行の日の属する月の前月については、沖縄失保法被保険者を雇用する事

業主の事業をい、同日の属する月以後の月については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業をいう。)を「雇用保険法第五十八条の六第一項並びに第三十八条の九第一項及び第二項を「雇用保険法第四十五条、第四十八条及び第五十条」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 前条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第四十四条第大項の規定の適用については、施行日前に旧徴収法の規定により失業保険に係る保険関係が成立していた事業は、雇用保険法第五十一条に規定する適用事業であつたものとみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十七条 この法律に規定するもののほか、この法律による各法律の改正に伴い必要な経過措置については、政令で必要な規定を設けることができる。

附則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野謙三殿

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

法律

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項を次のように改める。

政府は、この保険の適用を受ける事業に係る労働者の福祉の増進を図るため、保険施設として、業務災害及び通勤災害に係る療養に関する施設、業務災害又は通勤災害を被つた労働者の社会復帰に関する施設、業務災害の予防に関する施設その他必要な施設を行うことができる。

第二十三条の二を削る。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第十五条、第十五条の二、第十六条の三、第十八条、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十二條の六関係)に改め、同表障害補償年金の項中「二八〇日分」を「三三〇日分」に、「二四八日分」を「二七七日分」に、「二一九日分」を「二四五日分」に、「一九一日分」を「二二三日分」に、「一六五日分」を「一八四日分」に、「一四〇日分」を「一五六日分」に、「一七七日分」を「二二一日分」に改め、同表遺族補償年金の項中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に、「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十」を「百分の五十六」に、「百分の五十五」を「百分の六十二」に、「百分の六十」を「百分の六十七」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十五条、第十五条の二、第十六条の八、第二十二條

の三、第二十二條の四関係)に改め、同表障害補償一時金の項中「四五〇日分」を「五〇三日分」に、「三五〇日分」を「三九一日分」に、「二七〇日分」を「三〇二日分」に、「二〇〇日分」を「二二三日分」に、「一四〇日分」を「一五六日分」に、「九〇日分」を「一〇一日分」に、「五〇日分」を「五六日分」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二條第一項中「十年」を「二十年」に、「四百日分」に相当する金額を「千日分に相当する金額を限度として労働省令で定める金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の一時金の請求に必要事項は、労働省令で定める。

(労働災害防止団体の一部改正)

第三条 労働災害防止団体の法(昭和三十九年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「図るための業務」の下に「並びに化学物質等労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の検査のための業務」を加える。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ七第二項中「第四十一條第一項第一号ノ額ノ二倍ニ相当スル額ニ加給金ノ額ヲ加ヘタル額」を「第四十一條第一項第一号ノ額ノ二倍ニ相当スル額(第四十一條ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額)に、「合算シタル額ノ二倍ニ相当スル額ニ加給金ノ額ヲ加ヘタル額」を「合算シタル額ノ二倍ニ相当スル額(第五十條ノ三ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ノ中別表第三ノ二中欄ニ掲グル額ニ相当

スル額ヲ加ヘタル額)に改め、同条第四項中「加給金ノ額」を「第五十條ノ三ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額(第五十條第一号ニ該シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ別表第三ノ二中欄ニ掲グル額ニ相当スル額トス)に、「第五十條第三号」を「同条第三号」に改める。

第五十條ノ二第一項第三号イ中「職務上ノ事由ニ因リ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ当該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二・七五百分」を削る。

第五十條ノ三第一項中「一人アルトキハ九千六百円ヲ、二人アルトキハ一万九千二百円ヲ、三人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中二人ヲ除キタル一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額」を「アルトキハ其ノ子ノ数ニ応ジ別表第三ノ二中欄ニ掲グル金額(第五十條第二号ニ該シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ同表中欄ニ掲グル額トス)に改め、同条第二項中「二人アルトキハ九千六百円ヲ、三人アルトキハ一万九千二百円ヲ、四人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中三人ヲ除キタル一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額」を「二人以上アルトキハ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子ノ数ニ応ジ別表第三ノ二中欄ニ掲グル金額(第五十條第二号ニ該シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ同表中欄ニ掲グル額トス)に改め、同条第二項中「二人アルトキハ九千六百円ヲ、三人アルトキハ一万九千二百円ヲ、四人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中三人ヲ除キタル一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額トス」に改める。

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 雇用保険法案外二件

第五十条ノ九第一項中「満タザルトキハ三万円の下に」トシ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ厚生大臣ノ定ムル当該標準報酬月額ノ二分ニ相当スル金額ヲ下ラザル金額トス」を加える。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第四十一条関係)」に改め、同表中欄中「九・三」を「一〇・四」に、「八・三」を「九・二」に、「七・二」を「八・二」に、「六・四」を「七・一」に、「五・五」を「六・一」に、「五・〇」を「五・二」に、「四・二」を「四・四」に改める。

別表第一ノ二中「別表第一ノ二」を「別表第一ノ二(第四十一条関係)」に改める。

別表第一ノ三中「別表第一ノ三」を「別表第一ノ三(第四十二条ノ三、第五十条ノ八関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第四十一条ノ三関係)」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第四十七条関係)」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第三ノ二(第二十三条ノ七、第五十条ノ三関係)

子ノ数	金	額
一人	九、六〇〇円	最終標準報酬月額ノ〇・六月分ニ相当スル金額
二人	一九、二〇〇円	最終標準報酬月額ノ一・三月分ニ相当スル金額
三人	二四、〇〇〇円	最終標準報酬月額ノ二・〇月分ニ相当スル金額
四人以上	二四、〇〇〇円ニ其ノ子ノ中三人ヲ除キタル子一人ニ付四、八〇〇円ヲ加ヘタル金額	最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第三十四条、第三十八条、第四十条、第四十一条ノ二、第五十条、第五十条ノ六、第五十八条関係)」に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第四十条、第四十二条関係)」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(附則第二項関係)」に改める。

別表第七中「別表第七」を「別表第七(附則第二項、附則第三項関係)」に改める。

別表第八中「別表第八」を「別表第八(附則第三項関係)」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法

別表第一(同法第二十二條の三第三項及び第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。及び別表第二(同法第二十二條の三第三項において準用する場合を含む。の規定、第二條の規定による改正後の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第四十二條第一項(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十五号)附則第四條第一項(昭和四十八年法律第八十五号)附則第四條第一項においてその例によることとされる場合を含む。の規定、第四條の規定による改正後の船員保険法の規定、附則第七條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)附則第十條の規定並びに附則第九條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第十條第三項の規定は、

昭和四十九年十一月一日から適用する。

(第一条及び第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 昭和四十九年十一月一日(以下「適用日」という。前の期間に係る労働者災害補償保険法(以下この条及び附則第四條において「労災保険法」という。の規定による障害補償年金、遺族補償年金、障害年金及び遺族年金並びに適用日前に支給すべき事由の生じた労災保険法の規定による障害補償一時金及び障害一時金については、なお従前の例による。

2 適用日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。の前日までの間に労災保険法第六條の六第二号(労災保険法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。の場合の遺族補償一時金又は遺族一時金(以下この項において「遺族補償一時金等」という。を支給すべき事由が生じた場合における次の各号に掲げる労働者災害補償保険法(以下この項及び附則第六條において「新労災保険法」という。の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 当該遺族補償一時金等の額 第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法(次号及び附則第六條において「旧労災保険法」という。の規定による額

二 当該遺族補償一時金等の支給に係る死亡に關して支給されていた遺族補償年金又は遺族年金(以下この号において「遺族補償年金等」という。を受ける権利を有する者に対して支給すべき適用日の属する月から当該遺族補償一時金等を支給すべき事由の生じた日の属する月までの分の遺族補償年金等の額 旧労災保険法の規定による額(これらの月分の新労災保険法の規定による遺族補償年金等の額からこれらの月分の旧労災保険法の規定による遺族補償年金等の額を減じた額が当該遺族補償一時金等の額を超えるときは、当該超える

額を加算した額)

3 適用日前に生じた業務上の事由又は通勤(労働者災害補償法第七條第一項第二号の通勤をいう。による死亡に關しては、第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(以下「昭和四十年改正法」という。附則第四十二條第一項(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十五号。以下「昭和四十八年改正法」という。附則第四條第一項においてその例によることとされる場合を含む。の規定の例による。

4 適用日以後の期間に係る損害補償年金及び遺族補償年金に關する昭和四十年改正法附則第十五條第二項、第四十一條第一項及び第四十二條第五項の規定の適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十二号)第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

5 適用日以後の期間に係る障害年金及び遺族年金に關する昭和四十八年改正法附則第三條及び第四條第二項の規定の適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十二号)第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

6 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十七條の規定は、この法律の施行の際現に労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三條に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の施行日の属する保険年度に係る労働保険料については、適用しない。

(第四条の規定の施行に伴う経過措置)

第三条 適用日の属する月前の月分の船員保険法の規定による障害年金及び遺族年金並びに適用日前の死亡に係る同法の規定による葬祭料については、なお従前の例による。

2

適用日から施行日の前日までの間に船員保険法第五十条ノ八に規定する一時金を支給すべき事由が生じた場合における次の各号に掲げる保険給付の額は、第四条の規定による改正後の船員保険法(以下この項及び附則第六条において「新船員保険法」という。)の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 当該一時金の額 第四条の規定による改正前の船員保険法(次号及び附則第六条において「旧船員保険法」という。)の規定による額

二 適用日の属する月から当該一時金を支給すべき事由が生じた日の属する月までの分の当該一時金の額の計算の基礎となる遺族年金(当該一時金の額の計算の基礎となる障害年金を含む。以下この号において同じ。)の額

旧船員保険法の規定による額(これらの月分の新船員保険法の規定による遺族年金の額からこれらの月分の旧船員保険法の規定による遺族年金の額を減じた額が当該一時金の額を超過するときは、当該超過する額を加算した額)

(労働者災害補償保険の一時金たる保険給付の額の改定に関する暫定措置)

第四条 適用日以後に支給すべき事由の生じた労働者災害補償保険の規定による障害補償一時金又は労働者災害補償保険の規定による遺族補償一時金若しくは昭和四十年改正法附則第四十二條第一項の一時金については、当分の間、当該支給すべき事由につき労働者災害補償保険の規定による障害補償年金又は遺族補償年金が支給されるものとみなしてこれらの年金について昭和四十年改正法附則第四十二條第一項の規定を適用した場合に、当該支給すべき事由が生じた時にこれらの年金の額の改定に用いることとなる率と同一の率により、これらの一時金の額を改定するものとする。

2 前項の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた労働者災害補償保険の規定による障害一時金又は労働者災害補償保険の規定による遺族一時金若しくは昭和四十八年改正法附則第四條第一項の一時金

について準用する。この場合において、前項中「労働者災害補償保険の規定による障害補償年金又は遺族補償年金」とあるのは、「労働者災害補償保険の規定による障害年金又は遺族年金」と、「昭和四十年改正法附則第四十二條第一項」とあるのは、「昭和四十八年改正法附則第三條」と読み替えるものとする。

(船員保険の職務上の事由による障害手当金等の額の改定に関する暫定措置)

第五條 適用日以後に支給すべき事由の生じた船員保険法第二十三條ノ七第二項に規定する職務上の事由による障害手当金又は同法第四十二條ノ八に規定する一時金については、当分の間、前条の規定による障害補償一時金、遺族補償一時金、障害一時金又は遺族一時金の額の改定の措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、その額を改定することができる。

(保険給付の内払)

第六條 適用日の属する月から施行日の前日の属する月までの分として旧労働者災害補償保険の規定に基づいて支給された障害補償年金、遺族補償年金、障害年金又は遺族年金の支払は、新労働者災害補償保険の規定により支給されるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

2 適用日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金若しくは障害一時金又は昭和四十年改正法附則第四十二條第一項(昭和四十八年改正法附則第四條第一項)においてその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)の一時金であつて、旧労働者災害補償保険の規定又は第二条の規定による改正前の昭和四十年改正法附則第四十二條第一項の規定に基づいて支給されたものの支払は、新労働者災害補償保険の規定又は第二条の規定による改正後の昭和四十年改正法附則第四十二條第一項の規定によるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

3 適用日の属する月から施行日の前日の属する月までの分として旧船員保険法の規定に基づいて

て支給された障害年金又は遺族年金の支払は、新船員保険法の規定により支給されるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

4 適用日以後の死亡に係る葬祭料であつて、旧船員保険法の規定に基づいて支給されたものの支払は、新船員保険法の規定による葬祭料の内払とみなす。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「加給金ノ額」を「第五十條ノ三ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額(第五十條第二号ニ該當シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ別表第三ノ二中欄ニ掲グル額ニ相当スル額トス)」に、「第五十條第三号」を「同条第三号」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第八條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四百四十二條中「附則第三條の規定及び」を「附則第三條の規定、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第七十二号)次条において「昭和四十九年改正法」という。附則第二條第四項及び第四條第一項の規定並びに」に改める。

第四百四十三條第二項中「及び昭和四十五年改正法附則第三條の規定」を「昭和四十五年改正法附則第三條の規定並びに昭和四十九年改正法附則第二條第四項及び第四條第一項の規定」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

附則第十條第三項中「第五十條ノ二第一項第二号イ」の下に「及び別表第三ノ二」を加える。

「山崎昇君登壇、拍手」

○山崎昇君 ただいま議題となりました三法律案について、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、雇用保険法案は、現行の失業保険法にかえて、雇用に関する総合的機能を持つ雇用保険制度を創設することを内容とするものであります。

その骨子は、第一に、失業者の生活の安定をはかり、その就職を促進するために失業給付を行なうほか、労働者の職業の安定に資するために雇用改善、労働者の能力開発及び福祉増進の事業を行なうものとする点。

第二に、従来、当然適用外に置かれていた零細企業の労働者及び農林水産業の労働者をも含めて、すべての労働者に適用すること。

第三に、給付日数等の面で中高年齢者等就職の困難な者に手厚く措置するとともに、全国的に失業状況が悪化した場合の給付延長制度の新設など失業補償機能の強化をはかること。

第四に、季節、短期雇用労働者に対する失業給付を、五十日分の一時金にするとともに、資格要件を最低四ヵ月二十二日とすること。

第五に、雇用改善事業として高齢者の雇用の促進や不況の際の一時休業に対する援助によって失業の防止をはかること。

第六に、保険料については、失業給付に充てるべき千分の十は労使が折半して負担することとし、雇用改善事業等の三事業に充てるべき千分の三は使用者の負担とすること。また、高齢者に関する労使の保険料負担を免除すること等であり、

次に、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、雇用保険法案の施行に伴って必要とされる関係法律の規定の整備及び経過措置を定めるものであります。

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号

雇用保険法案外二件 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員等の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案外一件

一七八

次に、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案は、労災保険及び船員保険の給付をILO百二十一号勧告の水準に合わせることを目途として、障害者に対する補償年金及び補償一時金を約一二%、遺族に対する補償年金を約一三%、それぞれ引き上げること。また、これらの前払い一時金について賃金水準の変動に応じてその額を改定すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括議題として慎重に審議を進めましたが、質疑を終結し、まず、雇用保険法案及び雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱タケ子委員から原案に反対して修正案が提出されました。続いて、公明党を代表して柏原ヤス委員から修正案に反対、原案に賛成の討論があり、社会党を代表して須原昭二委員から原案、修正案ともに反対の討論が行なわれ、民社党を代表して柄谷道一委員から修正案に反対、原案に賛成の討論が行なわれました。修正案について政府から反対の意見が述べられたあと、採決に入り、まず沓脱委員提出の修正案を問題に供しましたところ、賛成少数で否決することに決しました。

次いで原案についてはかりましたところ、雇用保険法案及び雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案については、討論もなく、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、雇用保険法案に対しては、

一、零細企業への適用拡大のための実施体制を整備すること

一、不安定雇用を解消するための総合的施策を進めること

一、雇用改善事業等の三事業について、失業給付との経理区分を明確にし、労使の意見を反映すること

一、中小企業の倒産等による不払い賃金の救済制度等を検討すること

などを内容とした十二項目にわたる附帯決議を付することとし、

また、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案については、

一、給付の一そうの改善

一、労災保険給付と他の社会保険給付との適切な調整を検討すること

一、被災労働者の社会復帰対策を充実すること等を要望する七項目にわたる附帯決議を付することに決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。まず、雇用保険法案及び雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。よって、両案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第九 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員等の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

日程第一〇 文化功労者年金法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長内藤啓三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部を」盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園に改め、同条第二項中「校長」の下に「(園長を含む)」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して、改正後の国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 国立の幼稚園(盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を含む。)の教育職員に対する昭和四十九年四月一日からこの法律の施行の日(前日までの間における勤務に係る超過勤務手当及び休日給の月ごとの合計額が当該月の教職調整額の額を超えない場合には、当該超過勤務手当及び休日給を当該教職調整額の内払とみなし、その合計額が当該月の教職調整額の額を超える場合には、当該超過勤務手当及び休日給を当該教職調整額の額を超える部分については、新法第四条の規定は適用しない。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

文化功労者年金法の一部を改正する法律

文化功労者年金法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「年金百五十万円」を「(小字及び一は衆議院修正)改定する額の年金」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

12 前項の規定により年金の額を定めるに当たつては、文化の向上発達に関する功績に照らし、社会的経済的諸事情を勘案して、文化功労者を顕彰するのふさわしいものとなるようにしなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、(公布の日)昭和五十年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

〔昭和四十九年度分の年金の特例〕

2 昭和四十九年度分の年金の額については、文化功労者年金法第八條第一項中「百五十万円」とあるのは、「二百万円」とする。

(年金の内訳)

3 前項の規定の施行前に昭和四十九年度分の年金として支払われた年金は、○文化功労者年金法及び同項の規定による同年度分の年金の内払とみなす。

〔内藤三郎君登壇、拍手〕

○内藤三郎君 たいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、国立及び公立の幼稚園並びに盲・聾・養護学校の幼稚園部の教育職員についても、小・中・高等学校の教育職員と同様に、教職調整額を四月一日にさかのぼって支給しようとするものであります。

委員会におきましては、学校事務職員の性格とその処遇改善、私立幼稚園教育職員の待遇改善と私立幼稚園振興策及び幼・保一元化など幼児教育のあり方等各般にわたる問題につきまして質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わる、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、文化功労者年金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、最近における経済情勢にかんがみ、文化功労者年金の額を百五十万円から二百万円に引き上げようとするものであります。

昭和四十九年十二月二十五日 参議院会議録第六号

昭和五十年から政令で定めることとする規定等を削除する修正が行なわれたことを申し添えます。

委員会におきましては、文化功労者年金の性格と年金額のあり方、わが国における文化の現状と今後の方向等の問題につきまして質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わる、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野三三) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野三三) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野三三) この際、日程に追加して、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野三三) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。社会労働委員長山崎昇君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年十二月二十日

参議院議長 河野 三三殿

参議院議長 河野 三三殿

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「及び子」を「子、孫及び弟妹」に改め、同項に次の二号を加える。

三 被保険者又は被保険者であつた者の配偶者で届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、これら

の者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者により生計を維持するもの

四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者又は被保険者であつた者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者により生計を維持するもの

第四条の次に次の一条を加える。

(賃金日額の等級)

第四条の二 賃金日額の等級の区分は、被保険者の賃金日額に応じ次の表に定めるとおりとする。

賃金日額の等級		賃金日額	
第 一 級	一、五〇〇円未満	第 一 級	一、五〇〇円未満
第 二 級	一、五〇〇円以上 二、五〇〇円未満	第 二 級	二、五〇〇円以上 三、五〇〇円未満
第 三 級	二、五〇〇円以上 三、五〇〇円未満	第 三 級	三、五〇〇円以上 五、〇〇〇円未満
第 四 級	三、五〇〇円以上 五、〇〇〇円未満	第 四 級	五、〇〇〇円以上 六、五〇〇円未満
第 五 級	五、〇〇〇円以上 六、五〇〇円未満	第 五 級	六、五〇〇円以上 八、〇〇〇円未満
第 六 級	六、五〇〇円以上 八、〇〇〇円未満	第 六 級	八、〇〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第 七 級	八、〇〇〇円以上 九、五〇〇円未満	第 七 級	九、五〇〇円以上
第 八 級	九、五〇〇円以上	第 八 級	九、五〇〇円以上

2 前項の規定による賃金日額の等級の区分は、被保険者が受ける賃金の水準に著しい変動があつた場合においては、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条ノ二の規定による標準報酬の区別の改定の措置その他の事情を勘案して、速やかに改定の措置が講ぜられるべきものとする。

第九条の次に次の一条を加える。

(給付基礎日額)

第九条の二 給付基礎日額は、賃金日額の等級に応じ次の表に定めるとおりとする。

賃金日額の等級		給付基礎日額	
第 一 級	一、三三四円	第 一 級	一、三三四円
第 二 級	二、〇〇〇円	第 二 級	二、〇〇〇円

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案外一件 議事日程 一七九

第 三 級	三、〇〇〇円
第 四 級	四、四〇〇円
第 五 級	五、七五〇円
第 六 級	七、二五〇円
第 七 級	八、七五〇円
第 八 級	一〇、二五〇円

第十二条中「五十円」を「二百円」に改める。
第十四条第一項中「行なわれた」を「行われた」に、「三年六箇月」を「五年」に改める。

第十六条の二第二項中「定める額」を「定める金額」に、「高い方の額」を「高い金額」に改め、各号を次のように改める。

一 当該被保険者について、その者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八日を選んだ場合における当該合算額の二百八十分の六に相当する金額

二 当該被保険者について、その者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように七十八日を選んだ場合における当該合算額の七百八十分の六に相当する金額

第十六条の二第三項中「より定められた」を「より傷病手当金の」に改め、同条第四項中「はじめた」を「始めた」に、「三十日」を「六箇月(厚生大臣の指定する疾病に関しては、一年六箇月)」に改め

る。
第十六条の三及び第十六条の四を次のように改める。

(埋葬料)
第十六条の三 被保険者が死亡した場合において、その死亡の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上若しくは当該月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料がその者について納付されているとき、又はその死亡の際その者が療養の給付を受けていたときは、その者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものに対し、埋葬料を支給する。

2 埋葬料の額は、次の各号の別に従い、それぞれ当該各号に定める金額とする。ただし、第一号及び第二号のいずれにも該当するときは、いずれか高い金額とする。
一 当該被保険者について、その死亡の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八日を選んだ場合における当該合算額の二十八十分の一に相当する金額に一箇月当たりの被保険者の平均就労日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額(その金額が三万円に満たないときは、三万円)

二 当該被保険者について、その死亡の日の属する月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように七十八日を選んだ場合における当該合算額の七百八十分の六に相当する金額に一箇月当たりの被保険者の平均就労日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額(その金額が三万円に満たないときは、三万円)

する月の前六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように七十八日を選んだ場合における当該合算額の七十八十分の一に相当する金額に前号に規定する厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額(その金額が三万円に満たないときは、三万円)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 三万円
第一項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者が不在の場合においては、埋葬を行つた者に対し、前項の規定による埋葬料の額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

(分べん費)
第十六条の四 被保険者が分べんした場合において、その分べんの日の属する月の前四箇月間に通算して二十八日分以上の保険料がその者について納付されているときは、分べん費を支給する。

2 分べん費の額は、分べんの日の属する月の前四箇月間の保険料が納付された日のうちからその納付された日に係る当該被保険者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八日を選んだ場合における当該合算額の二十八十分の一に相当する金額(以下「分べんの月前の平均給付基礎日額」という。)に一箇月当たりの被保険者の平均就労日数の二分之一に相当する日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額(その金額が六万円に満たないときは、六万円)とする。

3 被保険者が、分べんに関し病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき分べん費の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による分べん費の額の二分之一に相当する金額とする。

る。

第十六条の五第一項中「被保険者が分べんしたときは」を「分べん費の支給を受けることができる被保険者には」に、「九日及び二十一日」を「四十二日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 出産手当金の額は、一日につき、分べんの月前の平均給付基礎日額の十分の六に相当する金額とする。

第十六条の五第三項中「より定められた」を「より出産手当金の」に改め、同条第四項を削る。

第十七条第二項中「百分の五十」を「百分の七十」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第五項中「百分の五十」を「百分の七十」に、「但書」を「ただし書」に改める。

第十七条の二第一項中「二千円」を「三万円」に改める。

第十七条の三第一項中「一万円」を「六万円」に改める。

第十七条の七を第十七条の八とし、第十七条の六中「百分の五十」を「百分の七十」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)

第十七条の七 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費又は特別療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第二項中「及び特別療養費」を「特別療養費及び高額療養費」に改める。

第三十条を次のように改める。

(保険料の額)

第三十条 保険料の額は、一日につき、被保険者の賃金日額の等級に応じ次の表に定めるとおりとする。

賃金日額の等級	保 險 料 の 額
第 一 級	六〇円
第 二 級	一二〇円
第 三 級	二〇〇円
第 四 級	二八〇円
第 五 級	三七〇円
第 六 級	四七〇円
第 七 級	五六〇円
第 八 級	六六〇円

2 被保険者及び事業主は、それぞれ保険料の額の二分の一を負担する。ただし、賃金日額の等級が第一級である場合の保険料については、被保険者が二十五円を、事業主が三十五円を負担し、賃金日額の等級が第二級である場合の保険料については、被保険者が五十五円を、事業主が六十五円を負担する。

附 則

1 この法律は、昭和五十年一月一日から施行する。

2 昭和四十八年十月一日前に同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關し療養の給付、特別療養費の支給又は家族療養費の支給の開始後二年を経過した被保険者、被保険者であつた者又は被扶養者の当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に關する療養の給付又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

5 改正後の日雇労働者健康保険法の規定の適用については、当分の間、同法第四条の二第一項の

表中 第一級 一、五〇〇円未満とあるのは

特例第一級	四八〇円未満
第一級	四八〇円以上 一、五〇〇円未満

3 改正後の第十六条の二第二項第一号に規定する二十八日分以上の保険料又は同項第二号に規定する七十八日分以上の保険料のうちに日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十一号）による改正前の日雇労働者健康保険法第三十条第一項の規定による第一級又は同項の規定による第二級の保険料が含まれている場合における傷病手当金の額については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前に改正前の第十六条の二第四項に規定する支給期間が満了した傷病手当金及び改正前の第十六条の五第一項に規定する支給期間が満了した出産手当金の支給期間並びに同日前に分べんした者のその分べんの日間の期間に係る出産手当金の支給期間については、なお従前の例による。

と、同法第九条の二の表中

第一級 一、三三四円

とあるのは

特例第一級	四〇〇円
第一級	一、三三四円

と、同法第三十条第一項の表中

第一級 六〇円

とあるのは

特例第一級	二〇円
第一級	六〇円

とする。

6 この法律の施行の日から昭和五十年三月三十一日までの間における改正後の日雇労働者健康保険法の

規定の適用については、同法第四条の二第一項の表中

第三級	二、五〇〇円以上 三、五〇〇円未満
第四級	三、五〇〇円以上 五、〇〇〇円未満
第五級	五、〇〇〇円以上 六、五〇〇円未満
第六級	六、五〇〇円以上 八、〇〇〇円未満
第七級	八、〇〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第八級	九、五〇〇円以上

とあるのは

第三級 二、五〇〇円以上

と、同法第九条の二の表中

第三級	
第四級	
第五級	
第六級	
第七級	
第八級	

三、〇〇〇円
四、四〇〇円
五、七五〇円
七、二五〇円
八、七五〇円
一〇、二五〇円

とあるのは

第三級 三、〇〇〇円

と、同法第三十条第一項の表中

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案 閣する請願外千七百十七件の請願

日程第一より第四七までの請願及び国の公害行政の抜本的改正に

一八二

第三級	二〇〇円
第四級	二八〇円
第五級	三七〇円
第六級	四七〇円
第七級	五六〇円
第八級	六六〇円

とあるのは 第三級 二〇〇円 とする。

7 昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間における改正後の日雇労働者健康

保険法の規定の適用については、同法第四条の二第一項の表中

第五級	五、〇〇〇円以上
第六級	六、五〇〇円以上
第七級	八、〇〇〇円以上
第八級	九、五〇〇円以上

六、五〇〇円未満
八、〇〇〇円未満
九、五〇〇円未満

とあるのは 第五級 五、〇〇〇円以上 と、同法第九条の二

第五級	五、七五〇円
第六級	七、二五〇円
第七級	八、七五〇円
第八級	一〇、二五〇円

とあるのは 第五級 五、七五〇円 と、

第五級	三七〇円
第六級	四七〇円
第七級	五六〇円
第八級	六六〇円

とあるのは 第五級 三七〇円

同法第三十条第一項の表中

とする。

〔山崎昇君登壇、拍手〕

○山崎昇君 ただいま議題となりました日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日雇労働者健康保険の給付を健康保険の給付に準ずる内容とするための改正案であります。

第一に、家族療養費等の給付割合を五割から七割に引き上げるとともに、高額療養費の支給を行なうこと

第二に、傷病手当金、出産手当金、埋葬料、分べん費等について給付の改善を昭和五十一年四月までに段階的に実施すること

第三に、保険料を第一級五十円から第四級二百円までの四段階とされているのを、第一級六十円から第八級六百六十円までの八段階に改定し、昭和五十一年四月までに段階的に実施すること

等を内容とするものであります。

委員会におきましては、審議を進め、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、

一、医療制度の抜本対策を樹立すること

一、五人未満事業所の従業員に対する被用者健康保険の適用をはかること

一、賃金日額の区分について一その検討を行なうこと

等の要望を内容とする六項目にわたる附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) 日程第一より第四七までの請願及び本日、公害対策及び環境保全特別委員長外六委員長から報告書が提出されました国の公害行政の抜本的改善に関する請願外千七百十七件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

〔日程第一より第四七までの請願審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

適正な織工賃の確保に関する請願(五十三件)

織物業界の長期安定のため過剰設備の廃棄に関する請願(五十六件)

過剰在庫の凍結等による織物業界安定対策に関する請願(五十二件)

織物業者に対する長期低利の減産資金融資確保に関する請願(五十九件)

織物業界不況打破のため制度融資償還猶予に関する請願(五十七件)

織物及びその製品の輸入制限実施に関する請願(五十五件)

織物業の機動的需給調整措置確立に関する請願(五十八件)

絹織物及びその製品の輸入制限実施に関する請願(十六件)

繊維産業不況対策促進に関する請願

家庭用燈油の大幅値上げ反対に関する請願(五件)

経営指導員等の処遇改善に関する請願

丹後機業危機打開のための緊急措置に関する請願(四件)

中小企業の営業と生活の安定に関する請願(二

(件)

中小企業に対する融資わくの拡大等に関する請願(二件)

中小業者の営業と生活の安定施策に関する請願(十五件)

中小業者の営業・生活の安定に関する請願(二件)

中小業者の営業及び生活の安定に関する請願(二件)

中小業者の営業と生活安定のための施策に関する請願

小売業者の営業と生活の安定に関する請願

農地等の相続税に係る軽減措置等に関する請願

農地等の相続税に係る軽減措置等に関する請願(十八件)

農業後継者に対する相続税の特例設置に関する請願

重度心身障害者に対する揮発油税等の免除に関する請願(意見書案付)

農地の相続税軽減に関する請願

農地の相続税等の軽減措置に関する請願

農地に関する相続税法改正に関する請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

超過負担の完全解消に関する請願(四件)

松江市立病院に対する財政援助等に関する請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

恩給・共済年金受給者の処遇改善に関する請願

昭和五十年恩給改善措置案の完全実施等に関する請願(二件)

台湾総督府巡査在職年の恩給年限通算措置に関する請願

退職教職員の福祉充実に関する請願(十一件)

インフレ抑止、物価の引下げ、独占禁止法の強化改正等に関する請願(百三十二件)

インフレ抑止と市民生活安定に関する請願

公共料金、燈油等生活必需品の価格引下げのための物価集中審議に関する請願(七件)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国民健康保険の改善強化に関する請願(二十件)

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願(百五件)

〔父母の人材確保に関する特別措置法〕制定促進に関する請願(十八件)

民間保育事業振興に関する請願(四十九件)

〔看護〕の充実に関する請願(三件)

療術の制度化に関する請願(四十六件)

障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願(十六件)

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願(七十一件)

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願(三十九件)

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願(十八件)

戦時災害援護法制定等に関する請願(三十九件)

腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(十四件)

老人福祉に関する請願(二件)

同和対策事業推進に関する請願

社会福祉施設に勤務する職員の勤務条件の改善に関する請願(二件)

国立小児腎センター設立に関する請願(二件)

特定疾患対策等に関する請願(二件)

医療機関における医療従事者の増員に関する請願(二件)

観光地におけるごみ、し尿、汚水処理施設及び水道施設の整備に関する請願(二件)

国民健康保険制度抜本的改善に関する請願

国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願(十二件)

生活保護基準及び失業対策事業資金の大幅引上げに関する請願

アルコール症に対する医療体系の確立等に関する請願

深夜労働の禁止に関する請願

保育所建設の超過負担の解消等に関する請願(十七件)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(河野謙三君) これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○議長(河野謙三君) この際、委員会の審査を閉会中も継続するの件についておはかりいたします。

内閣委員会

一、中小企業省設置法案(参第三号)

社会労働委員会

一、原子爆弾被害者等援護法案(参第七号)

商工委員会

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第一号)

一、中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律案(参第二号)

一、小規模事業者生業安定資金融通特別措置法案(参第四号)

公害対策及び環境保全特別委員会

一、大気汚染防止法の一部を改正する法律案

(参第一〇号)

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(参第五号)

一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第六号)

○議長(河野謙三君) 本件は、各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よって、本件は各委員長要求のとおり決しました。

○議長(河野謙三君) 今国会を終了するにあたり、一言あいさつ申し上げます。

今国会は短期間でございましたが、連日にわたる各位の熱心な御審議に対し、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

内外の情勢多端のおり、各位におかれましては御自愛の上、ますます御活躍くださるようお願いしてやみません。

これにて解散いたします。

午後一時六分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野謙三君

副議長 前田佳都男君

議員

太田 淳夫君

野末 陳平君

下村 泰君

塩出 啓典君

市川 房枝君

内田 善利君

桑名 義治君

矢原 秀男君

喜屋武眞榮君

相沢 武彦君

青島 幸男君

柄谷 道一君

三治 重信君

昭和四十九年十二月二十五日 参議院会議録第六号

日程第一より第四七までの請願及び国の公署行政の抜本的改正に関する請願外千百十七件の請願 閉会中も継続するの件 会期終了につき議長のおいさつ

委員会の審査を

一八三

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 議長の報告事項

平井 卓志君	林 道君
上林 繁次郎君	阿部 憲一君
三木 忠雄君	藤原 房雄君
和田 春生君	栗林 卓司君
寺下 岩蔵君	中西 一郎君
黒柳 明君	矢追 秀彦君
原田 立君	田代 富士男君
藤井 恒男君	木島 則夫君
寺本 広作君	林田 悠紀夫君
鈴木 一弘君	宮崎 正義君
柏原 ヤス君	中村 利次君
田淵 哲也君	山本 茂一郎君
園田 清充君	二宮 文造君
白木 義一郎君	小平 芳平君
多田 省吾君	中尾 辰義君
中沢 伊登子君	向井 長年君
木内 四郎君	福岡 知之君
最上 進君	望月 邦夫君
森下 泰君	梶木 又三君
岩上 妙子君	宮田 輝君
藤川 一秋君	福岡 日出磨君
鳩山 威一郎君	秦野 章君
安孫子 藤吉君	青井 政美君
有田 一寿君	井上 吉夫君
石破 二郎君	糸山 英太郎君
中村 登美君	吉田 実君
藤井 丙午君	中村 禎二君
高橋 邦雄君	竹内 藤男君
松垣 徳太郎君	石本 茂君
菅野 儀作君	上田 稔君
長田 裕二君	久次 米健太郎君
小林 国司君	中山 太郎君
宮崎 正雄君	久保 田藤麿君
山内 一郎君	内藤 三郎君
玉置 和郎君	高橋 雄之助君
岩助 道行君	西村 尚治君
鍋島 直紹君	新谷 寅三郎君
上原 正吉君	青木 一男君

迫水 久常君	小川 半次君
徳永 正利君	八木 一郎君
神田 博君	丸茂 重男君
塩見 俊二君	志村 愛子君
片山 正英君	柴立 芳文君
嶋崎 均君	棚辺 四郎君
夏目 忠雄君	永野 嚴雄君
中村 太郎君	戸塚 進也君
高橋 登富君	山東 昭子君
岩男 頼一君	遠藤 要君
大島 友治君	大鷹 淑子君
岡田 広君	上條 勝久君
細川 護熙君	斎藤 十朗君
古賀 雷四郎君	黒住 忠行君
川野 辺 静君	河本 嘉久蔵君
金井 元彦君	柳田 桃太郎君
土屋 義彦君	安田 隆明君
原 文兵衛君	鈴木 省吾君
世耕 政隆君	高田 浩運君
増田 盛君	山崎 五郎君
江藤 智君	藤田 正明君
佐藤 隆君	楠 正俊君
大森 久司君	岡本 悟君
平泉 涉君	橋 直治君
安井 謙君	柳木 亨弘君
吉武 恵市君	増原 恵吉君
鹿島 俊雄君	大谷 藤之助君
小笠 公昭君	巨 四郎君
温水 三郎君	橋本 繁蔵君
矢田 部 理君	案納 勝君
久保 亘君	坂野 重信君
斎藤 栄三郎君	青木 新次君
野田 哲君	対馬 孝且君
桑 豊君	亀井 久興君
佐藤 信二君	浜本 万三君
赤桐 操君	大塚 喬君
小山 一平君	岩本 政一君
今泉 正二君	稲嶺 一郎君

片岡 勝治君	田 英夫君
宮之原 貞光君	鈴木 美枝子君
神沢 浄君	初村 滝一郎君
山崎 竜男君	矢野 登君
安永 英雄君	竹田 四郎君
前川 且君	戸田 菊雄君
山崎 昇君	町村 金五君
加藤 武徳君	二木 謙吾君
杉山 善太郎君	野口 忠大君
栗原 俊夫君	西ヶ久保 重光君
森 勝治君	植木 光教君
木村 睦男君	熊谷 太三郎君
源田 実君	羽生 三七君
戸叶 武君	小柳 勇君
阿具 根 登君	中村 波男君
松永 忠二君	志苦 裕君
森下 昭司君	近藤 忠孝君
山中 郁子君	粕谷 照美君
片山 甚市君	目黒 今朝次郎君
橋本 敦君	安武 洋子君
内藤 功君	寺田 熊雄君
須原 昭二君	佐々木 静子君
辻 一彦君	小巻 敏雄君
神谷 信之助君	小谷 守君
工藤 良平君	上田 哲君
和田 静夫君	松本 英一君
小笠 原貞子君	立木 洋君
香取 タケ子君	小野 明君
鈴木 力君	川村 清一君
田中 寿美子君	野々山 二三君
加藤 進君	渡辺 武君
塚田 大願君	竹田 現照君
瀬谷 英行君	吉田 忠三郎君
鶴岡 哲夫君	森中 守義君
須藤 五郎君	岩間 正男君
星野 力君	藤田 進君
沢田 政治君	村田 秀三君
中村 英男君	秋山 長造君

田 英夫君	河田 賢治君
加瀬 完君	
上田 耕一郎君	
外務大臣	宮澤 喜一君
文部大臣	永井 道雄君
厚生大臣	田中 正巳君
労働大臣	長谷川 峻君
自治大臣	福田 一君
議長の報告事項	
一昨二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	
地方行政委員	大谷 藤之助君
	鍋島 直紹君
	安孫子 藤吉君
	井上 吉夫君
	夏目 忠雄君
	橋本 繁蔵君
	柴立 芳文君
	片山 正英君
	中村 登美君
	吉武 恵市君
	斎藤 栄三郎君
	今泉 正二君
	棚辺 四郎君
	遠藤 要君
	望月 邦夫君
	古賀 雷四郎君
	高田 浩運君
	和田 静夫君
	小谷 守君
	神沢 浄君
	寺田 熊雄君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
地方行政委員	中村 登美君
	遠藤 要君
	今泉 正二君

記
裁判官訴追委員

金井 元彦君
宮崎 正雄君

同 予備員

第一順位 岩男 頼一君
第二順位 亀井 久興君
第三順位 坂野 重信君

同日本院は、檢察官適格審査会委員本院議員加藤武徳君が常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審査会委員の職を解かれたのでその補欠及び同予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

記
檢察官適格審査会委員

同 予備委員
参議院議員 永野 嚴雄君

同 予備委員
(永野嚴雄君の予備委員)

同日本院は、四国地方開発審議会委員本院議員松垣徳太郎君が常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 小笠 公昭君

同日本院は、中国地方開発審議会委員本院議員木村陸男君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 小林 国司君

同日本院は、北陸地方開発審議会委員本院議員嶋崎均君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 橋 直治君

同日本院は、首都圏整備審議会委員本院議員原文兵衛君が常任委員長に選任されたため国会法第三

十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 菅野 義作君

同日本院は、豪雪地帯対策審議会委員本院議員佐藤隆君が常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 巨 四郎君

同日本院は、離島振興対策審議会委員本院議員大谷藤之助君が常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 中村 禎二君

同日本院は、国土開発幹線自動車道建設審議会委員本院議員岡本悟君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 石破 二郎君

同日本院は、台風常襲地帯対策審議会委員本院議員古賀雷四郎君及び同柴立芳文君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 稲嶺 一郎君

同日本院は、鉄道建設審議会委員本院議員増原恵吉君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 堀見 俊二君

同日本院は、原子力委員会委員に井上五郎君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に今井久君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 柳田桃太郎君

同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に加藤光徳君、近藤功君、鈴木一男君、中西彦二郎君、本庄務君及び村中俊明君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

昨二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同 地方行政委員

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

今泉 正二君
遠藤 要君
古賀雷四郎君
斎藤栄三郎君
中村 登美君
吉武 恵市君
棚田 四郎君
望月 邦夫君
栗林 卓司君
大谷藤之助君
中沢伊登子君
夏目 忠雄君
橋本 繁蔵君
安孫子藤吉君
奥立 芳文君
井上 吉夫君
片山 正英君
鍋島 直昭君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同 地方行政委員

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

運輸委員
通信委員
建設委員

今泉 正二君
棚田 四郎君
古賀雷四郎君
望月 邦夫君
遠藤 要君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

物価等対策特別委員 阿部 憲一君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
物価等対策特別委員 山田 徹一君
同日委員会において選任した理事は左の通りである。

文教委員会

理事 有田 一寿君 (斎藤十朗君の補欠)
理事 久保田藤麿君
理事 加藤 進君 (加藤進君の補欠)
農林水産委員会
理事 小林 国司君 (堀木又三君の補欠)
運輸委員会
理事 平井 卓志君 (山崎竜男君の補欠)
建設委員会
理事 上田 稔君 (古賀雷四郎君の補欠)

公職選挙法改正に関する特別委員会
理事 剣木 亨弘君 (志村愛子君の補欠)
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

経済変動に伴う雇用不安の緩和等に関する緊急措置法案(倉田タケ子君外一名発議)
大気汚染防止法の一部を改正する法律案(栗原俊夫君外三名発議)

同日委員長から左の報告書が提出された。
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案可決報告書
千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会閣条第一号)議決報告書

昭和四十九年十二月二十五日 参議院会議録第六号 議長報告事項

千九百六十七年十二月十四日にブラッセルで、千九百六十七年六月二日にワシントンで、千九百六十七年十一月六日にヘーグで、千九百六十七年六月二日にロンドンで、千九百六十七年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会閣条第一号)議決報告書

千九百六十七年六月二日にワシントンで、千九百六十七年十一月六日にヘーグで、千九百六十七年六月二日にロンドンで及び千九百六十七年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会閣条第一号)議決報告書

千九百六十六年五月四日にパリで補足され、千九百六十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百六十四年三月二十日にベルリンで補足され並びに千九百六十八年六月二日にローマで、千九百六十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百六十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件(第七十二回国会閣条第一号)議決報告書

雇用保険法案可決報告書
雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案可決報告書
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案可決報告書
国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書
文化功労者年金法の一部を改正する法律案可決

報告書
文教委員会請願審査報告書(第一号)
農林水産委員会請願審査報告書(第一号)
運輸委員会請願審査報告書(第一号)
通信委員会請願審査報告書(第一号)
建設委員会請願審査報告書(第一号)
同日委員長から左の議案について継続審査の要求書が提出された。

公職選挙法改正に関する特別委員会
一、公職選挙法の一部を改正する法律案(参第五号)
一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第六号)
同日議長において、三菱石油株式会社水島製油所重油流出事故の実情調査のため左の通り議員を派遣することに決定した。

一、派遣議員 青井 政美君 夏目 忠雄君
平井 卓志君 矢野 登君
赤桐 操君 工藤 良平君
小柳 勇君 桑名 義治君
近藤 忠孝君 三治 重信君
一、派遣地 岡山県 香川県
一、期間 十二月二十六日 一日間
同日議長は、左の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書
一、事件の名称 教育、文化及び学術に関する調査
一、目的 教育制度、教育行政、教育財政、文化及び学術等の諸問題をつぶさに調査研究し、教育、文化及び学術の健全なる発展に資する。
一、方法 関係各方面から意見を聴取し、資料を収集し、かつ、必要に応じ実地調査を行う。
一、期間 今期国会開会中
右の通り議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和四十九年十二月二十四日
参議院議長 河野 謙三殿
調査承認要求書
一、事件の名称 農林水産政策に関する調査
一、目的 農林水産政策の振興及び農林漁家経済の安定に関する諸問題について調査研究を行ない、適切な諸施策の樹立に資する。
一、方法 関係各方面の意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じ実地調査を行なう。
一、期間 今期国会開会中
右の通り議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和四十九年十二月二十四日
参議院議長 河野 謙三殿
調査承認要求書
一、事件の名称 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
一、目的 郵政事業及び電気通信事業並びにラジオ、テレビジョン放送その他電波に関する行政の運営状況を調査し、その適正なる運営に資する。
一、方法 関係者から意見を聴取し、資料の収集並びに実地調査等を行う。

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 議長の報告事項

一、期間 今期国会開会中

右の通り議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和四十九年十二月二十四日

通信委員長 川村 清一

参議院議長 河野 謙三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 建設事業並びに建設諸計画に關する調査

一、目的 国土計画、都市計画、道路、河川、住宅等建設に關する諸問題について調査研究し、適切な諸施策の樹立に資する。

一、方法 関係官庁、民間諸団体等から計画、実施及び成果等につき、その実態及び意見を聴取するとともに、現地視察、資料の収集等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右の通り議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和四十九年十二月二十四日

建設委員長 小野 明

参議院議長 河野 謙三殿

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員源田実君提出一世一元の制に關する質問に対する答弁書

参議院議員源田実君提出皇室の尊嚴維持に關する質問に対する答弁書

本日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 中沢伊登子君

文教委員 植木 光教君

(国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの)

同 栗林 卓司君

農林水産委員 桑名 義治君

商工委員 相沢 武彦君

予算委員 宮田 輝君

本日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 栗林 卓司君

文教委員 宮田 輝君

(国会法第四十二条第三項の規定によるもの)

同 中沢伊登子君

農林水産委員 相沢 武彦君

商工委員 桑名 義治君

予算委員 竹内 藤男君

本日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員 中村 利次君

本日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 向井 長年君

本日委員会において選任した理事は左の通りである。

大蔵委員会 理事 栗林 卓司君 (栗林卓司君の補欠)

公害対策及び環境保全特別委員会 理事 森下 泰君 (大谷藤之助君の補欠)

理事 山内 一郎君 (原文兵衛君の補欠)

物価等対策特別委員会 理事 安田 隆明君 (中西一郎君の補欠)

理事 山田 徹一君 (山田徹一君の補欠)

科学技術振興対策特別委員会 理事 源田 実君 (岩動道行君の補欠)

理事 中村 慎二君 (中山太郎君の補欠)

本日議員岩間正男君外一名から委員会審査省略要求書を附して左の議案が提出された。

核兵器持込み禁止の宣言に關する決議案
本日委員長から左の報告書が提出された。
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案
(閣法第一四号)可決報告書
内閣委員会請願審査報告書(第一号)
地方行政委員会請願審査報告書(第一号)
大蔵委員会請願審査報告書(第一号)
社会労働委員会請願審査報告書(第一号)

商工委員会請願審査報告書(第一号)

公害対策及び環境保全特別委員会請願審査報告書(第一号)

物価等対策特別委員会請願審査報告書(第一号)

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査報告書

国の防衛に關する調査報告書

地方行政の改革に關する調査報告書

檢察及び裁判の運営等に関する調査報告書

国際情勢等に関する調査報告書

教育、文化及び學術に關する調査報告書

社会保障制度等に関する調査報告書

労働問題に関する調査報告書

農林水産政策に関する調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査報告書

運輸事情等に関する調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に關する調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に關する調査報告書

予算の執行状況に關する調査報告書

沖縄及び北方問題に關する対策樹立に關する調査報告書

災害対策樹立に關する調査報告書

公害及び環境保全対策樹立に關する調査報告書

交通安全対策樹立に關する調査報告書

当面の物価等対策樹立に關する調査報告書

者の事業活動の調整に關する法律案(参第
二号)
一、小規模事業者生業安定資金融通特別措置
法案(参第四号)
公害対策及び環境保全特別委員会
一、大気汚染防止法の一部を改正する法律案
(参第一〇号)
本日議長において採択した公団家賃のいつせい値
上げ反対等に関する請願外千二百八十五件の請願
は、即日これを内閣に送付した。
本日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。
千九百六十七年七月十四日にストックホルムで
署名された世界的所有権機関を設立する条約
の締結について承認を求めめるの件
千九百六十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百
六十二年六月二日にワシントンで、千九百六十五年
十一月六日にヘーグで、千九百六十四年六月
二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一
日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日
にストックホルムで改正された工業所有権の保
護に關する千八百八十八年三月二十日のパリ条
約の締結について承認を求めめるの件
千九百六十二年六月二日にワシントンで、千九百
六十五年十一月六日にヘーグで、千九百六十四
年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十
月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は
誤認を生じさせる原産地表示の防止に關する千
八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千
九百六十七年七月十四日のストックホルム追加
協定の締結について承認を求めめるの件
千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千
九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、
千九百十四年三月二十日にベルンで補足され並
びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九
百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九
百六十七年七月十四日にストックホルムで及び
千九百七十七年七月二十四日にパリで改正され

た千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

日本本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

雇用保険法案

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

本日衆議院から、左の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

本日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

千九百一十一年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件

千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は

誤謬を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めるの件

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百一十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百一十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百一十八年六月二日にローマで、千九百一十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百一十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百一十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

本日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

雇用保険法案

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日本本院は、閉会中左の通り委員会が審査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、中小企業省設置法案(参第三号)

社会労働委員会

一、原子爆弾被爆者等援護法案(参第七号)

商工委員会

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第一号)

昭和三十九年十二月二十五日 参議院会議録第六号 議長報告事項

二、中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律案(参第二号)

三、小規模事業者生業安定資金融通特別措置法案(参第四号)

公害対策及び環境保全特別委員会

一、大気汚染防止法の一部を改正する法律案(参第一〇号)

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(参第五号)

二、政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第六号)

本日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

本日衆議院議長から、同院は閉会中左の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十一回国会案法第二七号)

二、内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十二回国会案法第六号)

三、国の行政機関の休日に関する法律案(大出俊君外六名提出、第七十二回国会案法第二〇号)

四、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出、第七十二回国会案法第二一〇号)

五、休日の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出、第七十二回国会案法第二二〇号)

大蔵委員会

一、銀行法の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外九名提出、第七十一回国会案法第四一〇号)

二、昭和四十九年分の所得税の臨時特例に関する法律案(武藤山治君外五名提出、衆法第二号)

社会労働委員会

一、保育所等整備緊急措置法案(金子みつ君外九名提出、第七十二回国会案法第六号)

二、看護婦等の育児休暇及び進学休暇等に関する法律案(金子みつ君外九名提出、第七十二回国会案法第四三三〇号)

三、国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(川俣健二郎君外十六名提出、衆法第三号)

農林水産委員会

一、国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貴君外十名提出、第七十一回国会案法第一七〇号)

二、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十二回国会案法第八四〇号)

商工委員会

一、中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(中村重光君外九名提出、第七十二回国会案法第三七〇号)

運輸委員会

一、航空法の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十一回国会案法第八八〇号)

建設委員会

一、宅地開発公団法案(内閣提出、第七十二回国会案法第四三三〇号)

二、建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十二回国会案法第七五〇号)

三、都市再開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十二回国会案法第八一〇号)

四、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案(内閣提出、第七十二回国会案法第九一〇号)

五、住宅基本法案(北側義一君外一名提出、第七十一回国会案法第二五〇号)

昭和四十九年十二月二十五日 参議院會議録第六号 議長の報告事項

決算委員会

昭和四十七年度一般会計歳入歳出決算
昭和四十七年度特別会計歳入歳出決算
一、昭和四十七年度国税収納金整理資金受払
計算書

昭和四十七年度政府関係機関決算書
二、昭和四十七年度国有財産増減及び現在額
計算書

三、昭和四十七年度国有財産無償貸付状況総
計算書

議院運営委員会

一、国会法等改正に関する件

二、議長よりの諮問事項

三、その他議院運営委員会の所管に属する事
項

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、政治資金規正法の一部を改正する法律案
(浅井美幸君外一名提出、衆法第一号)

二、公職選挙法改正に関する件

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策に関する件

石炭対策特別委員会

一、石炭対策に関する件

公害対策並びに環境保全特別委員会

一、公害対策基本法案(中島武敏君外一名提
出、第七十一回国会衆法第一八号)

二、大気汚染防止法の一部を改正する法律案
(中島武敏君外一名提出、第七十一回国会衆
法第一九号)

三、水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
(中島武敏君外一名提出、第七十一回国会衆
法第二〇号)

四、騒音規制法の一部を改正する法律案(中
島武敏君外一名提出、第七十一回国会衆法
第二一号)

五、公害委員会法案(中島武敏君外一名提出、
第七十一回国会衆法第二二号)

六、環境保全基本法案(島本虎三君外四名提
出、第七十一回国会衆法第四三号)

七、公害に係る事業者の無過失損害賠償責任
等に関する法律案(島本虎三君外四名提出、
第七十一回国会衆法第四四号)

八、環境保全基本法案(岡本富夫君外一名提
出、第七十一回国会衆法第四五号)

九、公害対策並びに環境保全に関する件
物価問題等に関する特別委員会

一、総合商社の事業活動の規制に関する法律
案(松浦利尚君外四名提出、第七十二回国
会衆法第二九号)

二、物価問題等に関する件

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩の住民等が受けた損害の補償に関す
る特別措置法案(安井吉典君外八名提出、
第七十一回国会衆法第四七号)

二、沖繩及び北方問題に関する件

第三号中正誤

第三段行 誤
三 四 九 カブリ海
四 六 天
正
カリブ海
天井

定価 一部五十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)